

令和元年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年6月18日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月18日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	飯 田 雅 広	4番	石 原 裕 介
	5番	水 野 智 見	6番	戸 谷 裕 治
	7番	伊 藤 俊 一	8番	黒 川 勝 好
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼ふるさと振興課長	伊藤 保光
		政策推進課長	北條 寿文		
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	伊藤 俊郎		
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼健康推進課長	佐藤 正浩
		住民課長	中村 和恵	介護支援課長	戸谷 政司
		子ども課長	舘林 久美	保険医療課長	不破 生美
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼土木農政課長	伊藤 光彦
		次長兼まちづくり推進課長	肥尾建一郎		
上下水道部	次長兼水道課長	伊藤 和孝			
消防本部	消防長	伊藤 啓二	次長兼消防署長	山田 靖	
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼教育課長	鈴木 敬	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	黒川勝好	今度の地方議員選挙のあり方……………	43
2	石原裕介	子育て支援について……………	52
3	伊藤俊一	選挙のあり方について問う……………	61
4	佐藤茂	超高齢化社会に向けての対策は……………	68
5	板倉浩幸	①国民健康保険について……………	77
		②子どもへの虐待と権利条約について……………	91
6	中村英子	町界町名（住居表示）設定事業について……………	104
7	山岸美登利	子育て支援について……………	117
8	飯田雅広	成年後見制度利用促進への対策を急げ！！（2回目）	126

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

令和元年第2回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきました。まことにありがとうございます。

開会前に皆さんにお願いを申し上げます。

本日午前10時に、全国一斉での緊急地震速報訓練が予定されております。当該時刻に近づきましたら一般質問を一時中断させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、訓練は、同報無線及び庁舎内の試験放送が行われるものです。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可をいたしました。

黒川勝好君の一般質問に関する資料が議員のタブレットに配信されております。

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可いたしております。議員の皆さんは、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

また、一般質問される議員の皆さん、答弁をされる理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出をいただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る6月4日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

ただいま議長からもありましたけれども、令和元年6月4日、本会議終了後に開催をいたしました議会運営委員会につきまして、ご報告をさせていただきます。

当日の資料につきましては、もしかしたらお手元にないかもしれません。口頭でちょっとこれはご報告をしますけれども、この日は前回の議会運営委員会の報告のときにも申しあげましたけれども、意見書の取り扱いについてですが、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進するということに関する陳情が出ておりましたけれども、その後差し替えがありましたので、

これにつきまして今議会で取り扱ってはどうかという1件の協議事項でありました。これにつきましては、皆さんそのような取り扱いでよろしいということになりましたので、意見書として取り上げをさせていただくところです。これは、一般質問終了後、また意見書として取り上げていきたいということでもあります。

それ1件でありましたが、その他といたしまして、須成祭も近いので、宣伝のためにポロシャツの着用はどうかというご提案がありました。そこで、強制ではありませんけれども、きょうの一般質問にご協力いただける方は、このポロシャツを着用し、ご協力をしていただければありがたいということでありました。

その2点のことですので、以上、報告をさせていただきます。

(9番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 黒川勝好君の1問目「今度の地方議員選挙のあり方」を許可いたします。

黒川勝好君、質問席へお着きください。

○8番 黒川勝好君

おはようございます。

令和になりまして初めての一般質問、トップバッターということで、大変光栄に思います。

それでは、通告書に従いまして、今後の地方議員選挙のあり方について質問させていただきます。

平成最後の統一地方選挙がことし行われました。県知事選に始まりまして、4月には市町村選挙が行われました。国政選挙はもちろん大切ではありますが、我々一番身近な選挙と言えば、やはり町議会議員の選挙となると思います。

私が初めて立候補いたしましたのは、今から24年前でございまして平成7年であります。この年は、阪神・淡路大震災が1月に発生いたしました。また、オウム真理教による地下鉄サリン事件が勃発して、日本は大騒ぎであったということを記憶しております。平成7年当時の議員定数は24名でございました。立候補者数は、当時29名。その内訳といたしまして、現職が17名、新人が12名でありました。当時、29台の街宣車が、この狭い蟹江町内を一斉に走り回る光景は、現在とは比べものにならないほどだったと記憶しております。街宣車で町内を回ってみますと、大勢の方が手を振ってくださったり、あるいは家からわざわざ出てきて握手を求められたということもしばしばございました。一種の4年に一度のお祭りという、言いすぎかもしれませんが、そんな感じでございました。

そして、2回目の選挙は平成11年、定数を24から22に減らしました。

次に、平成19年には、大きく定数を減らしまして16名と落としました。

そして、23年から現在の定数14名ということでございます。

この間、国や県からの指導による行政改革、行財政改革のもと、海部郡の12の町や村で構成されていたものが、現在ではあま市、愛西市、弥富市、大治町、蟹江町、飛鳥村、3市2町1村となっているのは、皆さんも既にご承知のことと思います。

このグラフであります、平成3年から今回の平成31年、計8回の統一地方選挙の状況をあらわしております。なお、棒グラフは、先ほど説明いたしましたとおり、蟹江町の議員定数の推移でございます。平成3年から、こちらが8回にわたる数字でございます。そして、折れ線グラフのほうは投票率の推移でございます。平成3年からのデータでございますが、見てもらうとわかるとおり、大治町さんが平成7年から、飛鳥さんが平成15年からの統計しかとってないということで、きちっと本当は揃えるべきでしたけれども、数字が揃わなかったということでございますので、ご理解を願います。

見ていただければわかるように、津島市さん、飛鳥さん、大治さん、蟹江町、全てが右肩下がりになっていることがわかると思います。大治町さんに至っては、今回34.63%ということで、町民3人に1人しか投票におみえにならないというような結果となっております。

私の今回の一般質問のテーマ、地方議員選挙のあり方、まさしくこの投票率、このままにしておくと選挙自体がとんでもないことになってしまうのではないかと危惧しているのは、私だけではないと思います。

そこで、質問でございます。

1問目、なぜ毎回投票率が下がってきているのか。これは個人的な感想で結構でございますので、まず、総務課長さん、そして総務部長さん、個人的な感想で結構でございますので、お願いいたします。

○総務課長 伊藤俊郎君

総務課長の伊藤と申します。選挙管理委員会の事務局の書記長も務めておりますので、私のほうからご答弁させていただきます。

なぜ、毎回投票率が下がってきているのかというご質問でございますが、投票に行かなかったとしても自分の生活には何も影響がないだとか、また、政治や選挙に関心を持っていない方がふえてきているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○総務部長 浅野幸司君

議員ご指摘の投票率の低下傾向についての見解について述べさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、地方議員選挙の投票率は全国的にも低下しておりまして、蟹江町におきましても過去の統一地方選挙の投票率を比較しましたところ、やはりグラフのように同

じ傾向にございます。

その理由といたしましては、若年層の選挙離れが主な原因と捉えております。若者が投票に行かない理由の一つに、現状に対する満足度、満足感があると思われれます。生活が豊かになりまして、今の生活で困っていることはなくて、選挙で変えてほしいことも何もないというところが、そういった変化を求めている、若者の方が変化を求めていることが、その要因と考えております。

今後の課題といたしまして、こうした若年層の投票率を上げるための当事者意識の育成や各種啓発など、若者と政治をつなげていく手法の検討が必要であると、そういうふうに認識をしております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

全く他人ごとのような発言でありまして、大変ちょっとがっかりしております。

それでは、今回、期日前投票をもっと大々的にアピールができないかということで質問させていただきますけれども、例えば期日前投票の期間中、庁舎内で定期的にアナウンスをするとか、窓口なんかで、投票はお済みですかとかそういう言葉かけなんかはやってはいけないものでしょうか。そういうことをやってみえるのなら結構ですけれども、どういうことでしょうか。

○総務課長 伊藤俊郎君

期日前投票のアピールとか来庁者の方々に投票を促すということについてのご答弁ですが、投票率向上のために、ことし2月に執行されました愛知県知事選挙から、期間中来庁された方々には期日前投票を利用させていただくよう庁内放送を実施させていただいているところでございます。

また、庁舎ロビーや受付においてでも、2階で期日前投票を行っている旨のチラシや表示を期間中掲示させていただいております。

また、今後につきまして、全庁的に窓口において各担当課の日常業務に支障がない程度に期日前投票所での投票を呼びかけてもらうことも含め、選挙管理委員会と今後また検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○8番 黒川勝好君

それでは、期日前投票は蟹江の庁舎内だけ1カ所でやっておると思うんですね。よく聞くことは、民間の大手スーパーとか、それとか蟹江町の公共の施設であれば、今の泉人とか祭人とか体育館とか、そういう運動しに来るとか、そういう方々に臨時の投票所を設置することは可能なのか、不可能なのか。メリット、デメリットいろいろあると思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○総務課長 伊藤俊郎君

期日前投票所をほかの施設で設けることができないかということのご質問ですが、公職選挙法上、期日前投票所を別に設けることは可能でございます。

また、期日前投票所をふやすことのメリット、デメリットにつきましては、メリットにつきましては、当然期日前投票所がより身近になる町民の方々もでございますので、より期日前投票所を利用していただくことができるのではないかと考えております。また、デメリットといたしましては、二重投票のおそれがございます。期日前投票所を複数設けることについては、当然それぞれの投票所の投票システムを入れなければいけないということになってきますので、二重投票防止のための投票所システムの構築、また、それに伴う費用等、また、あわせて、選挙に従事していただく投票管理者、投票立会人等の選任もでございますので、今後その費用対効果等も含めて、また検討していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○8番 黒川勝好君

今できるようなことをおっしゃったんですけれども、そういうことは検討はされておるわけですか。庁舎内で、期日前投票に当たっての臨時のをもう少しふやすとか、そういうことは検討はされておるわけですか。

○総務課長 伊藤俊郎君

期日前投票所を別に設けることの具体的なまだ検討については、選挙管理委員会のほうではまだ入っていないところでございますが、より利便性のある期日前投票所をどこかに設けることができないかということは、議題に上がったことは事実でございます。よろしくお願ひします。

○8番 黒川勝好君

統一の投票所ですけれども、今現在は9カ所あると思いますね。これも、もう少し細かく投票所を設置することが可能かどうか、どうですか。これは人口によって決まっているんですかね、投票所の数。何万人に対して投票所は幾つと決まっているのか、そういう決まりがあるのならあれですけれども、可能な限りふやせるなら、ふやすことはできるんですか。

○総務課長 伊藤俊郎君

投票所の数につきましては、細かな決まりは公職選挙法上ございません。幾つでも設けても構わないということになっておるところでございますが、先ほど述べましたとおり、複数の投票所を設けることによって、いろいろな投票管理者、投票立会人の選任、また、それぞれに従事していただく職員に関する経費等もでございますので、それぞれについて、また選挙管理委員会でも検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○8番 黒川勝好君

ということになりますと、やっぱりもう少し細かく投票所を設けていただくというのも一つの案だと思いますし、今の期日前に当たっては、大型スーパーとか、例えば駅の近くに臨

時をつくっていただくとか、今の話だと十分そういうことが可能ならば、もうちょっと積極的にやっていただいてもいいように私は思うんですけどね。だって、このままやっていけば、本当にこれ間違いなく下がってきますよ、投票率は。

今回、県会議員の選挙がなかった、前回はそうでしたけれども、こここのところ2回、県会議員の選挙はないわけですね。そうすると余計、やっぱり選挙は、先ほども私がお祭りみたいなこと言いましたけれども、一種の祭りと言うとちょっと語弊があると思いますけれども、イベントですね、4年に一遍のイベントですよ。そのときやっぱり、知事選が最初ですね、知事選やって、今度県が来て、町会になるんですけども、そういうずっとその流れ、盛り上がりがないものですから、余計下がってくるのもよくわかるんですけども。

今の話聞いていると、本当にもっと投票所もふやしていただければそうですし、期日前の場所にしても、デメリットとしてはやっぱり人件費とかそういう関係になってくると思いますね、予算的な問題が出てくると思いますけれども、できることなら、もう少しふやしていただきたいと思いますけれども、もう一度総務部長のほうから考えをお願いいたします。

○総務部長 浅野幸司君

期日前投票所につきましては、議員ご指摘のとおり、非常に毎回、期日前投票所としての投票率は非常に伸びております。ほかの自治体も含めて、そういう蟹江町も傾向にございます。

期日前投票所をふやしまして、より一層の投票率向上も、大変それは重要だと思いますけれども、当日の投票率、期日前に当日の投票者が期日前投票所にいらっしゃるところで、期日前投票所自体の投票率が上がっても当日が下がれば、これ全体的に投票率そのものは横ばい、もしくは低下傾向にあるというところがございますので、期日前投票所の、先ほど総務課長がご答弁しましたとおり、いろんな人件費の問題、選挙の投票システムの導入の問題、いろんな問題がございます。そういった課題も一つずつ慎重にこれから検討してまいりまして、全体の投票率の向上に期するような形で何とかしっかりと検討していきたいと、そういうように考えております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

検討していただけるのは、そんなありがたいことはないんですけども、本当に大治町さんなんて34%、3人に1人しか行っていないという現状です。これ以上本当に下がってくると、特定の団体といいますか、そういうところ、何か偏った数字が出てくるような気がしてならないわけですよ。ですから、やっぱり選挙権というのは我々有権者一人一人に与えられた権利でもあるし、また、義務でもあるんですね。ですから、やはり皆さんが投票に行きやすい、そういう環境を行政のほうとしてもつくっていただくことには、まず行政のほうが進んでくれんことには何ともならんと思うんですね。皆さんに行け、行け、行け、行け言っ

でも、忙しい、私一人行かんでもどうということないという方もおみえになります。それが、積み積みになってこういう数字になってきたと思うんですね。ですから、やっぱり本当にそういうことができるのであれば、積極的に検討していただきたいというふうに思います。

もう一つ、最後に書いてありますけれども、開票速報ですね、今回の。今回というか、毎回選挙があると開票速報、今、クローバーさんがやっていただけるんですけども、今回もちょっと僕、疑問に思ったのは、9時40分の発表だということ、1回目はね。ちょっと発表がおくれたんですが、50分ぐらいでしたかね、10時近かったと思いますけれども、そのときに開票率が50.03%。それで、16人、今回蟹江町の場合ですよ、16人出てみえるわけですね、候補者。全員が400票というふうで開票速報出ました。50.03%で全員が400票、これはどういう意味ですか。

○総務課長 伊藤俊郎君

開票速報についてでございます。開票速報につきましては、速報時刻の時点で、各候補者に何票の得票があったかを速報値として出すものであり、蟹江町においては全ての選挙において第1回目の開票速報時刻を21時40分、9時40分とさせていただいているところでございます。

速報の流れといたしましては、点検の終えた票、点検の終えた票を全候補者別に平等に計数させていただき、その時点ごとの得票を数えているため、第1回目の開票速報の21時40分時点では、全候補者がそれぞれ400票の得票であったということでございます。

なお、その時点での開票率、先ほど議員お話しあったとおり50.03%でございますが、こちらにつきましては、16候補者全員の方が400票の得票を21時40分時点で得ており、合計で400票の16人で6,400票、全ての投票総数が1万2,792票であったため、得票の6,400を1万2,792で割った50.03%が、21時40分時点での開票率として速報されたというところでございます。よろしく申し上げます。

○8番 黒川勝好君

よくわからないんですけども、開票率でしょう。全体の100%投票があつて100%、その中の50.03%開票しましたよ、半分あげましたよという、普通はね。ご本人にしてみれば、半分開票、あきましたと。そのときに全員が400票って、普通はおかしいなと思うのがあれじゃないですか。だって、半分しか開票されておらんわけでしょう。その中で全員が400票そろっておるといふ、それはちょっと理解に苦しむんですよね。だから、もうちょっと説明していただきたいと思います。

○総務課長 伊藤俊郎君

申しわけございません。開票率で50.03%としてお話しさせていただきましたが、正確には開票率とは言いませんけれども、その21時40分時点での得票率として捉えていただければ結構です。開票につきましては……

(「何率」の声あり)

○総務課長 伊藤俊郎君

議員の方々が票を得た得票率として思っただけであればいいかと思います。票が確定した確定率ですかね。21時40分時点、開票については21時から始まりまして、一気に票の点検は行いますけれども、21時40分時点で票が確定した率。特に私ども一般的に開票率として言わせていただいておりますが、そちらが21時40分時点で確定した開票率が50.03%ということでございますので、よろしく願いいたします。

○8番 黒川勝好君

ちょっとよくわからないんですけども、その時点で全員400あるということ自体がちょっとよくわからない。得票率と言われたね、今、得票。得票率と今の開票率と全然意味が違うと思うんですけども。要は50%、半分しか、普通今の見る限り、開票率という50.03%なら、まだ仕分けが半分しか終わってないなど、普通はね、半分しか終わってないなど思うわけですよ。そのときに、9時40分、ちょっとおくれましたけれども21時40分です、そのときに全員が400票と出るわけですよ。それが、僕はどうしても納得ができません。半分しか、今回1万2,792票、1万2,000票として6,000票が、開票率50%、半分だから6,000票がわかったと。その中で候補者16人おって、全員が400あるというふうに思っちゃうわけじゃないですか、これ、誰が見ても。何か今の説明、僕も理解できませんんですけども、これ何回聞いても、前のときも聞いておるんですけども、どうしても腑に落ちんものですから、きょうここできちんとお伺いしようと思うんですけども、本当にもうちょっとわかりやすい速報の出し方、ないんですかね。

我々やっぱり選挙やっている人間としては、本当にはらはらどきどきなんですよ、この時間というのは。一刻も早く教えていただきたいのがやまやまのね、皆さんそう思うと思います。そんな中で開票率50.03%、全員400票、ええと思うんですよ。半分しかあいていないのに、みんな400ついてきておるぞ。あと半分どうなるんだと。すごく不安なんですよ、これ。多分誰も、皆さん経験してみえるけれども、そう思われると思うんですけどもね。僕そんな余裕持ったなんてことなかったですが、どきっとしたですからね。

だから、速報ですから早く皆さんに知らせる。だったら、もう少し前に、例えば21時20分でもいいですよ、まず、200ぐらいなら200でそろってきておればね、みんな。400ということは、ほとんど、だってあとこれ50%ですけども、申しわけないが一番下の人は411票なんです、420だったかな、ちょっと覚えてないですけども、それぐらいだったですよ。ということは、あと50%残っている、その中の10何票か20票ぐらいしか出なかったのかという話になる。

これは違うでしょう。50%、半分しか開票されておらんのに全部400票で、あと半分、一番下の人は420かどうかなと思うんですけども、あと半分にそれだけしか票がなかった、

それは違うでしょう。

ちょっと部長、お願いします。

○総務部長 浅野幸司君

議員の皆様方、多分開票時には非常にご心ないかばかりかお察し申し上げますけれども、私ども選挙管理委員会、実際今総務部長ですから選挙管理委員会から実際は、今の職員じゃないんですけれども、私この3月まで選挙管理委員会の書記長をずっと拝命しておりましたので経験値からも申し上げるんですけれども、先ほど総務課長のほうからご答弁をさせていただいた、この開票の速報というのは、選挙管理委員会として得票数と今総務課長申し上げましたけれども、各候補者の方々が実際しっかりと計数機、選挙管理委員会が開票事務をする経緯で係数機、機械で票を複数回通しまして、しっかりと確認を最終的にした確定数というか獲得数、獲得票の票数の正確性を最重要視をしております、かつては私が選挙事務やり始めた当時は、400という、開票開始から40分経過して400票というのは、非常にこれ各事務従事者のスキル、個人的なそういうスキルも上がりましたし機械の精度も上がった関係で、当時は200とか、40分経過したところで大体200票前後の速報をお出ししておったときもございます。しかしながら、近年非常に選挙事務の従事者の職員も非常に頑張ってよくやってくれますので、そういうしっかりと、同時に各立候補されておられる方々の票を同時に平等に、そういった係数機等々をくぐりまして平等に票として固めたところが、今回はこの400票というところでございます。

議員ご指摘のところ、例えば200票でもう少し早く出すのも一つの方法かも知れませんが、県のいわゆる速報値の発表、各市町村からの集計がございまして、県にご報告する時間もしっかりとそれは事前に決められておりますので、そういったところの時間帯が9時40分、午後9時40分ということで今までずっとやってきましたので、そういったところで、この開票の第1報の速報の時間と決めております。その後は30分後、30分後でございますので、22時10分、それから22時40分というところの第2、第3の速報の時間帯というところで、ずっとこういう形で今までやっておりますので、決して400のところをある程度そういった開票の作業において適当にというんじゃないですけれども、しっかりと票を固めたところでございますので、それが今回400票というところでございますので、ご理解をよろしくお願いします。

○8番 黒川勝好君

何回聞いてもようわからんですね。

結局、ですから21時40分時点で全員400ということは、ほとんどもう開票が済んでおったわけでしょう、そういうことになるね。400が出ているんだから、もう一番最後の、一番下の人も400はとっておるんだから、ほとんど開票済んでいるわけなの。それを、開票率50%と言うから、僕らもおかしいと思うわけですよ。

だから、その時点でもう400と出すのであれば、もう開票は98%ぐらいまでは出ておったわけじゃないですか、ほぼ。あと暫定だけのところであったと思うんですよ。だったら、そのような開票率の数字を書いて出していただかんことには、普通一般的に考えたら絶対おかしいですよ、こんなの。50.03%で、どうして400票みんなあるんだと、これ誰が見たっておかしいですよ、今いろいろおっしゃるけれども、僕腹に落ちんですよ、これ、何遍聞いても。選挙管理委員会の方の独特の理解の仕方かもしれんですけども、私はさっぱりわからん。だったら、400全部出すんだったら、90%とか80%とか、そのぐらい開票率。出すと、またおかしいことになるわね、そうするとね。80%も開票しているのに、400しかみんなないわけ。だから、凸凹で出せばいいんじゃないですか。もうトップの人なんて1,500ぐらいとっているんでしょ。その人と400幾つの人と一緒に並べようと思えば、ほぼ本当に開票は済んでおるわけですよ。だったら、もうちょっとわかりやすい出し方していただいたほうが、我々はいいですよ、どきどきしておらんでいい。

そういうことで、これ本当に選挙、僕らやるほうにしたら怖いですよ。ああいう数字が出てくると、本当にこれ怖いですよ、心配しちゃうわけですよ。ですから、もうちょっとわかりやすい出し方を工夫していただけるとありがたいと思います。

投票率のことを今回言いましたけれども、本当にこれだけどんどんどんどん下がってくるということは、これ間違いなく次も下がっちゃうんですよ、何も手を打たなければね。何かひとつ行動を起こしてもらわんと、管理委員会のほうでね。

今聞いたら、投票所を別にふやしてもいいよ、期日前も場所ちゃんと置かせてもらってもいいよ、ただいろいろ問題もあるけれどもという話ですので、できることなら、まず積極的に皆さん有権者に投票行動を起こさせなければいかんですよ。起こさせるにはどうすればいいのか真剣に考えて、一番最初の感想聞かせてもらったら、何の当たり前のような感想だったんですけども、下がっているのは、そんなことはわかっておるんですよ、みんな。

だから、もっと積極的に選挙管理委員会のほうが投票率を上げようと、もっと投票所をふやす、期日前の場所もふやす、そういう何かやって、それでもいかなら、しょうがないですよ。あとは有権者に任せなければしょうがないですけどね。何もやらん、下がってくる一方、これ見ているのは、僕は非常につらいわけですよ。

蟹江町だって、平成3年は70%あったわけですよ。それが今では42%、今回は42%です。30%も下がってきておるわけですね。どこの町村見ても、今回、蟹江町と大治さんと飛鳥さんと津島市と、この1市2町1村で出させていただいたんですけども、全てが下がってきておるわけですね。間違いなく下がってきておる。大治さんは、平成27年、前回のあれは無投票だったからね、これちょっと数字がないんですけども、間違いなくとにかく下がってきている。このまま下がっていったら、本当に大変なことになると思うんですよ。選挙が選挙じゃなくなっちゃう。ある特定の政党とか特定の個人、団体、そういう人がなっちゃうん

です。それではやっぱり本当の町民の声というのは聞こえんと思うんですよ。

ですから、前向きな回答もいただきましたので、次回から4年先、今度は令和5年ですか、選挙のときにはなるべく投票率が上がるような、そんな行政のほうで工夫をしていただけたらありがたいと思います。

それでは、これで終わります。

○議長 安藤洋一君

以上で、黒川勝好君の質問を終わります。

質問2番 石原裕介君の「子育て支援について」を許可いたします。

○4番 石原裕介君

4番 新風の石原です。議長の許可をいただきましたので、子育て支援について質問させていただきます。

今回の質問は、子育て中の方々から私に届いた質疑、また疑問、要望などの声をまとめたものでございますので、よろしく願いいたします。

政府は、2018年12月28日、幼児教育・高等教育無償化の関係閣僚会合を開き、制度の具体化に向けた方針を決定いたしました。幼児教育無償化は政権公約であり、幼児教育を無償にするという政策で、具体的には就学前児童の教育及び保育の無償化または負担軽減を中心とした制度です。子育て、教育にたくさんのお金が必要になるという理由で、複数人子供を生まなくても生むことを諦めているという20代、30代の家庭がたくさんあります。特に教育費の負担を減らすような支援を希望する声が多く上がっていました。

そこで、2017年に新しい経済政策パッケージという政策が定められ、幼児教育・児童教育の無償化が家庭の負担軽減を中心とした、待機児童の対策、保育士の賃金上昇も政策に盛り込むことで幼児教育の充実が図られることとなりました。中でも幼稚園、保育園の無償化が今回の改正のメインとなりました。10月には消費税が8%から10%に引き上げ、増税分のうち約8,000億円を充て、2019年10月から幼児教育・保育の無償化を全面的に実施することが正式に決定しました。夫婦共働きの生活がスタンダードになりつつある現状で、こうした家庭の負担軽減措置はうれしいことであります。

でも、実際にはどのような恩恵が受けられるのか、また、今の制度とどう変わるのか、正直わからない方もみえると思いますので、ここで質問です。

幼児教育・保育無償化の内容をお聞かせください。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、ご質問のありました幼児教育・保育の無償化の内容についてお答えさせていただきます。

幼児教育無償化については、繰り返しとなりますが、新しい経済政策パッケージであり、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要

性を捉えたものであります。無償化につきましては段階的に行われており、平成28年度には低所得者の第3子以降の無償化、平成29年度には非課税世帯の第2子以降の無償化など、今までも行われております。

この10月からは、消費税の増税に伴い、どのご家庭におきましても3歳以上につきましては無償化となってまいります。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

それでは、現在の蟹江町の保育料はどのように変わるのか、お聞かせください。

○子ども課長 館林久美君

ご質問いただきました保育料について、お答えさせていただきます。

保育料につきまして、例えば現在2万円の保育料で延長保育の利用がないご家庭の場合ですと、利用料の2万円と利用料に含まれていない主食費の1,100円、合わせて2万1,100円のご負担となっております。これが10月以降につきましては、現段階で副食費の設定は未確定でありますので、国の示す副食費4,500円を当てはめさせてお答えさせていただきますと、副食費の4,500円と主食費の1,100円、合わせた5,600円となります。先ほどの2万1,100円との差額分1万5,500円が負担軽減となってまいります。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

こちらの対象になるのは、8時から5時までの基本保育の時間帯のことでよかったですでしょうか。

○子ども課長 館林久美君

はい、保育の利用については、8時から17時の時間帯になります。

○4番 石原裕介君

それでは、今、基本保育8時から5時の対象ということですがけれども、この時間外の早朝8時より、朝です、5時より後、延長保育、そちらのほうの料金はどのようにするのか、お聞かせください。

○子ども課長 館林久美君

早朝、延長保育料はどのようになるかについて、お答えさせていただきます。

現在、早朝、延長保育料につきましては、納めていただいております利用料の10%、1割をいただいております。こちらは、毎日利用される方も突発的に必要となった方も統一料金での徴収をさせていただいております。10月からは無償化となるものの、先ほどお話しさせていただきました給食費と合わせて、早朝、延長料金については無償化の対象外になりますので、新たな料金設定が必要となってまいります。先ほどの給食費と同様に検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○4番 石原裕介君

じゃ、この先見直すということでは、見直しいただけるようにお願いしたいと思います。

本町は、延長保育の申請をしていない利用者、8時から基本保育の5時までの時間帯以外、申請していない利用者が定時の時間におくれた場合、5時を過ぎた場合、蟹江町はどのように対処されておりますか、お聞かせください。

○子ども課長 舘林久美君

先ほども申し上げたんですけれども、現段階の早朝、延長保育料の徴収方法の中で1回のみ利用の料金設定がございません。ですので、突発的に必要となった方につきましても一律の料金をいただいているところでございます。こちらにつきましては、利用者の方から見直しをというご意見も頂戴しておりますので、合わせて見直しができればと思っております。

以上です。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。他の市町も時間におくれた場合の対応として、おくれた場合は1カ月分の料金をいただくのではなくて1回分の料金設定を設けているところが多くありますので、1回の遅延に対して1カ月分の料金をいただくのではなくて、それは本当に負担が大きいですので、ぜひ見直していただきたいと思っておりますけれども、こちらのほう、民生部長はどうお考えでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

先ほど子ども課長のほうから答弁ございましたように、延長保育料につきましては月額保育料の10%をいただいております。これは、子どもが月単位でのご利用を前提といたしまして延長保育料の設定をさせていただいております。そういたしますと、やはりふだん延長保育を利用されないお客様が不可抗力等でお迎えが遅くなってしまった、そういったときにご意見もいただいておりますので、この幼児教育無料化のタイミングでもって、ご利用しやすい設定としていくように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

そうですね、本当は5時、基本保育の時間の中でお迎えに来ていただければいいんですけれども、いろいろやっぱり道路が混んでいたりとか事情がいろいろ、そのときの本当にタイミングで1回おくれたために払わなければいけないという、そういうことがやっぱり大きな負担になりますので、ぜひ見直しいただけるように要望いたします。

次に、保育所への申し込み期間外の申請や、また、途中での転入はすぐには入所できない

と聞きますが、今の現状はいかがでしょうか。

○子ども課長 舘林久美君

ご質問いただきました、申し込み期間外や年度途中の転入者の状況についてお答えさせていただきます。

受付期間後の申請につきましては、クラス編成及び保育士の配置後ということもあり、年齢によってはすぐにご希望の保育所にご案内できない場合もございます。現在は、保育士の補充ができたとき、また、転出などによる退園等があったときに、順次ご案内をさせていただいているところでございます。

以上です。

○4番 石原裕介君

なかなか難しいということですが、今回無償化によって保育需要がさらにふえると考えられます。急激に待機児童や、先ほどの申し込み期間外の申請、また、途中での転入がふえたり、今以上に保育士不足が進んだりといった心配もありますけれども、これからどのように施策はお考えなのか、お聞かせください。

○子ども課長 舘林久美君

ご質問のありました、今後待機児童が増加した場合の対応についてお答えさせていただきます。

毎年、低年齢児の利用希望は増加傾向にありますので、今後の利用希望状況につきましては、今年度もう間もなく実施予定の子育て世代を対象とする子育てに関するアンケート調査の結果を参考にさせていただきながら、検討を進めてまいりたいと思います。

また、施策といたしまして町内に2つの幼稚園がございます。そちらのほうにも認定こども園への移行希望の確認をさせていただき、利用量の見込みと受け皿の確保、そちらのほうを照らし合わせながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

これは大変なことになると思うんですけれども、この辺は民生部長、どうお考えでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

10月から、3歳からの幼児教育の無償化が開始をされるところでございます。私どもといたしましては、入所が非常に困難であります乳児の3歳未満の方について、しっかりと取り組んでいかなければならないという認識を持ってございます。当町といたしましては、長らく6カ所の町立の保育所、そして1カ所の私立の保育所、この7園でやってきましたけれども、平成29年から新たに私立幼稚園から認定こども園化された1園と新たに乳児保育所を開設された1園、合わせまして9園と受け皿のほうをふやさせていただいたところではござい

ます。

しかしながら、現在も、子ども課長から答弁ございましたけれども、全てのお客様のご利用にかなえているというふうには認識してございません。ですので、私どもといたしましては、答弁繰り返しになりますけれども、現在2園あります私立の幼稚園さんのご意向を聞きながら認定こども園化に向けての取り組みを進めてまいって、乳児さんに速やかに入っているという体制ができないものか、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

そうですね、本町は立地条件がよくて名古屋へのアクセスもよく、人口も微増しています。市街化区域も今後ふえる中で、保育所の利用者もふえていくと思います。早急な対応をお願いしたいと思います。

次に、小学校への質問をさせていただきます。

平成にかわる新たな元号令和が公表され、5月から新しい時代が始まり、ことしに限り5月1日は新天皇の即位の日として祝日となり、祝日法の規定では、祝日に挟まれた4月30日と5月2日は国民の休日となり、その結果、平成から令和への皇位継承に伴うことしのゴールデンウィークは10連休となりました。10連休に伴い役場や医療機関、銀行など対応されたと思います。マスコミでも、よかった、よくなかったなど町の意見が報道されておりましたが、本町の小学校の中で私の地元の須西小学校が今回遠足を行わなかったと聞きましたが、それはなぜでしょうか、お聞きします。

○教育長 石垣武雄君

ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

今年度、須西小学校の春の遠足はありませんでした。須西小学校は例年ゴールデンウィーク、この期間中の平日に実施をしておりましたが、ことしは、先ほど議員さんがおっしゃられたように10連休ということで、ゴールデンウィークの前後で実施できるかどうかということを検討されたようでありますけれども、結果的には年間の時間数も勘案して中止ということになったというふうに聞いております。

○議長 安藤洋一君

間もなく、先ほどお伝えしました緊急地震速報訓練が予定されておりますので、一時中断したいと思います。

暫時休憩といたします。

(午前9時55分)

○議長 安藤洋一君

訓練が終わりましたので、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

(午前10時02分)

○4番 石原裕介君

今教育長の答弁で、ゴールデンウイークということで今回、須西小学校は遠足を行わなかったと。では、ほかの4校は行事など変更されたのか、お聞きします。

○教育長 石垣武雄君

須西小学校以外のほかの4校の遠足とか校外学習ということでありまして、これは従来から実施日がゴールデンウイークの期間外の日でありましたので、例年どおりの予定で行った学校もありますし、これから行うという学校もあります。

以上です。

○4番 石原裕介君

他の4校は、行ったところもあれば、また、これから行うということですが、須西小学校については遠足を中止されたことを保護者全体に行き渡ってなかったと、聞いてなかった方が多くみえました。また、子供たちへの報告も、通例のゴールデンウイークを過ぎてから、遠足の時期を過ぎてから聞いたという点で、このことについては教育長はどうお考えでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

ただいま議員が言われましたように、須西小学校の遠足の中止ということについてでありますけれども、保護者に対しての周知が十分ではなかったかなというふうに思っておりますし、また、保護者の方、子供も含めてそうだと思いますけれども、困惑された点はあったかというふうに思います。

今後につきましては、保護者の理解を得ながら学校運営を進めていくということで、そう言うてはいけませんが、早目にお知らせをしながら理解いただくという形で学校運営をしていただくよう、話をしていきたいと思っております。

以上です。

○4番 石原裕介君

やはりそういうふうに遠足、大きな行事の変更は、やっぱり書面やきずなネットを利用して伝達をしていただけたらと思います。でも、やっぱり子供たちは遠足や社会見学など、またお弁当を持ってバスやまた電車に乗ったりして出かける行事は楽しみにしておりますので、算数や国語などの机に向かって学習するのはもちろん大切ですが、学校から一歩外に出てまた学ぶこともたくさんあると思いますので、またそういった経験や体験、思い出づくりも学習の一つであると思いますので、いろいろ理由はあるかもしれませんが、なるべく遠足等、行事等を減らす傾向ではなく進めていくようにしていただけたらと思います。

次の質問に入りますが、蟹江北中学校は私が10歳、小学校5年生のときに創立され、5期生になります。卒業してから35年がたち40周年を迎えることになりました。私も歳をとったと思いますが、校舎も同様に歴史を感じるようになってきました。また、校舎だけではなく、

トイレも和式が多く、今の子供たちには不便とお聞きしますが、この40周年を機会に運動場のトイレとか学校内のトイレを改善するということはお考えでしょうか、お聞きします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

町立の小・中学校のトイレにつきましては、計画的な改修を行っていく予定であります。洋式化率の低い学校を優先に、順次改修を進めていきたいと考えております。

蟹江北中学校の校舎内のトイレにつきましては、今年度開校40周年を迎え、それを機に改修する予定は現在ございませんが、児童・生徒の学習の場であり、来年度以降の改修を考えているところであります。なお、体育館のトイレにつきましては、耐震化工事にあわせて既に洋式化したところであります。

いずれにしましても、財政部門と相談しながら進めていきたいと考えています。

以上です。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。40周年の記念の年に改善できないのはちょっと残念でありますけれども、今後行っていただけるということですので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、不登校について質問します。

文科省は、2017年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の速報値を発表しました。それによると、小・中学校における不登校児童・生徒数は14万4,031人、前年度に比べますと1万348人増と、統計開始以降、初めて14万人に達し過去最多を更新しました。

不登校に関する統計調査は、1966年度より毎年実施されています。これまでの不登校児童・生徒数が最も多かったのは、2001年度の13万8,722人です。それに比べますと5,000人ほどふえただけのように思われますが、注目すべきは子供の数でございます。2001年度の児童・生徒数は1,128万8,831人でした。片や、2017年度は1,000万人を切り982万851人と146万人減少しており、最も少ないのです。つまり、統計史上、子供の数が過去最低となる中、不登校は過去最多を更新したことになります。

全国で不登校がふえる中、昨年度の町内の小・中学校において不登校児童・生徒数はどのようなになっていますか、お聞きします。

○教育長 石垣武雄君

ご質問にお答えをしたいと思います。

不登校につきましては、まず30日以上欠席をしている児童・生徒の数を毎月県に報告しておりますけれども、まず、10日とか20日とか欠席しておる子供もおりますけれども、30日以上を一つの目印として報告をしたいと思います。本年度はまだ2カ月過ぎたところであり、議員が言われたように昨年度の状況ということでありますので、昨年度、平成30年度の蟹江町の不登校の状況をお話ししますと、小学生が22名、中学生が31名ということであります。

ちなみに、その前の2年間をお話ししますと、平成29年度、小学生が18人、中学生が25人、平成28年度、小学生7人、中学生が25人となっております。先ほども議員が言われましたように、蟹江町においても若干ではありますが増加傾向にあるなというふうに捉えております。

以上です。

○4番 石原裕介君

年間30日以上を休んだ生徒が不登校というふうになるんですけれども、その不登校になった生徒の方々の原因などは把握されておりますか。

○教育長 石垣武雄君

原因といいますか不登校になった内容について申し上げたいと思いますが、精神的に不安定にまず本人がなってしまったこととか、それから、友人関係のもつれによるもの、あるいは家庭環境、そしてまた病気によるものなど、いろんなケースがあります。学校では不登校になった内容、そういう原因等を把握しながら現在対応しているところでもあります。特に今現場から気になることとして子供自身のコミュニケーション力の不足というところが不登校につながっているという指摘もありますが、それも含めまして個々にそういう様態が違いますので、先生方が対応しているというところでもあります。

以上です。

○4番 石原裕介君

教育長がおっしゃられるとおり、集団生活が苦手であったり教師と合わなかったり、無気力、非行や遊び、学業不振、家庭環境、発達障害など、さまざまいろいろな原因で不登校になられたと思います。今対応があるとおっしゃるんですけれども、そのほかに何か対応はされていますか。

○教育長 石垣武雄君

先ほど子供の個々の状況に応じて対応していると申し上げたところではありますが、もうちょっと具体的にお話をしたいと思います。

まず、担任や学年主任が中心となって家庭と連絡をとりながら情報を集めて、さらに詳しい原因とか何かも分析しながら、1人ではなくてチームとして対応しております。そこには、学校でいいますと教頭先生とか生徒指導の先生、養護教諭、スクールカウンセラー、あるいは中学校であれば部活動の先生などが加わって、先生方や専門家の力を合わせて登校につながるようにしているところでもあります。

また、蟹江町におきましては適応指導教室、ご存じだと思いますけれども、あいりすを設置しております。学校へ行きたくても行けない児童・生徒を受け入れて、個に応じ対応しているところです。でも、このあいりすというところは、そこにずっといるわけじゃなくて、子供の心の居場所づくりをし、そしてもとはやはり自立心を養いながら学校復帰を目指す、そのような教室であります。そういう点で、そのあいりすにも担任の先生は顔を出したりし

てつながりを持ちながら登校を促すというとおかしいですが、その気にさせていくと、そんなようなところであります。現在、このあいりすは5名、小学校が2名で中学校3名だったと思いますけれども、児童・生徒が今通っている状況であります。

以上です。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

先日、子供の立場に立って本音を聞く仕組みづくりの一つとしてアドボケイト、ちょっと言いづらいんですけども、アドボケイト制度導入という非常に興味深い内容の記事が掲載されておりました。アドボケイトとは代弁者や擁護者という意味で、さまざまな理由によって自身の意思を表明するのが難しい高齢者、障害者、子供らから自身の思いを示す支援でございます。その権利を代わりに主張するというもので、三重県では2018年度、試験的にこの制度を取り入れ、児童相談所など県職員を対象に研修を初め、延べ44人の方が受講し、子供を預かる施設、一時保護所で職員の中にアドボケイト役の担当者を決めて子供の意見を聞き取り組みを行いました。その結果、担当者以外の職員も含め、これまで以上に子供の気持ちを意識して対応するようになったそうです。今後もっとアドボケイトを知ってもらうことで、学校の先生や友達、家族、また親戚もアドボケイトの担い手になると期待がされています。

また、近年スマートフォンの普及に伴い、交流サイトSNSがいじめなどの陰湿化を助長していると指摘されている面もありますが、逆に解決の糸口をSNSに求める動きが広がっています。例を挙げますとストップイット、これもちょっと言いづらいんですけども、ストップイットというSNSを通して悩みを相談し、解決に向けて学校や教育関連と連携をとるアプリ、また、SNSのいじめなどネットトラブルを疑似体感し、子供や保護者みずから危険を回避する知識を身につけるという無料アプリを提供している会社もあります。こういったアプリを活用した自治体や学校もふえてきており、SOSを発信する子供たちの救い手になると期待がされております。

このように、アドボケイト、またストップイットという新しい取り組みも今始まっておりますが、このことについて町長はどのようにお考えになるか、お聞きします。

○町長 横江淳一君

それでは、石原議員のご質問にお答えをしたいと思います。

非常に私も実はアドボケイト、アドボケイター、アドボカシーとも言われているということで、僕ちょっと調べたんですけども、まさに鈴木知事、三重県の、が英国へ多分行かれたときにこの制度はということで、第三者が代弁者になるということで非常にいい制度ではないかということで始められたと聞いております。今、英国だとか、それからカナダ、カナダも確か児童相談所と別の組織をきっちりつくって声を聞くという、そういう制度をやっておるようであります。

我々地方自治体がすぐそれできるかどうかはちょっと別として、これをやっぱり国を挙げて、地域を挙げてやっぱりやっていくべきだと。これは、我々も一緒だと思っています。特にここ1年、非常に児童虐待、他人の子供ではなく自分の子供を信じられないような状況まで追い込んで死に至らしめてしまうという非常に残忍な、しかも悲しい事件が起きております。児童相談所ができればいい、警察に任せればいい、地方自治体がやればいいということではなくて、やっぱり民間のそういう組織をしっかり立ち上げて、私はやっていただくのが本当に素晴らしいことだなと思っていますので、ぜひともそういう声を上げていきたいというふうに思っています。

また、ご質問いただきましたストップイットでありますけれども、これも新たに私もアプリで調べさせていただきました。これは、実は大リーガーのデレク・ジーターさんとか元大リーガーの松井秀喜さんとかがサポーターをしっかりやっていて、これは匿名でいろんなことでそういうアプリを運営している会社にもちょっと調べたんですけれども、ただ我々もなかなかちょっと入りづらい部分があります。でも、今SNSの世界で、先ほど石原議員もおっしゃったように、非常に便利なツールではありますけれども、一つ間違えるとやっぱり匿名性があります。その訴えた言葉が真実性があるのかどうか、これもやっぱりいろいろ裏をとっていただかなければいけない部分もひょっとしたら出てくるかもわかりません。そういう意味で、まずはこのストップイットという制度をしっかりと把握した上で、実際アプリはあります、私も見てみましたので、こういうものを活用してやれるような分野がありましたら、ぜひとも我々も勉強していきたいなど、こんなことを思っているわけでありまして。

以上であります。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。今までどおりの対応も必要だとは思いますが、今まで以上に新しい取り組みをほかの自治体の方も進んで行っておりますので、ぜひご検討いただけたらと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で、石原裕介君の質問を終わります。

質問3番 伊藤俊一君の「選挙のあり方について問う」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へどうぞ。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。議長のお許しをいただきましたので、選挙のあり方についてと題しまして質問をさせていただきます。

私は、平成最後の統一地方選挙を通しまして感じましたことをお尋ねをいたしたいと思っております。

ただいまトップバッターで私と同期の黒川議員が質問を同じようなことをされましたけれども、いろいろご丁寧に答弁をいただきました。それに重複する点もございますけれども、また同じように丁寧に答えをいただけるとありがたいと思います。

最初に、選挙管理委員会というところは、公明正大に明るい選挙、これを管理監督するというような役目があると私は認識をしておりますけれども、いかがでございますか。

○総務課長 伊藤俊郎君

総務課長の伊藤と申します。あわせて選挙管理委員会事務局の書記長も務めておりますので、私のほうからご回答いたします。

伊藤議員おっしゃるとおり、選挙管理委員会は、明るい選挙、選挙の公明正大な取り扱いをすることが第1に掲げられている組織でございますので、そのように日々選挙管理委員会としても取り組んでいるところでございます。よろしく申し上げます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。それが当たり前だということではありますが、先ほど事務局は総務が担当で、書記長は課長だという答弁がありました。そうすると、部長はどんな役目でございますか。

○総務部長 浅野幸司君

選挙管理委員会の構成といたしまして、事務局の書記長が総務課長というところの充て職でやっております。総務課の総務系の職員が選挙管理委員会の事務局の書記というところでございますので、私、総務部長の職としては、直接選挙管理委員会の事務は執務しておりませんのが現状でございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

部長はサブ的に、前回まで書記長やっていたというようなことでアドバイスをする程度だということで、町長は選挙管理委員会とは何ら関係がないということで、別組織だということではよろしいですか。

○総務課長 伊藤俊郎君

おっしゃるとおり、選挙管理委員会は執行機関でございますので、町長とは別の部局ということ、別の扱いということで結構です。よろしくお願いたします。

○7番 伊藤俊一君

それでは、1つ目の質問をさせていただきますけれども、選挙用のポスターの看板の設置、この場所についてであります。

前回、私は北新田の友人から電話をいただいて、もちろん私どもの蟹江町の町会議員選挙、そのときでありますけれども、告示の日、皆さんそれぞれポスターを張りにいく、勇んで行ったら張るところがなかったと。まず第1報がそういう一報をいただいた。そして、第2報

目が私の友人から、北新田の友人から電話が入って、看板が立っておらんじゃない、どうなっておるといような連絡をいただきました。

そんなようなことで、この看板の設置について、いわゆる選挙管理委員会としてどのような手続をとって、その看板を移動されたのか。それをまずお尋ねをいたします。

○総務課長 伊藤俊郎君

選挙のときに掲示させていただきますポスター掲示場につきましては、それぞれの選挙の都度、選挙管理委員会に諮って設置する場所のほうを決めさせていただいているところでございます。よろしく申し上げます。

○7番 伊藤俊一君

選挙管理委員会でいわゆる諮ってとおっしゃいましたけれども、会合を開いて、その設置場所を決めるということをおっしゃいましたね、今。ということは、北新田というところに今までずっとあった場所を移動するに当たって、その理由があったわけですね。なぜ移動しなければならなかったか、なぜ委員会に諮らなければならなかったか、その理由はどんな理由でしたか。

○総務課長 伊藤俊郎君

ポスター掲示場、北新田のところから変更したことについての経緯でございますが、こちらについては、ことし2月に執行された愛知県知事選挙から、北新田のところとは別の保健センターのところにポスター掲示板を移設させていただいたところでございます。ポスター掲示場を借用するに当たっては、選挙の期間中の不測の事態に備え、必ず借用に当たってはその承諾書その土地の所有者の方からいただいているところでございます。北新田地区に従来から設置させていただいていた場所につきましても同様に借用を依頼しようとしたところ、こちらが年明けもしくは年末ごろだったかと思いますが、借用をお願いしようとしたところ、所有者の方の健康上の理由で所有者とお会いすることができませんでした。そこで、やむを得ずポスター掲示場の移設を選挙管理委員会にその内容の旨を報告し諮った上で、同じ須西投票区である保健センターのところへ移設させていただいたというところの経緯でございます。よろしく申し上げます。

○7番 伊藤俊一君

理屈はわかるんだけど、北新田にあったものを西之森の保健センターのところへ移動すると。北新田と西之森の保健センターは相当離れているでしょう。今まで北新田の方は、そこに当然看板がある、そう思っておられたわけ。そうじゃなかったら、私のところへ電話ない。私もそのまま知らずに済んだかもわからん。

しかし、先ほども黒川議員からもあったように、そういったきめ細かなことが、選挙管理委員会の一言で、もう西之森のところへもう町の土地だからそこへ看板立っておると、そういう諮りごとをして決めたと。投票率が下がるわ、それは。そういうこと思わないの。諮っ

たらいいというものではない。北新田の、実際今までどんな投票率があったのか。その票だけでも大変私は興味がある。それは後でいいけれども、また3年ぐらいさかのぼって教えてちょうだい。

これは、本当に真剣に病院へ行って、連絡がとれなんで西之森の保健センターへ移したと、それは選挙管理委員会に諮ったからいい、そういうものと違うでしょう。幾らでも北新田に土地がありはせんか、看板立てるぐらいの。まず、そういったことの努力がなされたのかどうか、教えてちょうだい。

○総務課長 伊藤俊郎君

従来の北新田のところの方と連絡がとれなくて変更したというところでございますが、それに伴ってご指摘のとおり、北新田内のところで別のポスター掲示場を設置するようなどの手だては、正直打ってなかったところでございます。よろしく申し上げます。

○7番 伊藤俊一君

いや、それが選挙管理委員会かということを私は言いたいわけ。だから、最初に、公明正大に明るい選挙をやる役目があるのが選挙管理委員会、確認をした。そしたら、そのとおりでありますと言っていないながら今の答弁ということは、ちょっといかがかと思う。先輩の部長はどう思われるかね、今の話聞いておって。

○総務部長 浅野幸司君

先ほど選挙管理委員会の大変重要な位置づけがございまして、総務課長のほうからご答弁させていただいたんですけれども、非常にこのポスター掲示場については、やはり住民の有権者の方々と直結したところがございますので、議員のご指摘も踏まえて、今後移動等をせざるを得ない状況に陥りましたら、しっかりとまた検討させていただくような方向でいきたいと思っております。

今回の2月の知事選のときから、今回やむを得ず移設をさせていただいたところがございます。私、実は2月の知事選のときは、私が選挙管理委員会の書記長として責を負っておりました。私もある意味、そういう面でちょっと配慮に欠けた部分かなと思っております。

今後も、ご指摘がございましたとおり、しっかり地元の方のご意見等々をしっかりと参考にしながら、選挙管理委員会としてよりよい方向に持っていくように努力するような配慮をしたいと思っております。失礼いたします。

○7番 伊藤俊一君

その当時は部長が総務課長で責任者ということ。これはね、町長、本当に真剣に、やっぱり総務というのは、町長の本当に信頼する部署ですよ。それで、そこに町長が口出しができん、総務部には口出しできるけれども選挙管理委員会にはできんという取り決めがあつて難しいところなんだわね、これは。それで、今部長が言われたように、そんな当時知事選挙があつた。それで、知事選挙のときから、これが地主と連絡とれんで、保健センター、あそ

こは蟹江町の土地であってあそこへ了解なしでやれるからやれということだと思う。ところが、知事選挙のときは大きな選挙なのでいいとしても、その次に控えておるのは県会議員の選挙があった。たまたま無投票であったけれども、その次は我々の選挙だもの。くどいことを言うようだけれども、投票率が悪かったわけ。それが原因で当落が決まったらどうなるの。それでも選挙管理委員会で諮ったから別に責任は我々にはありませんよと言って、それで終わってしまうつもりかな。これは大変真剣に考えてもらわないと。

さっきも黒川議員言ったじゃない。第1回目の400票の開票があったときに、まともなのか。黒川議員だけじゃない、みんなそう思ったと思うよ。私もベッドから起きられなかった。それから、あなた、20分もたたんうちに410票の人が一番下だった。そして、私らもそれで納得がいかんものだから、当選証書付与式の時、これ2問目に入っていってしまうけれども、そのときに質問をしましたね。納得がいかんもんだから質問した。400票で50.03%、黒川議員も同じこと言ってくださったけれども、納得いくわけがないよ。それで、まだ半分ばかり残っておる。そうしたらどうなるの。大体平均すると800票、誰がそこへいくんだと。800以下になった人が落選だから。にもかかわらず、いろいろ質問をしておいたら管理委員会からの答弁、いや、開票が済んでおりました、50.03%で開票が全部済んでおったと、個々の集計が済んでおらなただけだと。またおかしなことを言う。そんなばかなことは許されてたまるかと言いたいんです、我々は。みんな真剣に選挙戦って、今か今かと思って開票を待っているわけ。なぜ400票を出す前に、100票でも200票でも小刻みに出してきたらどうなの。今まで私は7回目の選挙をやらせてもらったけれど、こんな思いは初めてだ。今までは100票から出て、200票が出て、そういうやり方でずっと来ておったはずだ。こんないきなりぐっと首絞めるような開票の仕方は初めてだ。本当に体に悪いよ、これ。

この間からいろいろ注文つけておるけれども、何かいい対策考えられたかね、開票の仕方。蟹江は、50.03%でもほとんど開票は終わっておったわけでしょう。これはすばらしいことなんです、自慢すべきことなんだ。だけれども、それまでの出し方がおかしいんだ。何か考えられたかね。

○総務課長 伊藤俊郎君

票の出し方についてというところでございます。

蟹江町につきましては、21時40分、開票が9時に始まりまして、21時40分を第1回目の開票速報の時刻とさせていただいております。21時から開票が始まりまして、21時40分、第1回目の開票時刻までには、おおよそ全ての票の点検は、議員ご指摘のとおり終えておりました。これらの100%の票がどの候補者の票であるかということの点検は、21時40分の時点ではほぼ終えておりました。

ただ、その点検終えた票をどの候補者に何票あったかというふうに計数する作業につきましては、機械を通じて計数することになっております。機械につきましても数に限りがあり

ますので、全候補者を平等に順番に数えていくというふうな流れでやらせていただいております。そのやらせていただいた結果、21時40分時点でそれぞれの候補者の票として確定された票が400票であり、その400票の合計の6,400票を全部の投票の必要数で割り返した50.03%というところで開票中間のほうをさせていただいたところでございますが、ご指摘のとおり、いろいろなご意見をいただいたのも事実でございますので、いろいろ選挙管理委員会、ほかの選挙管理委員会にも聞いて、今後よりよい開票速報のやり方についてまた検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○7番 伊藤俊一君

検討しておらなんだ。あれだけ文句言われて、これはいかんと、そういうこと思っておらんわけか。これから検討していくって、どういうこと、それ。

実際ね、この看板のことに戻るけれども、普通、北新田から西之森に移動するとき、北新田のいわゆる町内会長なり区長に普通相談するんじゃないかね。これが、蟹江町の場合は、これは相談せんでもいいらしい、そういう資料もらった。相談せずに選挙管理委員会に諮ればよいということになっておるみたいだけれども、どうだね。

○総務課長 伊藤俊郎君

ご指摘いただきましたポスター掲示場の変更につきましてですが、おっしゃるとおり、今までポスター掲示場を何回かいろんなご事情により変更したことはございますが、その都度、それぞれの地元の町内会等に諮って変更したというところの経緯は、おっしゃるとおりございません。よろしく申し上げます。

○7番 伊藤俊一君

今までそうやってきたか知らんけれども、どう思うの。やっぱり相談したほうがいいと思わんんじゃないの。どう。選挙管理委員会として、ちょっとはっきり答えてちょ。

○総務課長 伊藤俊郎君

今回そのような形でポスター掲示場を選挙管理委員会のみで諮っているいろんなご意見をいただいたところでございますので、今後ポスター掲示場を変更するようなことがあれば、地元の方々にもいろんなご意見いただいた上で相談し、また、選挙管理委員会にもその旨諮っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○7番 伊藤俊一君

そういう答弁が当たり前じゃない。ね、町長。これね、みんな命がけで選挙やっておるんだ。それを、選挙管理委員会独壇場で勝手にかえてオーケー、これは許されることじゃない。もう直ちにこれの問題については、地域に相談をして決めるというふうにしていただきたいと思うけれども、どうだね。

○総務課長 伊藤俊郎君

直近の選挙ですと、7月に参議院選挙の執行が予定されております。そのときには、従来

の北新田のところにポスター掲示場を設置できるように、地元の方にも相談し、選挙管理委員会でもまた決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番 伊藤俊一君

それは、同じ場所。北新田に移動するのは、同じ場所ですか。

○総務課長 伊藤俊郎君

北新田内のところの同じ場所、もしくは北新田内のどこの場所になるか、まだ明確に決まっておりますが、北新田内のところでもどこか適当なふさわしい場所があるかどうかを引き続き検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○7番 伊藤俊一君

北新田のよく皆さんが通られるところということで、そちらにやっぱり移すべきだと。西之森の保健センターでは、ちょっと北新田の人よう黙ってござる。これは、真剣に考えてよ。

それと、票の出し方、これはそんな400票までやらんでも、100票でも200票でも、皆さんじっと我慢して待っておるんだ、開票を。どこまで進んだ。9時前に、あなた、そこまでやっておれば、出るがね。8時半でも出せるぐらいだから、100票でも200票でも。400票にそろわんでもええんだ、別に。これで、やっぱり3回か4回小刻みに出すべき。

それで、資料によると、以前早く当落が決まっちゃったので、そういうことは差し控えておるといふところがあったね。これは飛鳥か。飛鳥の場合は票が少ないで、すぐわかっちゃうわな。しかし、極端に少ないところ、少ない人があった場合は、早く決まって当たり前でしょう。例えば今回の大治議会に100票以下の人、それ100票になるまで待っているの。そうはいかんがね。だから、100なり200なり区切りをつけて、2回か3回に分けて開票すべきだと。それが候補者にとって一番ありがたいことだということをおし上げたい。

本当にあの400票で50.03%を聞いた途端に、我々びっくりして、これは皆さん待ってみえる会場に行けん、ベッドから起きれなかった。その20分もたたんうちに出て、あなた方の資料でいくと、30分おきに出す。30分より早く出ておるが。資料、30分ごとに出すと書いてあるでしょう。2回目、何分に出した。

○総務課長 伊藤俊郎君

開票速報につきましては、21時40分を第1回目としておまして、以降30分ごとの速報の予定をしております。ただし、第2回目の22時10分を待たずして、22時ちょうどに票のほうに結了したというところの流れでございますので、2回目は22時に結了を出させていただきます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

そういう事務的なことはそういうことで、あなた方は資料にはそうやって書いてある、30分ごとに出すと。出してあって、結了はそれより10分前に出たわけだ。そういうことがある

んだから、もうちょっと小刻みに出すべきだと、そういうことをちょっとお尋ねして、質問を終わりたいと思いますけれども、その答え、どうですか。

○総務課長 伊藤俊郎君

21時40分が第1回目の開票速報、あくまで速報になっておりますが、事務局としてはもう開票速報を待たず、第1回目のところで結了を毎回目指して出しているところでございます。今回につきましても、できる限り早く町民の皆様の結果をお示ししたいという思いで、21時40分の第1回目の開票中間の速報ではなく、21時40分に開票結了を目指してやっていたところでございますが、今回21時40分の時点での開票結了には至らず22時ということになってしまったわけでございますので、引き続きご指摘いただきました開票中間速報の方法としては、また、いろいろと近隣の自治体等にやり方等を確認し、皆さんにわかりやすい開票速報、開票結了の方法に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ほかへ相談することないんだ、そんなことは。この議会でいろいろと質問があった。もうちょっと研究して努力しますという答弁できんかね。

○総務課長 伊藤俊郎君

今後の開票速報につきましては、よりわかりやすくやっていきたいと思っておりますので、検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○7番 伊藤俊一君

そのようにひとつ頼みます。よろしく。ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で、伊藤俊一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は午前11時ちょうどにしたいと思います。

(午前10時49分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

○議長 安藤洋一君

質問4番 佐藤茂君の「超高齢化社会に向けての対策は」を許可いたします。

佐藤茂君、質問席へお着きください。

○10番 佐藤 茂君

それでは、10番 新政会 佐藤茂です。議長のお許しを得まして、超高齢化社会に向けての対策はと題して質問させていただきます。

今回でありますけれども、選挙活動の中で改めて再認識したところがございます。それは、

わかっていたことではありますが、以前よりも高齢者の方、また空き家等がふえているのではということがございます。私が選挙のお願いに回っているときではありますが、昼間ほとんど人影が見えず、また空き家等も多く、ひとり住まいの方や高齢者の方が非常に多いことに改めて気がついたわけであります。そんなようなことを私の支援者の方に話をいたしましたところ、そういえば毎年数人は亡くなるなというようなことを言うておられました。

また、選挙のお願いにあがっているときでありますけれども、ここは誰も住んでいない、あそこもだめ、そして、ここもないと教えていただきましたが、本当に全滅に近いような地域もあったわけであります。そして、空き家と同時に高齢者のひとり住まい、また高齢者の夫婦のみと、これもまた非常に多いわけであります。もちろん、これは私が住んでいるところのみならず、マンションと、またアパートに住んでみえる方々からもお聞きをいたしております。

今ごろ何を言っているのかと叱られそうでありますけれども、今回の選挙で蟹江町中を回らせていただきまして、本当に蟹江町の高齢化現象が、もう本当に8年前、そして4年前よりもさらに進んでいることを改めて再認識したわけであります。

蟹江町は、高齢者に対しての多種多様な計画、そして支援されているわけでありますけれども、その中のほんの一部分であろうと思っておりますが質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、蟹江町の高齢者の今現在の状況を教えていただきたいと思っております。わかる範囲で結構でありますので、よろしくお願いたします。今現在、75歳以上、後期高齢者の方は何人ほどお見えなのか。また、高齢者、65歳以上のひとり住まいの方は何人ほどお見えなのか。そして、高齢者の2人住まいは何人ほどか、お聞きしたいと思っております。

○介護支援課長 戸谷政司君

それでは、ご質問に対してご答弁させていただきます。

まず、1点目でございます。後期高齢者、75歳以上の人口ですが、令和元年5月31日現在で人口4,616名、割合にいたしますと12.25%。

2つ目のご質問の高齢者の単身世帯でございますが、2,244世帯、全体の世帯数からの割合といたしまして13.50%。

3点目の高齢者夫婦のみの世帯につきましては、1,638世帯で、割合といたしましては9.86%となっております。

現状こういう形となっておりますが、今後ますます増加すると予想されます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。なぜこのようなことを伺いましたかと言いますと、地元のご婦人の方から婦人会を脱会したいというような相談を受けたわけであります。その理由

はといいますと、婦人会の役をやる人がいない、それこそ高齢者の方ばかりで参加できない、また、若い方は働きに行っているので参加できない、だから婦人会を脱会したいというようなことでもございました。その旨、婦人会の会長さんに相談に行きましたところ、何とか継続して、話をして継続していただけるようにと言われたわけでもございます。

婦人会といいますと、婦人会活動の中の一つの活動としてお年寄りのひとり住まいの友愛訪問等がございまして、先ほど言った婦人会活動をやめるということは、本当にとんでもないことになってしまうのかなということでもあります。

また、長寿会連合会の方々も訪問活動をされておみえでありますので、そんなこともあり、高齢者の方がどれくらいおみえなのかをお聞きいたしました。

それで、先ほどの答弁でございますけれども、高齢者の単身世帯2,244世帯ということでもありますけれども、私少し調べさせていただきましたけれども、社会福祉協議会において友愛訪問活動、先ほど言いましたけれども友愛訪問活動ということで事業計画されておりますけれども、社会福祉協議会の今年度の事業計画では117人というふうにされておるようでもありますけれども、ちょっと先ほどの2,244人に対して117人というのはえらい少ないような気がするんですけれども、そこら辺のところはどういう具合なのか、これは社会福祉協議会でございましてわかる範囲で結構でございますので、よろしくお願ひします。

○介護支援課長 戸谷政司君

ご質問のありました友愛訪問活動の訪問件数が117件というところでございますが、こちらのほう、友愛訪問活動は社会福祉協議会が婦人会、長寿会と連携をして行っている活動でございます。こちらのほうにつきましては、高齢者のひとり世帯で見守りを希望される方を対象に、定期的に訪問しているような状況でございます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。今の話ですと、希望される方だけということなのかなということでもございますけれども、私の女房でありますけれども、私の女房が婦人会の役をやっていたときがあったようで、私知らなかったんですけれども、何度も訪問に行くと、「来るな」とか言ってえらく叱られたようでもあります。そういうことで、もう行かないようにしたらしいんですけれども、そういう意味において元気な方がまだ多々おみえになるのかなと、そういうふうにご説明させていただきます。

それでは、次に移ります。

蟹江町には、高齢者を支援するための地域包括支援センターが2カ所、西と東に、そしてセーヌとカリヨンがあるわけでもありますけれども、高齢者の方を支援するための相談窓口であるかと思いますが、社会福祉協議会、この組織も高齢者等を支援するために活動しております。先ほど言いました友愛訪問活動、そして生活困窮者支援事業、また日常生活支援事業、

挙げたらきりがないぐらい高齢者に対する支援事業というものを行っているわけでありまして。また、高齢者ばかりでなく子育て支援等も行っております。そして、昨年度から指定管理者として泉人まで管理され、とにかくいろいろな事業をされておるわけでありまして。

至れり尽くせりの状態なのかなと思う反面でありますけれども、町民の方々にはなかなか浸透していないような気もいたします。私、聞かれたことあるんですけども、社会福祉協議会って何と聞かれたこともございます。社会福祉協議会は、たくさん事業をされておりますが、それでは、蟹江町はどうなのかなと思ひまして質問させていただきます。

今現在、蟹江町として高齢者対策はどうなのでしょう。たくさんあるかとは思いますが、主なこととしてどんなことをされているのか、お聞きしたいと思ひます。

○介護支援課長 戸谷政司君

ご質問のございました高齢者対策として、町として実施していることではございますが、高齢者対策として実施しております事業といたしましては、介護予防教室といたしまして、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり予防、認知症予防等のプログラムで介護予防教室を実施し、生活習慣病の予防や介護予防のきっかけづくりの提供をしております。

ひとり暮らしの高齢者や高齢者の夫婦のみの世帯を対象に、緊急通報システム、配食サービスを実施して、見守り活動を実施しております。

また、そっと見守り活動といたしまして、町内の金融機関及び新聞店と連携し、見守り活動を実施しているような状況でございます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。いろんなことをされておるようではございますけれども、私、ちょっとまた調べさせていただいて、前からのあれなんです、蟹江町は蟹江町第8次高齢者保健福祉及びまた第7期介護保険事業計画というものを作成しておるわけでありまして。最近でありますけれども、本当に老後2,000万円は必要というようなことで本当に新聞とかテレビ等で騒いでおりますけれども、やはりそれぐらい今後の皆さんですけれども、私もそうですけれども、今後の将来、またそして老後について皆さん心配されているわけでありまして。先ほどの高齢者に対する事業計画というものでございますけれども、その中にありとあらゆる高齢者に対する問題、そして課題等と対策ということが本当にたくさんうたつてあるわけでありまして。ここで全部、そういうことをまた話をしますと話が長くなりますので、どうぞ、これらの高齢化社会対策に向けて確実に実践していただければと、このようにお願いいたしますか、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に移りたいと思ひます。

最近また蟹江町で、死後4日ほどたって亡くなられた方が発見されたという事件がございました。今回のことは、近隣の方も気をつけておられたようであります。それでも起きてし

まったわけでありませう。

私どもでも似たようなことがございました。近所の方のご主人が亡くなられたわけでありませうけれども、我々本当に近所のことですけれども、我々全く知らなかつたわけでありませう。亡くなられてから、隣の方が3日ほどたつて、用事でその方の家を訪ねられていき、そして初めてこの家の主人が亡くなったということを知つたわけでありませう。

向こう3軒両隣、これは私の選挙のキャッチフレーズでありませうけれども、これがここ何十年もできていないような気がするわけでありませう。私もまた、近所の方とあまり話をすることがないような気がいたします。用事のあるときぐらいしか話をしないわけでありませう。とにかく、これからますます孤独死ということがふえてくるのかなと思つたわけでありませう。そんなことにならないよう何かよい方法はないか、そこでお尋ねいたします。

近所の方ともっとコミュニケーションがとれるよう、町として何かできることはないのかなど。そしてまた、既にこのようなことをやっておりますよということでもあれば、お聞かせいただきたいと思つた。

○介護支援課長 戸谷政司君

ご質問のございましたコミュニケーションのとり方とかというところのご質問でございませう。

町として今実施しているところでございませうが、地域における介護予防、閉じこもり防止と高齢者相互の交流による健康づくりと生きがいくりを目的といたしまして、地域住民が主体となって実施しておりますサロンの発足支援や運営助成を実施しております。

また、社会福祉協議会と連携いたしまして、生活支援体制の整備といたしまして地域の社会資源を把握し、そこで生活している高齢者の課題解決に向けマッチングを行ひまして、住民同士で助け合える体制の構築に向けて取り組んでいるような状況でございませう。

以上でございませう。

○10番 佐藤 茂君

ありがとうございます。今のお話ですと、地域のために何かそういうことをしたいと、そういうことをやりたいといった場合に、そのために補助といいますか、そういうことをされているのかなということでございませうね。わかりませう。

先ほどの話でありませうけれども、私の隣といいますか、本当に50メートル圏内でありませうけれども、その50メートル圏内に13軒ほどあるわけでありませう。そして、本当に親しく話をさせていただくのは、本当に数軒でありませう。先ほどの話でありませうけれども、1年を通じて全く話をしない、そういう方もありませう。また、1軒の方は、ほとんど本当に見たことないんですと、そういう方もおみえでありませう。用事がない、町内会等も参加されない、そんな状況でありませう。恐らくこのことについては、私ばかりではないような気がする。本当にこれでいいのかと思つたわけでありませうが、本当にまた再度お尋ねしますが、このこと

についてはどう思われますか。よろしくお願いします。

○介護支援課長 戸谷政司君

ご質問でございましたご質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げさせていただきましたが、住民同士で助け合える体制の構築には、地域コミュニティが大変重要となってまいります。まずは近隣の方々や町内会の方々にコミュニティを形成することが大変重要であると考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

今、町内会とか住民、近隣の方と話し合っということでありまして、またそういう話をまた私もさせていただきます。またそのときは、本当に相談に乗っていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。

先週でありますけれども、高齢者、また子育てにも優しいまちづくりをしているところがあるという話をお聞きいたしましたので、私、見に行つてまいりました。西尾市の一画であります、そこはJR北の桜地区よりも少し広いのかなというところでございます。新しい住宅地が立ち並び、ほとんど一軒家でありました。そして、蟹江町のヨシヅヤよりは、これもまた規模は少し小さいかなと思いましたが、スーパー等もできておりました。

特に目についたのが保育所でございます。一見古い、昔の古い木造の家を改造したのかなと思えるような、木というものを随所に使用した落ちついた建物の保育園でございます。そして、そこには子育て支援センターもありました。そして、大勢の子供さんたちが元気に遊んでおたわけであります。

その場所の昔の地図を調べてみますと、家は数軒ほど建っていたようでありますが、あとは田んぼか畑ではなからうかと思えます。区画整理をすればこんなにも活気のある町になるのかなと改めて思ったわけであります。

先ほどの答弁ですが……

今、ちょっと順番を間違えてしまいました。ちょっともう一度読ませていただきます。申しわけない。ちょっと違うものを読んでしまいました。

私、ある書物を読んでおりましたら、こんなことが書いてございました。今、地球上では人類が経験したことのない超高齢化社会に向かう。また、その最先端にいるのは日本であると。平均寿命は1940年代では50歳であった。ところが、今では84歳である。また、高齢化率は1970年代では7%であったものが、今現在は27%であり、2060年には40%近くにもなると。私たちの定年後、20年、30年をどう過ごしていくのか。一生懸命働いて、成長、成長を合言葉に経済大国を実現した。ところが、気づいてみたら大家族はなくなり、核家族から老々世

帯、そして最後は独居という現実と直面していると。そして、このような現実が容赦なくこれから襲ってくる。そして、本当に深刻な事態は20年、30年後から始まると。そのときの高齢者は現在の40代から50代であると、このように書いてあったわけでありませう。

そこでお尋ねをいたします。ご存じのように、今現在、富吉駅南地区のまちづくりを検討しておりますが、福祉に、また高齢者に優しいまちづくりということは検討できないのか、まちづくりの準備委員会のメンバーの中からそんな話が出ております。

なぜかこの地区には病院が1キロ圏内に4軒もございませう。そしてまた、皮膚科等もできるようございませう。そして、買い物もすぐ近くにスーパーがございませう、またコンビニも1キロ圏内に、これまた2軒もございませう。そして今、新しく建て替え中ございませうけれども、蟹江警察署もございませう。警察署があるということだけで防犯にも大変よく、また安心して暮らせる町になろうかと思ひませう。また、憩いの場として希望の丘広場等もございませう。そして、富吉駅は、本当に高齢者にはあれかなと思ひませうけれども、近くにあり、歩いて行けるところにあるわけでありませう。お年寄りに対しての好条件なところではないかなと、そのように思ひませう。

先ほど紹介させていただきました書物の中には、地域にあるものを工夫してまちづくりをというようなことも書いてございませう。何度も申ひませうが、これから超高齢化社会に向かひていくわけでありませう。これはチャンスと捉えていただきませう、先ほどのことを考えませうと、そんなまちづくりというものを検討するのにも必要があるのではないでせうか。まずはできるところから進めていくというのはいかがでせうか。よろしくお尋ねいたします。

先ほどはちょっと失礼いたしました。

○介護支援課長 戸谷政司君

それでは、ご質問のございました住みやすいまちづくりというところで、高齢者施策の観点からちょっとご答弁させていただきますと思ひませう。

高齢者が安心して暮らすことのできる地域づくりのためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が必要となつてまいりませう。住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けるためにも、地域における医療、介護の関係機関と連携し、包括的、継続的に医療や介護サービスを提供できる体制の構築を現在、海部津島の7市町村と共同で取り組んで実施しているところございませう。

以上でございます。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

まちづくり推進課より、都市計画の観点からお答ひをさせていただきます。

進展します少子超高齢化社会への対応としまして、まちづくりにおきましても、過度に自家用車に依存することなく、徒歩、自転車、公共交通等を中心としたまちづくりが求められていませう。

この富吉駅南地区は、近鉄富吉駅から地区の中心まで約500メートルでありまして、一般的に高齢者の徒歩圏とされている500メートル圏内に位置をしております。

また、昨今の土地区画整理事業の役割としましては、量から質へと変化をしております、ただ、定住人口だけを求める整備から、バリアフリーに配慮しました誰もが安全に安心して暮らせる整備が今求められております。

この富吉駅南地区におきましても、土地区画整理事業による質の向上を図るためにも、近隣にある複数の診療科目の診療所を集約するような医療モールの設置や、子育て、親子の交流促進のための子育て支援施設、日常生活利便施設などを誘致することも考えられます。

このように、高齢者だけでなく子育て世代にも配慮した計画的なまちづくりを推進することで、既存のコミュニティと新たに居住される方の交流が生まれ、この地区の活性化が図られると考えております。

今後まちづくりの方向性につきましては、まちづくり準備委員会を中心としまして引き続き検討してまいりますので、ご提案等よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

今の答弁に対して、先ほど言わせていただいたのは、さっき話をしてしまいましたけれども、本当に先ほど、今の答弁でございますけれども、本当に私が思っておったとおりのような答弁を本当にいただきました。

先ほど私、少ししゃべってしまいましたんですけども、本当に高齢者、また子育て、そういうところにも優しいまちづくりをしておる、そういうようなところがありまして、そこを見に行きましたところ、本当にこんな立派な町になるんだなというふうに改めて思ったわけでございます。

とにかく、超高齢化社会にこれから向かっていくわけでありまして、先ほどの話でありますけれども、20年、30年後に、なぜあのときにやらなかったのかというような言葉が出てこないように、私、努力をさせていただきます。しかし、私どもだけではとてもじゃないですができませんので、町の協力なくしてはできないわけでありまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

そして、最後でありますけれども、今のことでございますが、町長に伺いたいと思います。いろいろ私間違えましたけれども、そこは勘弁していただいて、今の理事者からのいろいろ答弁いただきましたけれども、町長としては、その高齢者に対してのまちづくりというようなことをどのように思われるか、お尋ねいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

○町長 横江淳一君

それでは、佐藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

平素は地域の発展のために本当にご尽力をいただいておりますこと、私からも感謝を申し上げます。

今回の質問は、高齢化社会に向かってというのを一つの題材にして、まちづくりとどうかかわっていくかという、本当にこれから蟹江町が直面する大きな問題だというふうに思っております。

また、例えば、区画整理事業を新たなところで起こすということになっても、本当に地権者のご理解はもちろん、それから財政面の問題、それから人口減少の問題、高齢化率の問題、全てのことを加味して進めていかなければなりません。そういう意味で、当蟹江町、11平方キロしかありませんが、都市計画マスタープランに従いまして、ここまで着実に事を進めてまいったのも事実でございます。

そんな中で、今、高齢化に対して町長はということであります。別に区画整理事業のことを特別にお話をするということではなくて、やはり地域の発展のためには確かに行政の力、これはもう行政力というのが欠かせないわけでありまして、民間の方がといっても、これはいろいろな法令の壁だとか規則の壁だとかがあります。そういう意味でいけば、地域の皆さんと協力して行政が前に行くというのが、これが理想なまちづくりでもありますし、施策の進め方でもあるということは、まさに第4次総合計画の根底であります協働まちづくりというものであります。

そういうことを考えたときに、今回の区画整理事業一つとりましても、先ほど担当が申し上げましたとおりに、地域性、特異性をしっかり生かしながら、高齢化率がこれからも、我々が幾らしゃかりきになっても、速度をおそくすることはできますけれども、とめることはできません。そういう意味で、地域にやはり潤いを持たせるためにたくさんの方が住んでいただきたい。それにはそのような施設が必要、ソフトが必要だというふうに思います。今あるものをしっかりと活用しながら次につなげていく計画がこれから肝要だというふうに思います。

そういう意味で、今現在、今、佐藤議員が言われました富吉地区、そして、まだまだほかにあるかもわかりません。近鉄の南の地区もそうでありますけれども、そういう特性を生かしながら、地域の方のご協力をいただき、そして、何ができるだろうということを早急に考えていく必要があると思いますので、これからも佐藤議員におかれましては、いろいろな意味で先頭に立っていただいて、我々行政も目的意識をしっかりと持ちながら前に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくご協力のほどお願いをいたします。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

私、先ほどから町長も言っていました、現在、一生懸命やっているわけでありましてけれども、本当に皆さんに話をしておることをどれだけ皆さんに理解していただけるのかわかりま

せんけれども、とにかく一生懸命頑張らせていただきますので、応援のほうもよろしく願いいたします。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で佐藤茂君の質問を終わります。

質問5番 板倉浩幸君の1問目、「国民健康保険について」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は1問目として、「国民健康保険について」と題して伺っていきたくと思います。

この質問については何回も議会でも取り上げながら、高過ぎる国保税の引き下げを提案してきております。特に今回、子供の均等割について、軽減について質問させていただきます。

国民の暮らしを支えるはずの社会保障が、高い国保税や給付、サービスの低下により暮らしを押しつぶしそうになっています。暮らしを支え、生存権を主張する社会保障本来のあり方にしていく第一歩として、国保に公費投入で国民健康保険税を抜本的に引き下げる改革があります。

国保は、加入者の4割が年金生活者、3割が非正規労働者であり、所得の低い方が多く加入する医療保険であります。ところが、平均保険料や税は、4人世帯の場合でも、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になるところであります。しかも、2018年度から開始した国保の都道府県化によって、今でも高過ぎる国民健康保険の負担がさらに引き上げられようとしています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などは、加入者の所得が低い国保が医療保険より保険料が高くて負担が限界に達している、国保の構造的な問題を解決させるために、公費投入をふやして保険税、保険料を引き下げることが国に要望し続けています。この公費投入については最後のほうでお聞きします。

まず初めに、昨年4月から国民健康保険制度が変更され、国保の都道府県化がスタートをさせました。そこでお伺いをいたします。今回、この国民健康保険の県単位化で国保がどのように変更されたのか、どのような事業になったのか、改めて伺いたくと思います。

○保険医療課長 不破生美君

ご質問のありました県単位化についてお答えさせていただきたいと思います。保険医療課からお答えさせていただきます。

従来は、平成30年3月までは、国保につきましては各市町村が保険者となりまして、財政運営、それから保険給付等を一括で行ってまいりました。それが、平成30年4月からは、将来にわたって持続可能な医療保険制度を構築するために、都道府県が市町村とともに国保の

運営を担うこととなりました。都道府県が財政運営の主体となり、一方、資格管理や保険給付など被保険者にとって身近な業務については、そのまま引き続き各市町村が行うこととなっております。

愛知県につきましても平成30年4月から県が保険財政を担い、保険給付に係ります費用は全て保険給付費交付金として愛知県から各市町村のほうへ交付されます。その一方で、皆様方からいただきます保険税につきましては、愛知県のほうへ国民健康保険事業費納付金として各市町村から都道府県へ納付いたします。

そして、その納付金につきまして、愛知県のほうから、被保険者の方からいただく保険税が財源となりますので、各市町村ごとに医療費水準や所得水準をもとに納付金を算定し、その納付金に見合った標準的な保険税率が示されます。これをもとに各市町村は保険税率を決定することとなりました。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、県単位化によって何が変わったのか、改めて伺ったわけであります。

今、答弁があったように、今まで町が財政運営をしていたのが、県が財政運営をして、県が医療費を払うという。徴収するのは市町村がそれぞれ、蟹江町でいうと蟹江町なんですけれども、今答弁があった県への国保の事業費納付金の話と、また標準保険税率の答弁があったんですけれども、これ自体どんなものなのかお聞かせをください。

○保険医療課長 不破生美君

では、まず、ご質問のございました国民健康保険事業費納付金についてお答えさせていただきます。

被保険者の方が病院にかかれまして、そうしますと、自己負担のほかに保険者負担分といたしまして、大体の方は3割自己負担されて、7割がこちらのほうで保険のほうから支払いをするんですけれども、そのかかる費用につきまして、先ほど申し上げましたように、30年4月からは、一旦蟹江町が支払うんですけれども、後で交付金という形で県のほうから全額各市町村のほうへ交付されます。

その交付金の財源の一部となりますのが、各市町村から都道府県へ納付される国民健康保険事業費納付金、いわゆる一般的に納付金と言われるものとなります。この納付金は、各市町村の医療費水準と所得水準によって都道府県が算定し、各市町村に示されます。納付金は被保険者の皆様からいただく保険税が主な財源となっております。

そして、もう一つのご質問のございました標準保険税率についてでございますけれども、こちらは都道府県が各都道府県内統一の標準的な算定基準に基づきまして、市町村ごとの保険税率の標準的な水準と示す数字のことでございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

事業費納付金、今納付金と言っているんですけども、納付金がどういうものなのか、また標準保険税率についてお答えをいただきました。

それをもとに、県が今、昨年この県単位化によって新たに事業費納付金と標準保険税率を示してきたわけであります。当初、初年度の2018年度、平成30年度と、また新たにことしの2019年度、令和元年なんですけれども、これにおける県に納める事業費納付金、また県が示す保険税率自体、実際幾らなのかお聞かせをください。

○保険医療課長 不破生美君

それでは、まず納付金の額のほうからお答えさせていただきます。

まず、平成30年度の納付金は、総額で10億8,417万4,673円、令和元年度におきましては、総額で9億7,825万6,586円でございます。

続きまして、標準保険税率でございますけれども、平成30年度につきましては、均等割が4万7,394円、平等割が3万1,533円、所得割が11.33%、資産割がゼロでございます。令和元年度につきましては、均等割が4万5,403円、平等割が3万140円、所得割が10.72%、資産割がゼロでございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今、18年度と19年度を納付金と標準保険税率、聞いたんですけども、少し若干お伺いしたいのが、事業費納付金のほうなんですけれども、2018年度、昨年開始されたのが10億8千幾らと、今年度9億7,000万円ということで、前にもちょっと聞いてはいるんですけども、1億円下がったということなんですよね。これで間違いがないのか。それと、なぜ下がったのか、お答えをください。

○保険医療課長 不破生美君

納付金の額につきましてはこちらで変わりはありませんので、これ以上変更があるということはありませんので、先ほど申し上げました額が正解になります。

そして、納付金の額の30年度と令和元年度の違いなんですけれども、こちらもさきの議会のほうでもお答えさせていただきましたけれども、まず、被保険者数の減少によるもの、それから、前期高齢者交付金の精算によるところが大きいものだと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

減少と前期高齢者の納付金、いわゆる返ってくるお金ですよね。それを差し引くとどうなんでしょうか。

○保険医療課長 不破生美君

前期高齢者交付金の精算で、返す側と、それから追加交付で受ける側がございますので、

そこを差し引くと大体1億円程度という形になっていきますので、こちらの納付金の差が大体それぐらいの数になるかと思えます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

前期高齢者の納付金、返ってくるお金を引くと、大体平成30年度も令和元年も同じぐらいだということです。

そこで、また違う観点から、蟹江町は今、一般会計から法定外繰り入れを行っております。これの法定外の繰り入れについて、目的、また過去5年ぐらいでいいですので、繰入金の推移がわかりましたらお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

一般会計からの法定外繰入金のご質問でございましたけれども、蟹江町の場合、法定外繰入金の主な目的といたしましては、福祉減免と町独自減免などに充てるものでございます。

推移といたしましては、5年にさかのぼりますけれども、平成26年が1億円、平成27年度が9,000万円、28年度が5,000万円、29年度が5,000万円、30年度が7,000万円、そして今年度、令和元年度につきましては7,000万円を予定しております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

目的は福祉減免と独自減免に使っているということで、財政的に厳しい状況があるということと繰り入れをしているわけなんですけれども、これを今後どうしていくかという問題もまた後で少し触れますが、多いときで1億円、今年度、今予算的には7,000万円ということとなっております。

そこで、今回この都道府県化によって、平成30年度に何年かぶりに蟹江町保険税率が変わっております。この保険税率なんですけれども、今後の方針として蟹江町の税率算定の方法をどう考えていくのか、また、先ほど申した保険税率についてどのように変わったのか、お願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

ご質問がございました30年度以降の保険税率の考え方でございますけれども、まず、税率につきましては平成30年度に改正を行いました。令和元年度につきましては改正を行わず、平成30年度と同率の保険税率を用いて算定をしております。こちらにつきましては、平成30年度の改正は国保の、先ほど申し上げました都道府県化を契機といたしまして、給付費と保険税とのバランスを考えて改正をさせていただきました。

今後ですけれども、国のほうが、急激な保険税の上昇を招かないために、平成30年度から6年間、激変緩和措置を実施しているところでございます。町といたしましても、まず第一に優先的に考えるのは、保険税の急激な上昇を招かないためにどうしていくかというところ

でございますけれども、県内自治体が足並みをそろえて国保財政の健全化を目指して取り組んでいるところが現状でございます。

町といたしましても、平成30年度から令和5年度までの6年間で、県の方針に沿うような形で税率の見直しを進めてまいりたいと思います。また、その見直しにつきましては、2年ごとに実施をし、町の国保運営協議会でご審議いただきながら、また、今後の国保財政や県への納付金の推移を確認しながら順次検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、昨年保険税率が変更になって、ことしは変更がないんですけれども、それを2年ごとにちょっと検討していくという答弁です。

昨年値上げが行われたわけなんですけれども、蟹江町自体、資産割に重点を置いていて、その資産割を県の国が示すことには資産割をなくしていけと、これどうなのかということもありますけれども、それで、2年ごとに見直しをし、6年激変緩和も利用しながら、急激な値上げをさせないために頑張っていると思います。

今回、質問するに当たっては、均等割について、最初申したように均等割をどうしたらいいんだということでこれから質問をさせていただきます。

税や社会保障料の負担によって生活が成り立たなくなることは、本来あってはならないことであります。そのため、負担は能力に応じたものでなくてはなりません。ところが、国民健康保険には基本的に所得にかかわる被保険者一人一人に同じ額がかかる均等割という仕組みがあります。まさに人頭割のような仕組みであります。

確かに軽減はありますが、例えばひとり暮らしの場合、合計所得が83万円しか対象になりません。今議会でも所得が84万円の改正案が上程されていますが、所得がなくても均等割の保険税がかかってきます。特に、この均等割保険税が低所得者の世帯にとって重い負担になっているのです。

そこで、伺いをいたします。蟹江町におけるこの均等割額の平成10年度、また20年度、そして昨年、改正があった30年度、それぞれの保険税が幾らになっているのか、お答えをお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

それでは、ご質問ございました均等割額についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、国保の保険税ですけれども、現在ですと医療分と後期高齢者支援均等分、介護納付金分ということで3種類に分かれてございますけれども、まず、平成10年度につきましてはこの医療分しかございませんでしたので、医療分のみで2万3,000円が均等割額でございました。続きまして、平成20年度につきましては、先ほどの3種類全ての課税がございますので、医療分が1万8,500円、高齢者分が4,500円、介護分が1万1,000円、合計しますと均等

割 3 万 4, 000 円になります。平成 30 年度は医療分が 2 万 1, 000 円、高齢者分が 6, 000 円、介護分が 9, 000 円、合計いたしまして 3 万 6, 000 円が均等割額となります。

以上です。

○ 2 番 板倉浩幸君

今、答弁で平成 10 年度、20 年度、30 年度の均等割額について答弁をもらったわけです。

平成 10 年度が基礎分しかありませんので 2 万 3, 000 円ということでした。そして、平成 20 年度に後期高齢者医療保険制度が開始をされたわけですからけれども、そこで新たに後期高齢者支援分が賦課され、また、ちょっと先ほど答弁で触れなかったんですけれども、平成 12 年度に、40 歳から 64 歳の方が加入する介護納付金分もあると思います。

それについても少しお願いをしたいのですが、その平成 30 年度が、介護納付金分も含めて 3 万 6, 000 円に、この 20 年間で 1 万 3, 000 円上がっています。県が示す標準保険税率でいくと 4 万 5, 403 円、こんなとんでもない均等割額なのであります。

特に、今回所得のない子供に係る分で、平成 10 年度、同じなんですけれども 2 万 3, 000 円、現在 2 万 7, 000 円であります。所得がない子供に係る分でも後期高齢者支援分は加算をされております。

そもそも、この均等割保険税がこんなに上がっており、これが国保の加入者を苦しめる結果となっていると思います。そこでお尋ねをいたします。なぜこの国保には所得がない人にまで均等割保険が設定されているのか、お聞かせをください。

○ 保険医療課長 不破生美君

均等割の設定でございますけれども、当町が採用しております国民健康保険は、国保税というところで、地方税法の第 703 条の 4 の規定に基づきまして賦課及び徴収することと規定されてございます。

同法同条第 9 項の規定により、国民健康保険税の均等割額は、均等割額の総額に被保険者数を案分して算定することとされ、その公平性から、所得の有無を問わず、また大人、子供、年齢を問わず、一律の金額を賦課することといたしております。

以上です。

○ 2 番 板倉浩幸君

国保税、ちょっと国保には若干国保料と税が 2 種類あるわけなんですけれども、蟹江町、国保税ということですが、今、大体なぜ設定されているかということ聞いて、大体答弁はこんなふうに戻ってくるのかなということは十分、地方税法の第 703 条の 4 ですよね。これの国民健康保険税に基づき、被保険者均等割を被保険者の数に案分して算定する、これは確かに書いてあるんです。

そういうことを私が聞いているんじゃないくて、なぜ国保には所得のない人にまで均等割がかかってくるんだというふうに聞いているわけであって、地方税法で定められているから均

等割をいただくんだということではなくて、なぜ国保にしかないんだということ。国保には均等割があるということなのかということなんです。これについてはなかなか難しいと思いますけれども、再度お願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

ほかの、申しわけございませんけれども、社保等の構造上の違いがございますので、ほかの保険の設定と構造上の違いがございますので、一律に同じということにはまいりませんけれども、先ほども申しましたが、私どもといたしましては、法令にのっとって賦課をさせていただきますと、それがご回答とさせていただきます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

法令に載っているから賦課するんだということなんですけれども、僕もあまり納得はできませんけれども、所得のない人に対しても案分、平等的にいただくということなんですけれども、国会でもそのように、被保険者全体の相互扶助で支えられている応分の保険料、税もそうなんですけれども、負担してもらうということが必要であると、国会でも答弁があります。

では、それを前提としてお聞きしたいと思うんですけれども、国保以外に、それでは所得のない人に賦課される均等割と同じ性質なんですけれども、この保険税を設定している公的医療保険があるのかなのか、お答えをください。

○保険医療課長 不破生美君

その他の公的医療保険についてでございますけれども、一般的に75歳以上の方が加入されます後期高齢者医療保険制度におきましては、被保険者お一人お一人に賦課される被保険者均等割というものがございます。

そのほか、数ある社会保険、健康保険組合等につきましては、算定方法についてはちょっと個々に把握はしてございませんので、以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

把握していないということなんですけれども、確かに75歳から後期高齢者医療保険ということになってきます。これには確かに一人一人にかかる均等割あります。

では、74歳までにかかる公的医療保険なんですけれども、実際国保しかないんです。おまけに所得のない人まで保険料をかけるという公的保険医療制度ということはありません。

この均等割分が権利があるとしていますが、協会けんぽも健保組合も各種共済組合も、保険給付を受け取る権利は、被保険者はもちろんのことですが、保険料を払う必要のない被保険者にも等しく保障はされています。けれども、先ほど言ったように均等割はありません。

国はこのように説明しているわけでありますが、この説明も成り立っていないと考えられます。さらに言えば、国保が相互扶助だというのも法律のどこにも書いてありません。まし

てや、法律に唯一、社会保障と明記している国保が相互扶助で、ほかの保険は違うということも書いてありません。こんなあり得ないことだと考えます。

また、この均等割については、ゼロ歳の赤ちゃん、生まれた瞬間から赤ちゃんにもかかってきます。これを改善すべき点というのは今、全国でも広がっている、立場を越えて一致点と今はなっていると思います。

特に蟹江町でも、子育て支援の観点から見ても、せめて所得のない子供の保険料を負担軽減をするという声が広がっています。そこで、お聞きをいたします。この子供の均等割保険税は、私が提案している均等割保険税は軽減すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

お子様の均等割の軽減についてでございますけれども、確かにお子様を育ててみえるご家庭、いろいろ大変であろうかということは、こちらのほうも理解はしております。そうなんですけれども、国保の広域化が平成30年度からスタートいたしまして1年が経過いたしました。9月には正式な決算報告のほうをさせていただけるかと思うんですけれども、町の国保財政、大変今厳しいものがございます。また、国保税につきましては、お子様だけでなく、被保険者全体の負担と給付のバランス、それから公平性を考えて設定する必要があると考えてございます。

所得の低い方や社会的経済弱者の方には法定、それから法定外の減免制度がございます。そのため、現状のところでは年齢による軽減制度は予定していないというのが現状でございます。

以上です。

○議長 安藤洋一君

ここで、途中になりますが、暫時休憩といたします。再開は午後1時ちょうどからといたします。

(午後0時01分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○2番 板倉浩幸君

引き続き、お昼からもお願いいたします。

地方6団体は昨年、2018年11月に制度改革改善強化全国大会を開きました。これは全国知事会、市長会、これに議会議長会も加わっております。これを開き、子供に係る均等割保険税、料を軽減する支援制度を創設することと決議をしております。それに基づいて、蟹江町においても子供に係る均等割の軽減や多子世帯に対する保険税措置をとるよう国や県に要望

しているのか、お聞かせをお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

国へのご要望ですけれども、個別に要望ということをしてはおりませんけれども、こういったお声があったということについては県のほうへお伝えさせていただくことはできるかと思っておりますので、機会がございましたらお声のほうを上げさせていただきたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

必要性、町自体も必要性は感じているんだと思いますが、国や県に対応していくのも引き続きお願いしたいんですけれども、特に、県への対応を要望も上げながらお願いするんですけれども、だからといって、町が実際に軽減措置をとっていかなくてもいいと思うんですが、この点についてお答えをお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

そちらにつきましては、先ほどもご回答させていただきましたけれども、町の国保財政のほうが大変今厳しい状況でございます。また、保険税の設定につきましては、子供さんだけではなく、被保険者全体のバランスを考えていくべきであろうというふうに考えてございます。さらに、愛知県県のほうが国保の財政運営を統一化したことで、県下市町村、足並みをそろえて国保財政の健全化に取り組んでおるところでございます。

町も医療費の削減に向けまして、医療費の適正化であったり、保険事業の充実、健全化に向けて取り組んでおるところでございます。まず、第一に考えさせていただくのは、国保税の急激な上昇を招かないことが重要だと考えてございますので、厳しいこの国保財政の中、負担のバランスを考えまして、現状ではちょっと年齢で軽減を組ませていただくというのはなかなか難しいのが現状でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、国保運営自体、財政的な問題が一番大きいんだと思いますが、じゃ、ちょっと町長に少しお尋ねをいたします。

国保制度の設計、これが国の責任ですが、地方税法でも同じだと思います。国民健康保険法の第75条にも、補助や国保の保険税の賦課、また減免は自治事務ですので、自治体が法令の範囲内で、したがって責任を持って処理すれば子供の均等割保険税を軽減できると、軽減を補助している自治体があります。法令では災害等の特別の理由や事情がある場合、市町村の条例で定めて保険税を減免することもできます。特別な理由、ここに引用して子供の均等割保険税の軽減に踏み出している自治体があります。これらをもとに、あらゆる何か手だてができないかいろいろ考えて、住民の負担を減らそうと努力していると思っております。

そこで、蟹江町自体やれないわけではないと思います。財源の問題、いろいろあると思う

んですけれども、この点について町長、どう考えているのか、お願いをいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、国保税の今後の考え方も含めてでありますけれども、先ほど来、蟹江町の国保運営について、るるお話をさせていただきました。これは蟹江町に限ったことではございません。実際もう国のほうが国保税のいわゆる標準保険税率を決めることによって、まず平準化しようという一つの大きな流れ、これがあることはおわかりだと思います。

また、徴収方法にしても、保険料でとってみたり保険税でとってみたり、これも違いがあるのも十分ご理解いただいていると思います。また、その中で、応益割、応能割の中のいわゆる資産割の両立が非常に蟹江町は高い状況で推移をしております。これは蟹江町の町の特性でもあるというふうにご理解いただければありがたいと思いますし、標準保険税率につきまして、国の考え方は6年間、先ほどちょっとお話もありましたが、6年1サイクルで回すというのがこれからの考え方だというふうに、これはもう大きな流れで今お話をさせていただきました。

じゃ、蟹江町はどうなんだろうと。例えば法定繰り入れのほかに、法定外繰り入れは、私個人的話、議員を経験させていただきました中で、国民健康保険というのは皆保険でありまして、本当に国民の生命、命を病気から守るという一つの大きな使命が、戦後できた最大の、これは日本にとってのすばらしい保険制度だと思っております。

しかしながら、少子化、高齢化、給付費がどんどん上がっていく、そんな中で、支える人の数がどんどん減っていけば、誰が考えてみてもその制度自身が無理があることは十分理解できるわけでありますので、そういう意味で、国としても、特別会計ですから、本来でしたら独立採算でやってくださいと言いつつ、一方では我々が普通会計、一般会計から、皆様方にいつもお示しをしております、1億円あった場合もあります、5,000万円のときもあります。今回は昨年度と一緒に7,000万円の法定外繰り入れをやらせていただいております。

しかしながら、これは本当に一過性のものであって、来年度またどうなるのか、再来年度どうなるのか、我々もわかりません。ただ、急激な保険料の増加を避けるために、万やむを得ない緊急的な措置だということもご理解をいただきたい。

国のほうはどうなんだという、それについてはまた別の見方をして容認をしているという事実の中で、先ほど言いました均等割の問題も、多分よく似た問題だと私は思っております。

冒頭ちょっと1兆円の話がされましたが、この後、多分またご質問があると思いますけれども、そういうことについても、私も今、県の今年度から役員になるわけでありましてけれども、知事会、市長会、それから町村会、やはりこれは一つになって、いろいろな陳情、国に対しての陳情をお願いをしに行っている中で、この国保のものについても必ず一文入っているとっております。

今後、具体的に何をどうするかということは、今この場では言えませんが、町民の皆様方の本当に生活を守る、そして国保税のルールをしっかりと堅持していくために何が必要であるかということをしかりと我々も考えながら、また近隣の市町村としっかりと連携をとりながらやってまいりたいというふうに思いますので、今、子供に対する云々だとか人頭税をどうするかということについての言及は、先ほど担当者が申し上げましたとおりでありますので、何とぞご理解をいただければというふうに思っております。

○2番 板倉浩幸君

今回、均等割についていろいろ聞いているわけですが、県内では子供の均等割減免している自治体もあります。一宮市、大府市、田原市が負担軽減をしているわけなんですけれども、そこで少し伺いをいたします。

このように独自に子供の均等割の軽減に踏み出す自治体は、先ほど申したように愛知県内でもありまして、全国的にもふえております。今現在、全国的にも25自治体で広がっています。これについてどう考えているのか、お聞かせをお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

子供様の均等割軽減についてでございますけれども、確かに議員おっしゃられるとおり、県内では3自治体が既に実施していると承知をしております。

ただ、町といたしましては、先ほどからお答えをさせていただいておりますけれども、所得の低い世帯の方については、今議会のほうで上程させていただいております法定減免の今議会でも拡充がされるわけでございますし、また、おひとり親家庭であったり、障害をお持ちの方、それから失業で生活が困窮されてみえるような社会的、経済的弱者の方につきましては、町独自の減免制度のほうがございますので、そちらで引き続きご支援させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、理解しているということなんですけれども、少しちょっと、ことしの4月から岩手県の宮古市が子供の均等割を減免するという、これ全て全額減免するということです。そこで、山本市長というんですけれども、その人の話を少し挙げさせていただきます。

市長は、協会けんぽと国保税を比べると、同じような収入があっても保険料の負担には格差、不公平感がある。その部分を市が負担をし、緩和するのが子供の均等割の減免だ。自治体によって当然さまざまな子育て支援策がある。宮古ではこれを中途半端な形ではなく、全額負担する形で子育て環境をつくるということだ。全額減免を途中でやめるつもりはない。ただ長くやりたいわけでもない。国の制度が変われば独自にやらなくてもいいわけだ。不公平感をなくす、公平感が持てるような形をしていくと。

宮古はその先駆けになっているということで、ことしの4月から踏み切った自治体を、こ

れ市なんですけれども、岩手県で挙げさせてもらいました。これも加味しながら子供の均等割、資料等も提示あれば私も渡しますので、お願いいたします。

暮らしを守る、町民が等しく医療を受ける権利を守る、その立場を貫いて、子供の均等割の負担軽減など、町としてできる手だてをちゃんとやるべきだと思います。地方自治体は住民の福祉の増進を図ることが基本であります。国保の重い負担を軽減するという点、その役割はしっかり果たしていただきたいと改めて求めておきます。

最後にお伺いをいたします。

国は国保の都道府県化をスタートさせ、昨年激変緩和を指示したため、国保税や料の全国的な負担増という事態には至らなかったが、2019年以降は本格的な値上げの仕掛けが動き出そうとしています。その仕掛けが、答弁でもあった標準保険税率の水準に合わせて国保税を引き上げることが市町村に強要してくるということです。

標準保険税率は国が導入した国保の都道府県化によってつくられたもので、市町村が保険税の値上げを抑えたり、独自減免措置を、また軽減、また抑制を行っている一般会計から国保会計への法定外繰り入れを行わないことを前提に計算をされております。国は法定外繰り入れの解消の号令をかけ、実際の国保税を標準保険税率に合わせることを市町村に求めています。町の国保税を標準保険税率に合わせようとすると、これまでの国保税が大きな値上がり強いられることになってしまいます。国保税は今でも高過ぎる水準であり、協会けんぽ、組合健保、共済などの公的医療保険と比べても大きな格差があり、これをさらに引き上げれば、住民の命と健康、暮らしが脅かされるだけではなく、国民健康保険制度そのものの存在さえ脅かすことになってしまいます。

そこで、お聞きをいたします。このように標準保険税率の水準に合わせて保険税を引き上げ、法定外繰り入れの解消を自治体に要求してきていますが、実際自治体に従う義務はないと思いますが、お答えをください。

○保険医療課長 不破生美君

法定外繰り入れの解消についてお答えをさせていただきたいと思います。

国の方針では、法定外繰り入れのほうが国保以外の保険に加入してみえる方との負担の公平性の面から見て、考えて解消を求めているものであると、こちらのほうは理解をしております。

今後、法定外繰り入れにつきましては、国保財政、それから県への納付金の推移を確認しながら、繰入金については考えていきたいと考えております。また、急激な保険税の上昇を招かないことを最優先に考えて、保険税の設定については考えていきたいと存じております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今、答弁をもらったわけなんです。

そもそも、地方自治体が条例や予算で住民の福祉のための施策を行うことを国が禁止はできません。廃止もまたすることもできません。市町村の判断によって国や県の圧力をはねのけ、標準保険税率や一般会計からの繰り入れによる国保税の負担抑制、また独自減免を維持していくことは可能であり、標準保険税率についても参考値と厚労省は言っております。自治体の判断としてやっていけるとお思いますので、よろしくお願いいたします。

3月議会の代表質問でもお尋ねをしました、先ほど町長からの答弁があった公費投入について少し、あまり時間がありませんけれども、お聞きをしておきます。

全国知事会、市長会、町村会など地方団体は、今の国保制度には、被保険者の所得水準が低く、保険税、料の負担が高いという構造問題があることを強調し、その解決のために基本的な公費投入、先ほど1兆円と言いましたが、による国保税引き下げを国に求めていることについてどのように考えているのか、これについてはちょっと部長のほうからお願いをいたします。

○民生部長 寺西 孝君

平成30年度からのこの国保制度改革により、現在も実は3,400億円の公費が投入されておるところでございます。この公費の投入の目的は2つございます。1つ目は法定外の繰り入れの解消を目指すもの、一つは当然に保険税の急激な上昇を抑制するもの、2つございます。

私ども、一般会計の法定外繰り入れにつきましても、やはり国のほうからご意見をいただいているのが事実でございます。やはり国保未加入者の方に負担をお願いする側面も出てまいります。そして、これは国民健康保険特別会計におきまして、その会計のあり方自体もちょっと問われておるところでございますので、国は国の見解でもって法定外の解消は言っているところでございます。

一方で、平成30年から令和5年までの6年間は激変緩和措置期間が設けられているところでございます。保険医療課長からも答弁ありましたように、私どもといたしましては、加入者の皆様の保険税の急激な上昇だけは避けるように、こちらのほうを最優先として取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、部長から答弁、本当に急激な上昇にならない値上げになる。標準保険税率に合わせたら本当高い国保税になってしまう。これは十分わかっていらっしゃると思います。そういう意味で、今回特に均等割について質問しました。

再度町長に、3月議会でも代表質問のときに答弁もらっておりますが、お伺いをいたします。

このように加入者の所得実態も、私もいろいろ今お話をしているところで、国保税は高過ぎることが国民健康保険の構造的な問題であるという認識は、保守系の首長も含めた地方自

治体関係者、一致した認識であると思います。そのために、抜本的な公費投入、我が党も全国知事会、市長会、町村会も1兆円の要求をしているわけでありますが、再度町長のほうから、この公費投入について答弁をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほどから何度も出ていますけれども、いわゆる協会けんぽ、組合健保、共済と比べると、本当に高い保険料であるのは事実で、私もそれは理解をしております。

先ほど来からご答弁申し上げましたとおり、国民健康保険というのは、本当に皆保険、すばらしい制度だと思っております。がしかし、多分この制度をつくったときには、こんな急激な高齢化が訪れるというのは多分想像もしていなかったというように思いますし、実際、今この現実が起きて、先ほど言いましたように、それぞれの自治体で、一般会計からの繰り入れを行っていなかったところも、やはり急激な保険料の増加を抑えるために、それぞれ繰り入れを行っているところが多いというふうに思っております。

あくまでも、先ほど言いました、国としては、標準保険税率も参考値という形で我々には聞いてございます。まだまだ制度が始まったばかりでありますので、我々としても、先ほど言いましたように、緊急避難的など言うところちょっと語弊があるかもわかりませんが、しっかりと市長会、そして町村会の流れの中で、我々も、1兆円ということはちょっと別にいたしまして、要望していきたい。やはりこれはしっかりと国の制度として、国のお金でやっていただくのが私は筋だというふうに、これは私だけでなく、町村会でもそんな意見がまとまったということは聞いてございます。

今後も、重複をいたしますけれども、町村会を通じ、市長会を通じ、知事会の場合はちょっと私たちとはちょっとレベルが違いますけれども、東京に陳情に行くことは多々ございますので、しっかりとその文も多分一文入ってございますので、もう一度しっかりとチームワークで陳情していきたいというふうに考えてございます。

当蟹江町としても、健全財政を保ちつつ、急激な保険料の増加を何とか抑えるように、給付費の増大を防ぐためのいろいろな施策を、健康施策をこれからも続けてまいりたいと思いますので、議員各位におかれましても、特に板倉議員におかれましてもご協力をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

○2番 板倉浩幸君

町長のほうも市長会でこういう話をたくさんしてもらって、お願いをしたいと思います。

国保税の協会けんぽ並みに引き下げる方法として、事実上、人头割である均等割、平等割をなくす提案であります。国保財政への公費負担は、国と都道府県で今現在4.6兆円であります。これを1兆円ふやせば、国保税、料もそうですけれども、協会けんぽ並みに引き下げることができ、国の言いなりで国保税のさらなる値上げに進み、住民の健康と暮らしを壊し、

日本の公的医療保険制度を崩してしまうのか、構造問題の解決のために公費投入をふやして値下げをして、公的医療保険の異常な格差、不公平、不平等を正すのか、国保税のこれ以上の引き上げをやめ、抜本的に引き下げる道を開くことであります。

以上で国民健康保険についての質問を終わります。

○議長 安藤洋一君

以上で板倉浩幸君の1問目の質問を終わります。

引き続き2問目、「子どもへの虐待と権利条約について」を許可いたします。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

2問目として、「子どもへの虐待と権利条約について」と題して伺っていきます。

この質問自体は、皆さんご存じのとおり、千葉県、先ほど石原議員のときにも質問があった、あの虐待の問題を取り上げていきます。

千葉県野田市で、小学校4年生の女子児童が父親による虐待によって死亡する痛ましい事件がありました。この事件は、虐待をしたとされる父親のDVが指摘をされ、母親も共謀したということで傷害容疑で逮捕されています。母親自体もDVの被害者だとも言われています。

虐待の背景にはDVがあり、DVのある家庭では間違いなく子供が虐待にさらされています。この事件は氷山の一角にすぎないと思いますが、防ぐことはできなかったのか、どうしたら少しでもなくしていけるのか、早急な対応が求められています。そこで、今回、蟹江町の対応についていろいろ伺っていきます。

最初の質問ですが、今、先ほど話したように、今回の野田市の事件に少し触れさせていただきま。この野田市の事件で蟹江町教育委員会はどう考えているか、お聞きをいたします。

千葉県野田市で犠牲になった小学校4年生の女兒は、父親の暴力を訴えるSOSを発信していただけない、なぜ命が救えなかったのか、悔やんでも悔やみ切れません。「お父さんに暴力を受けています。先生、どうにかできませんか」、死亡した女兒が一昨年の学校のアンケートに必死に記したであろう言葉は、一文字一文字が心に刺さり、無念な思いが募ります。直後に、学校は女子生徒のあざを確認し、児童相談所が女兒を一時保護しますが、その後、父親から猛反発されたことから、関係行政機関の姿勢が後退をし、父親にアンケートのコピーまで渡すという、絶対にあってはならないことをしてしまいました。

父親の不当きわまる要求に、なぜ市の教育委員会は屈してしまったのか。転校した女子児童が学校を休むなど危険な兆しがあったのに、なぜ危険感を持って適切な対応ができなかったのか。関係機関の情報共有や連携のあり方を含め掘り下げた検証と原因究明を行い、再発防止に向けて関係者が議論し改めていただくことは不可欠であり、このように蟹江町の教育委員会も問題提起をし、議論すべきと考えます。

この点について、この事件について、何かお考えがありましたら見解をお願いいたします。

○教育長 石垣武雄君

ただいまご質問をいただきましたことにつきまして、私の所見ということで少しお話をさせていたきたいと思えます。

議員が言われました千葉県野田市の父親による虐待事件、お話にもありましたように、子供が先生に対して助けを求める、訴える生活アンケート、これはいろいろ出ておりましたですけれども、それを教育委員会が父親に、要求に屈したわけで、屈したのかな、加害者である父親ということがわかっているのに渡してしまったということ。

子供がそういうSOSを出していた、子供の信頼を裏切る、あってはならないことだというふうに考えております。私ども教育委員会に身を置く者として大変遺憾に思っておりますし、心して虐待等に当たっていただけたらというふうに思っております。

あと、少しつけ足しをするならば、野田市の場合ではありませんが、屈してしまったというあたりが、なかなか強引にみえた場合に対応が難しいということではありますが、先ほども連携というようなお話もありました。

子供を守るという観点から、教育委員会だけで検討し対応するのはやはりなかなか難しい。そういった場合に、私は、例えば弁護士さんに相談するとか、あるいは連携を図る、そしてチームとして当たっていく必要があるのかなど。野田市さんのことを頭に置きながら、我が蟹江町においてもそういうようなスタンスで進めていけたらというふうに考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。今回の事件があったわけじゃありませんけれども、このような父親の不当きわまる要求が蟹江町でもあるかもしれません、実際の話。そのときに適切な対応ができるように、また情報共有、それらも連携もあると思えます。このあり方を含めてよろしく願いをいたします。

続いてですが、先ほど話した中にも少し児童相談所に通報しとあったと思えます。この児童相談所ですが、子供への虐待があった場合、この相談所に通報したりしますが、この相談所自体どのような施設なのか、改めてお聞かせをください。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、質問にありました児童相談所とは何かについてお答えさせていただきます。

児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設置義務のある児童福祉専門の施設となっております。

業務の内容といたしましては、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、児童や保護者から相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、最も適した援助、指導を行う行政機関となっております。

そのために必要な調査並びに医学的・心理的・教育学的・精神保健上の判定を行ったり、関係機関と連携をして対応しています。また、緊急の場合や行動観察のために児童を一時的に保護し、児童養護施設・乳児院などの入所等の措置も行う施設となっております。

県内には13カ所あり、蟹江町は海部福祉相談センターの管轄となっております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、児童相談所、伺ったわけです。ちょっとその中で、児童相談所について少し質問させていただくんですけども、近年、虐待の通報件数が非常に急増しています。虐待の対応だけが今の児童相談所では職員の業務ではありません。業務内容でも言ったとおりです。専門性が必要な虐待対応を行う職員の数の不足も懸念されています。

児童福祉司が虐待通告への初期対応に振り回され、虐待以外の相談への対応はおろか、虐待相談においてさえ、個々の実情に丁寧に対応しかねているのが実情だという指摘もあります。

この点について、児童相談所の内容ですが、答弁ありましたらお願いをいたします。

○子ども課長 舘林久美君

相談の主な内容といたしましては、養育相談、保健相談、心身障害相談、非行相談、育成相談等さまざまございます。それに応じまして、それぞれ心理士が対応したり、児童福祉司が対応したりしているところと認識しております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

僕が聞いたのは、今、内容じゃなくて、福祉司の人数が足りていないのを理解しているかということのを少し聞いたんですけども、お願いいたします。

○子ども課長 舘林久美君

大変失礼いたしました。相談員の人数は年々増加しているとはいうものの、やはり虐待の件数も多くなっておりますので、やはり地域ごとに職員割り振られているようなんですけども、少し過重労働となっているように伺っております。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。虐待の通報件数がふえているということも理解しながら、また虐待に対応する職員数も不足もあると思います。また、この児童相談所で解決していない事例も多々あります。そのようなことで、例えば直接警察に通報したりすることも相談内容にとっては必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。お願いをいたします。

○子ども課長 舘林久美君

児童相談所のほうでは、虐待の件数は先ほども申したように年々ふえているところなんですけれども、それらの案件につきまして、蟹江町でも実施しているんですけども、要保護

児童対策地域協議会、こちらのほうの毎月実施している会議の中にも、警察さんにも入っていただいておりますので、そのあたりのところは十分対応できているかなと思っております。以上です。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。個々の相談内容によっていろいろ変わってきます。それについて対応するということが非常に難しいと思いますが、基本的には子供が苦しむようなことはあってはなりませんので、個別によって対応をお願いいたします。

次の質問ですが、相談所の現状を少し話したいと思います。

2017年の児童相談所の虐待対応件数は約13万4,000件と過去最多であります。児童虐待防止法が制定された2000年度の約1万8,000件から7倍以上に急増しています。ところが、対応に当たる児童福祉司の配置数は約1,300人から約3,100人と2.3倍の増であり、とても追いついてはいません。政府も緊急対策でさらに児童福祉司の増員を図るとしてはいますが、規模もスピードも不十分であります。

児童福祉司の仕事は、先ほど答弁があったように、子供の保護、家族のケアを含めた関係構築など、複雑多岐にわたり、専門的な技術や豊富な経験が欠かせません。家族とのあつれきや個人のプライバシーに踏み込むことを避けられない仕事内容などから、困難とストレスを抱える職員も少なくありません。

国は児童福祉司1人が受け持つ相談事案は40件程度と目安にしています。今国会でこの40件を超えないための財源確保が議案として成立をするようなことになっています。これでも諸外国と比べれば過重負担と指摘をされています。これが今の児童相談所の現状であります。

それについて、この現状、通告書には少し触れていませんが、今の現状、改めて答弁ありましたらお願いをいたします。

○民生部長 寺西 孝君

児童相談所の現状ということで答弁をさせていただきます。

今、虐待の件数もさておき、起こる時間帯も本当に24時間体制でございます。当たる職員についても本当に24時間の体制で当たっていただいて、本当に真摯な対応をしております。

私どもといたしましては、今ありましたように、海部福祉相談センターと連携を密にして行っておりますけれども、私どもの職員もそうでございますけれども、児童相談所も、一般的には今世間でいろいろ言われておるところではございますけれども、ふだんから私どもといたしましては連携を図っておるところでございます。ありがたいことに、遅い時間でも、朝の早い時間でも、真摯にご対応いただいておりますという、そういう状況でございますので、その点をまずは報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

さすがというか、部長から今、答弁もらいました。そんな現状が児童相談所、本当、今、人数が足りていないと指摘もされております。

それでは、今回虐待の問題を取り上げています。それでは、なぜ虐待をするのか。

今、社会でも、パワハラからモラハラ、セクシャルハラスメント、いじめ、モンスターペアレント、DV、児童虐待など、ハラスメントがあふれる日本社会であります。また、加害者が求めているもの、加害者は最初から加害者なのか。

虐待をしている保護者の特徴として、厳しい体罰を当然と考えている、親自身に虐待を受けたことがある、親しい隣人、また親戚がおらず孤立した生活を送っている、親にとって意にそぐわない子のため回避感情が強い、子供に心理的に過度に依存し、子供に慰めや安心、満足を求めている、一貫した子供への養育態度がなく、親の意にそぐわないときに子供をおどす、子供の正常な発達に無関係、母親が加害者の場合には、母親自身が夫からの暴力の被害者であることがある、これらが虐待をしている保護者の特徴であります。

この特徴を踏まえて、自治体、蟹江町における対応について、これから伺っていきます。

虐待の背景にはDVがあり、DVのある家庭では間違いなく子供が虐待にさらされています。DVの当事者が直接子供に暴力を振るう場合はもちろん、面前DVといって、子供の見ているところでDVを見せることも虐待です。

それだけではなく、一度DVが起こった家庭では、いつDVが繰り返されるかわからない緊張感が家の中じゅうに張りめぐらされています。父親の舌打ちやため息、ドアのあけ閉め、音を立てて歩くなどのちょっとした振る舞いに、また暴力が始まるのかと家族がおびえるようになります。家族の葛藤や恐怖が充満する中で子供が育つということ自体が虐待にほかならないのです。

子供が父親の母親への暴力が自分のせいだと考えています。従わないと母親が殺されると考えて、父親の言いなりになる子もいます。暴力を振るう夫との関係に疲れた母親が子供に当たったり、子供が私なんかいなければいいと考えたり、子供たちが家庭外にSOSを発信するのは容易ではありません。いわゆる問題行動や不登校などの形で表に出ることが多く、DVや虐待が見逃されてしまうこともあります。

DV加害者に共通しているのは、妻と子供を自分の所有物のように考えていることです。家長の俺が妻、子を従わせて何が悪いという価値観です。俺が食わせてやっているとか、暴力ではなくしつけだとかであります。

それでは、質問をさせていただきます。

このように、DVも虐待もこうした価値観が行動となってあらわれたものですので、子供の家庭環境、また発見するには教育現場が一番関係してくると考えております。

そこでです。出生から学校まで子供への虐待の発見や対応ですが、虐待が多い教育現場である小学校・中学校の児童・生徒についてお聞かせをお願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

学校での虐待の発見につきましては、教員サイドからと本人からの二通りのパターンがあります。1つ目は、担任の先生や部活動顧問による子供の観察からの発見です。また、保健室の先生による身体測定などからの発見もあります。2つ目は、子供自身からの悩み相談を通しての発見です。

虐待が疑われた場合は、子ども課や児童相談所など関係機関と連携して対応してまいります。また、教育委員会や子ども課、民生委員からの通報によって、虐待の疑いの連絡が学校へ入ることもあります。この場合も関係機関と連携して対応して行っていきます。

なお、先ほど子ども課長からもありましたが、現在、月1回に、子ども課が中心となり、保健センター、児童相談所、警察、教育課が入って、児童虐待に特化した要保護児童対策地域協議会の実務者会議というものを開催しております。情報交換を行って虐待に対応してまいります。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

1カ月に1回、情報交換のため、そういうこともやりながら、また学校の先生や何か、いろいろ保健室の先生も含めて、虐待があれば通報したりするということであります。

今、小・中学校、また主に小学校の教育現場について答弁いただいたのですが、それでは、出生から小学校就学まで、乳児・幼児があると思うんですけれども、この乳幼児についての発見や対応についてお願いをいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

ご答弁させていただきます。

私ども健康推進課におきましては、保健センターでさまざまな事業を行っておりまして、赤ちゃんのおうちを訪問する赤ちゃん訪問とか、保健センターで行います各種の健康診査、教室、相談を実施する機会におきまして、家の中が整頓されているかとか、きちんとした暮らしができていないか、赤ちゃんの体重は順調にふえているか、赤ちゃんの着ている服は清潔か、また、赤ちゃんの体に傷やあざなどがいないかといった観点から、親子の愛着の形成や養育の姿勢及び保育環境を確認しまして、虐待や養育放棄が心配されるような兆候がないかを観察しております。お母さんが子育て等で困っていることがあれば、お話を伺い、助言をさせていただきます。

また、日ごろから、これも繰り返しになりますが、関係部署、機関と連携をとりまして、児童虐待実務者会議においても定期的に情報を共有し、異変があれば即時連絡を取り合い、迅速に対応しております。

以上です。

○子ども課長 舘林久美君

続きまして、子ども課よりご答弁させていただきます。

先ほど、何度も繰り返しになりますけれども、実務者会議以外にも、子ども課のほうでは子供の健やかな育ちについて、関係機関と情報交換をし合う子育て連絡会議という会議を毎月行っております。

その中で、児童館の職員、保育所の職員などから、施設を利用する方たちの子供へのかかわりの状況を確認させていただいて、その中で、特に配慮が必要だと思われるご家庭があれば、その状況をさらに詳しく確認させていただいて、情報を共有しているところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

出生から学校教育の現場についていろいろ答弁いただきました。

虐待の実態について、少しお話をさせていただきます。

実態として児童虐待には4つの分類があります。まず、児童の身体に外傷が生じ、また、生じる恐れのある暴力を加える身体的虐待。児童にわいせつな行為をすること、また、児童にわいせつな行為をさせることの性的虐待。養育の放棄、怠慢なネグレクト。児童に対する著しい暴言、また、著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、そのほかにも、児童に厳しい心理的外傷を与える言語を行う心理的虐待の4つであります。

この分類の中での心理的虐待であります。これについては、具体的には言葉による脅かし、脅迫、子供の心を傷つけることを繰り返して言う、子供の自尊心を傷つけるような言語、兄弟間で著しく差別的な扱いをする、DVなど子供の目の前で見せ苦痛を与える行為、先ほど少し話した面前のDVなどが心理虐待です。

この心理虐待について少しお伺いをいたします。

警察庁によれば、2018年の1年間に、警察が児童虐待の疑いで児童相談所に通告した子供の数は4万104人で、この10年間で約13倍にふえていて、そのうち7割がこの心理的虐待であり、その大部分を面前DVが占めています。また、児童虐待の摘発は1,355件で、ここ10年で3.8倍にふえています。

そこでお聞きをしていきます。

このように児童虐待の対応件数のうち、7割を占める子供の成長に悪影響を及ぼす心理的虐待、特に面前DVもそうですが、これを発見した場合、対応をどうしているのか、お答えをください。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、ご質問のありました心理的虐待を発見したときの対応について、お答えさせていただきます。

町が把握する虐待件数の中でも、多いものが心理的虐待であります。保育施設を利用する子供の様子から把握できる場合や、通報により情報を知り得る場合、ケースはさまざまなんですけれども、いずれにつきましても子供の状況を最優先で検討しております。

場合によっては、児童相談所の心理士を交えての状況の聞き取りなどを行っております。

また、保護者に対しましては、町の職員、または児童相談所の職員が直接面会をさせていただき、状況の聞き取り、また事実確認を行い、虐待についての指導をしていくこととなります。その後につきましましては、場合によっては、先ほどから何度も申し上げております、要保護児童対策地域協議会のケースとして見守り案件として、関連機関と情報を共有しております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

町でもどんどん心理的虐待で把握をしているみたいですね。そういうことで、心理的虐待、特に面前三重防、子供が虐待されるのをどう発見して、そのときの対応について今、少し伺ったわけでありまして。

児童虐待と子どもの権利条約ということで、今回、題名として取り上げたわけでありまして。この子どもの権利条約について、少しお話をさせていただきます。

1948年、世界人権宣言の採択、1959年に児童の権利宣言、1989年に子どもの権利条約、日本の場合はおくれで1994年に批准しております。この経過で、子供は保護されなければならないが、保護されるだけの存在でないことが確認をされ、児童の権利に関する条約の第19条で、「あらゆる形態の身体的暴力若しくは精神的暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取」、これには性的虐待を含んでおりますが、「搾取から子供を守る」措置をとることが国に義務づけられ、2000年の児童虐待防止法の制定につながりました。

そこでお聞きをしていきたいと思っております。

この児童虐待防止法の制定から20年近く経過しております。政府・自治体の対策が問われつつあるものの、依然多くの子供が虐待に遭っております。小さな命が奪われている現実はいくらにも深刻であります。悲劇を断ち切るために、まず初めに、教育現場である小・中学校、特に小学校での取り組みをお願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えします。

現在、学校では、人権教育、道徳教育、生徒指導の充実に力を入れて行っております。中でも特別の教科、道徳の全面実施となりました現在、道徳科の授業を中心に特に思いやりとか助け合い、家族愛について、お互いを尊重する日ごろからの指導を行っております。

これらは、将来子供たちが大人になったときに、家族の大切さを理解して、身近な人に愛

情ある行動を示すことができる立派な大人になってほしいと願って、取り組んでいるところであります。

また、国の人権週間を受けて、それぞれの学校で取り組まれている人権に関する講演会などにも、PTAが参加するようにすることで、保護者に対して啓発活動を行っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

教育現場、特に小学校のことを次長のほうからお答えをいただいたんですけども、このことについても、先ほど、前の質問と同じように、出生から就学するまでの取り組みについて、乳幼児についてよろしくお願いをいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

私ども保健センターにおきまして、児童虐待を防止するための対策といたしまして、妊娠中のお母さん方のケアをさせていただいております。妊娠届け出、また母子手帳交付の段階から妊婦さんへのアンケートをとったり、妊娠、出産の不安や心配事を聞き取ったり、出産後の赤ちゃんの養育が極めて困難となることが、妊娠中から心配されるような妊婦さんをあらかじめ把握しまして、さまざまな支援のケアプランを作成しております。

こうした支援を行いまして、出産後の子育てのつまずきを早期に把握し、赤ちゃんと保護者をサポートできるよう、ケアプランに基づき妊娠中から丁寧にかかわり続け、安心して子育てができるよう、生活基盤を安定させることによって、赤ちゃんへの将来的な虐待を未然に防ぐべく、妊娠中から積極的に支援を行っております。

以上です。

○子ども課長 舘林久美君

引き続き、子ども課から申し上げます。

児童虐待の防止策としては、強化プランが幾つか上げられておりますが、町におきまして現在まで実務担当者を1名であったものにつきまして、今年度、さらに研修を受講し、2名に増員してまいります。

また、昨年8月からは、毎月の会議に警察の方にも参加いただいて、情報共有をしているところです。警察が介入することは大きな抑止力になっていると思われまます。さらに、機会があれば啓発活動にも力を入れてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

出生から小学校までの取り組みをお聞かせをいただきました。

特に乳児は、妊娠中から指導して啓発、防止も含めて取り組んでいるということみたいです。このような取り組み、前より進んでいると思うんですけども、なかなか発見、対応が追いついていないというのも現状であります。

それでは、次の質問であります。

子供の安全と命に向き合う現場が疲弊したままでは、事態は改善ができません。虐待への対応では早期発見が重要な鍵を握り、虐待のサインに気づける大切な場所である学校も、教員の多忙化などが丁寧な対応を阻んでいると思います。これについて見解がありましたらお願いをいたします。

○教育長 石垣武雄君

ただいまご質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。学校は、児童・生徒の学力や体力向上に向けて取り組んでおりまして、あわせて人間の育成というか、人間性を育むというようなことに力を注いでおります。

ただ言えることは、先ほど議員がおっしゃられたように、教員の多忙化でできていないんじゃないかと、そんなようなお話があったわけですが、私はそうは思っておりません。しっかり先生方やってみえるんじゃないかなというふうに思っております。

もう少し詳しくお話をするならば、学級は集団であります、クラスですね、35人とか30人とか。狙うのはやはり勉強とか運動ということで体力をつけますけれども、その前に、まず学級担任がすべきことは何か、学級がうまくいくこと、子供たちのかかわり合いができていくかどうか、これが一番ポイントになります。これいわゆる学級経営というんですけれども、これがしっかりできていなくては、幾ら勉強をしてもらおうと思ってもなかなか入りません。そしてまた、友達同士のそういう話し合い、グループの話し合いもしっかりできません。

ですので、4月当初は、担任になる先生はそういう学級の子供たちの様子を見ながら、そして学級経営、つまりかかわりを、先生とのかかわりと同時に横の子供たちのかかわりも含めて学級経営をしていく、これが大事であります。

そういった面で、個々の様子をはっきり把握する必要がある。先ほど来お話をしました、生活アンケートもそうですけれども、そういうようなもので子供の特徴もつかみながら進めていく、そんな中で虐待というサインばかりではなくて、今ここではちょっと話題にはなっておりませんが、学校でいいますといじめとか不登校、これも含めてやっぱり担任の先生が一番子供たちの目の前におります。

でも、ほかの先生方も入りますので、いろんな情報交換をしながら、学校にはいじめ、不登校対策というのがありますし、当然、その中に虐待に関することも話題に上げながら、職員打ち合わせ等も行っているところであります。

もう少し、ただ先生のそういう子供たちを見るだけではなくて、学期ごとに子供たちに学校生活についてのアンケートもとっていますし、これは無記名でやっております。それから、これは記名だと思っておりますけれども、hyper-QUというのがありまして、これも同じようなそういう学校生活に聞くもの。これはデータとして特徴を出す、業者にお願いしながらそういうものと総合的に取り組んでいるということで、確かに、働き方改革とかいろんな

ことで世の中ありますけれども、先生方もその中にはありますけれども、やはりでも一番の中心は子供たちを中心に据えながら勉強、運動に取り組んでいくということですので、疲弊していて全然できていないんじゃないかということではないというふうに、お話をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

教員の多忙化をちょっとそれでしたが、実際、教育長自体、多忙化じゃないと思っているのかな。その点について働き方改革もあります。実際にそうしたら多忙化、多忙化と教員も言われている現状の中で、実際、昔と今、何が違うのか、先生自体やる仕事がふえる中、働き方改革で仕事に対する時間がうるさくなった、いろいろあると思うんですけれども、その点についてお願いをいたします。

○教育長 石垣武雄君

多忙化ということで、昔の先生方のあり方と今と比べて、多忙化ってものすごく仕事がふえたというような感覚になりそうでありますけれども、私はほとんど変わっていないんじゃないかなというふうに思います。

ただ、でもいろんな面で、会議の持ち方でも例えば1時間半を1時間にするとか、そういうようなこととか。ただ、今はそういう県とか国からもいろんな調査が参っておりますので、子供たちを帰した後、そういう調査とかものをつくる、そういうようなことが時間がかかるかなということを思っております。

何を言いたいかといいますと、皆さん方ご存じのように、先生というと、ある程度子供たちの来る前から、そして子供たち帰った後、もちろん生徒指導の場合で何か事があつたら動かないけません。24時間体制ではありませんけれどもね。それは今もあるんですけれども、ただ、それを昔は聖職とかいろいろ言葉がありました。この働き方改革という言葉でいいますと、最近、私も県から聞くんですが、80時間ですか、一つの基準とか何かというのが言われています。そうすると、教員が例えば8時だったら5時ですか、8時間、それ以上は時間外、そんなことを計算しちゃうと、今までのところで当てはめると、先生がやっていたことがこれ多忙か、時間外だからねということになるんですね。

ただ、先生には時間外手当はついておりません。でも調整額というのがありまして、校長が命じた場合とか修学旅行とか、あるいは災害があつたときとか対応するようになっております。そういう面で、やっぱり教職についた先生であるならば、まずは子供と接する時間はまず絶対、これをこのまま多忙化のために子供のことを全然だめにすることはありません。

ただ今は、そこに至るまでの会議とか書類とか、そういうもの。実際に昔もやっていたんですが、そういう時間をばちっと切ると何かオーバーワークしているんじゃないかということで、いろんな会議を縮めたり、あるいは研究をして、さらに効率を図っているというふう

に私は捉えております。

ですので、多忙だからといって、子供の教育がおろそかになってはいけないと思っていますし、そのあたりはさらに工夫をしてやっていくと。ですから、私、今ちょっとお話をしているんですけれども、もちろんそういうことも考えながら、でも、そのために言えることは、子供の授業が適当になるということはないということだけ言っていきたいと思います。

○2番 板倉浩幸君

そうですね、先生自体、昔も今も実際には変わっていないと思うんですよ。そういうことで、確かに国や県からのいろんな資料を出せというのは、ふえていることも十分、私も理解しています。その中で働き方改革、教員が残業、それもどうなのかなと、実際に定時というものがあるわけではないと、教員自体、私も考えていますし、そういうことで、多忙化と言いながら、結局、学校教育を守りながら子供の安全も取り組んでいただきたいと思います。

最後なんですけれども、大きな問題だと思います。今回、子供を守る土台を確かなものにするために、教育現場もそうですが、抜本的対策を講じることが求められています。その中で、子どもの権利条約にも「子供を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる」とも、子どもの権利条約にもあります。

私の提案としまして、社会を変えることで虐待のリスクを減らすこともあります。また、町においても福祉の充実、雇用の安定などの施策は一番即効性があると思いますし、一番肝心なのは、特に男女が対等、平等に家庭を築ける、家族を築ける社会が必要であると考えます。この点について見解をお願いをいたします。

○民生部長 寺西 孝君

昨年3月の、目黒区の5歳女児の事案で、ことし1月の野田市の小学4年生児童の事案を受けまして、児童虐待防止対策の抜本的対策が図られているところでございます。

今回の対策では、子供の権利擁護が全面的に打ち出されまして、体罰によらない子育ての推進が明確に示されたところでございます。しつけなのか体罰なのか、しつけなのか虐待なのか、その線引きが明確でなかったところが、子供に有害なものは全て虐待に当たるという、そういう方針が示されたところでございます。よって、今後も児童相談所や警察と連携を強化しながら、適切に対応していきたいと思っております。

そしてもう一つ、ただいま議員がおっしゃいました、子どもの権利条約についても少し触れさせていただきたいと思います。この条約は、子供の権利を守るために、子供の生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を、その4つの柱が示されているところでございます。これに照らしながら、今、議員のおっしゃいました、児童虐待防止に向けた、男女が対等、平等に家族を築ける、そんな社会の実現が求められているところであろうと、そのように私どもも考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。子どもの権利条約、今、部長のほうからもいただきました。これ本当に全文これ読むとすごいんですよ。前文から第1条から54条まである全文なんです。

特に19条について、先ほど話したわけでありまして。また、今、答弁からも目黒区の事件の話も少し出たと思いますが、この事件も親から虐待され、5歳の女の子が許してくださいなどとノートに書き残して衰弱死した事件であります。この発見後、国自体も関係閣僚会議を開き、対策強化に向けた緊急総合対策を打ち出しましたが、現在、打開する状況にはなっていません。国の対応もおこなっています。

確かに今回、今国会でも、親による体罰禁止を盛った児童虐待防止法が盛り込まれて、成立しようとしております。この権利条約の精神にのっとり、子供の品位を傷つけるあらゆる行為を禁止するべきだと私も思います。その点について、今回、子供の虐待から権利条約の話をしました。それで、今の取り組み等も伺ったわけですけれども、町長、この辺について、子供の虐待大きな問題だと思います。何か見解、答弁ありましたらお願いをいたします。

○町長 横江淳一君

今の子供の虐待について、権利条約について、るる答弁をさせていただいた担当からであります。

私といたしましては、実は教育委員会と絶えず、町長部局と教育委員会というのはどうしても立場が違う部分が多うございます。議員もそれはご理解いただいているというふうに思っておりますが、絶えず橋をかけながら、連絡を密にしながら、学校側、教育委員会、そして町長部局ということで、連絡をとってございます。

それをすれば、じゃ、そういうものはなくなるかという、決してそうではなくて、根強い問題があるというふうに思っております。我々の育ったときの環境、周囲が我々に対して平気で叱れた時代と、そうではない時代、今、議員にもご理解いただけるとは思いますが、やっぱり自分だけ、今だけというような感じが、少しでもそれをいかんとは言いませんけれども、協調性のなさというのが非常に表に如実に出てくることって多いじゃないですか。

そういうことを思うと我々は、先ほど教育長が答弁しました、担当部長が答弁しましたように、条例つくった、法令つくった、でもやっぱり仏をつくって魂入れなきゃ何にもならないわけでありまして、そのソフトの運用について、やっぱり我々は町長部局として教育委員会部局としっかり手を取りながら、細かい情報もとりながらやっていきたいというふうに考えております。

ただそこで、やっぱり先ほど言いましたように個人情報だとか、いろんな壁が入ってきたりするので、非常に難しい点はあるとは思いますが。しかし、もうこれだけ社会現象として嫌な、本当に厳しい状況になってきますと、そうは言うてはおられませんので、絶えずやっぱり義務教育、小・中学校については、一番ナーバスの時代を我々はしっかりとサポートして

いるわけでありますので、より一層しっかりとやってまいりたいというふうに考えてございます。

条例が整備をされ、子ども条例も今、実はアンケートをとる段階まで来てございます。子供たちにも、今ある現状をしっかりと把握していただくということも必要なのかもわかりません。そういう意味で、町としても何度も言いますけれども、教育委員会とタッグを組み、先生サイドともしっかりとタッグを組んで、やってまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

今回、この質問に当たって、私も少し弁護士とも話を聞いてきて、今回質問していました。そこで特に印象に残ったのが、弁護士の先生がずっとやってきて思うことは何ですかというところ、少年事件の背景にDV、虐待あり、また、DVの門をくぐれば児童虐待に通じ、児童虐待の門をくぐればDVに通じると話してくれました。

それとして、夫婦円満な家庭には、児童虐待、DVは存在しない。特にこれ本当に印象に残りました。私も子供2人育てたわけですが、なぜこうなってしまうんだということも感じながら、加害者がなくせるように、また被害者が被害にならないように、僕もそうですし、町のほうもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後ですが、DV防止法によって警察が介入し、加害者を被害者から引き離すことは以前よりしやすくなりました。しかし、被害者を確実に保護し、加害者に更生の道を歩ませる制度的な保障は非常に不十分であります。男性が自分の犯したDVという罪を心底反省をし、パートナーを尊重する価値観を学び続けることが、次の虐待、またDVを防ぐためにも、家族の回復のためにも大事であります。

何度も言いますが、両親が対等、平等、このような人間関係をつくれれば、子供の傷も修復していきます。児童虐待をなくそうとするならば、DVは放置せず、男女平等に家族を築ける社会をつくることであり、日本は国際的にも大きく立ちおけているのが日本の児童虐待対策だとあります。この現状を変え、子供が守られる社会の実現が必要であります。

以上で「子どもへの虐待と権利条約について」質問を終わります。

○議長 安藤洋一君

以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

質問6番 中村英子さんの「町界町名（住居表示）設定事業について」を許可いたします。中村英子さん、質問席へお着きください。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

今回、町界町名設定事業を町がやっておりますので、それについて、項目として1項目質

間をさせていただきたいと思います。

括弧の中にあえて住居表示というようなことを書かせてもらったんですけども、今、町界町名の事業なんですけど、実はこの事業は、ずっと以前ですけども、住居表示の変更ということ町が打ち出して実施しようとした時期があったんです。これは、平成でいえば早いところで、平成2年か3年ごろですけども、国の住居表示の変更に関する法律というのが、昭和37年、ものすごい古い法律なんですけども、がありまして、それからそれを受けまして、25年ぐらいそれからたっているんですけども、町が住居表示の変更をしようということで、説明会も当時開いていただいたという経過があります。

そのときは、学区ごとでやるというようなことで、たしか新蟹江1丁目、2丁目みたいなお話もあったかと思うんですけども、ものすごい前のことですので、私もよく覚えておりませんが、グリーンハイツでも担当の職員が来まして、説明会をしましたので、当時、非常にグリーンハイツに住んでいる方々も期待いたしまして、変わるんだなということで期待していたんですけども、それからいろんなことがあったかと思えます。それで、その住居表示のやり方はやめて、町界町名にしようという並行もあったりして、現在に至っているわけですけども、私にしてみれば、この間何十年ということなので、今さらまたこれを質問するのかというようなこともちょっと思いますが、完全にこれもまだ進んでいない状態ですので、あえて質問をさせていただくということでもあります。

今も申し上げましたように、町界町名設定事業ですが、蟹江町は、今申し上げた経過の後に、平成8年ぐらいだったかと思うんですけども、諮問もありまして、町内を20区画に分けて、それぞれの区ごとに変更を行っていくというような方針をとりました。このような方針に基づきまして、実際に町名を現在変更している区域というのは8区画というふうになっているのでしょうか。一番最初に手がけましたのが平成14年で、西之森地区の一部が変更をいたしましたけれども、この西之森地区といっても全部ではありません。西之森広いわけですから全部ではないんですけども、広いんですけども、そのところが皮切りにやりました。

それで、平成28年、今から3年ぐらい前には、南というところも、鍋蓋新田というところがありますけれども、その一部が南ということになりましたので、その間、宝とか舟入だとか、城だとか、富吉、本町、西之森の一部とか、そういうようなところがありまして、合計8カ所、現在なっているということだと思います。

これが、この事業の特徴というか問題点だよということ、私も含めて他の複数の議員が指摘してきたところでもありますけれども、その一区画ごとの新しい町名のネーミングとか、町内の人たちの取りまとめというものは、町内会の仕事だよというような方針、やり方を町はとってきましたので、今ここをまとめて町界町名を設定していただいたところの関係者の皆さんです。関係する議員の皆様もいましたし、それから、それぞれの町内会長さん、また、

役員の皆様、また、そういう方々の全く本当に大きなご協力とご努力があったかと思うんです。その人たちのおかげと言っても言い過ぎではないぐらいこの設定にはかかわってくださったかなということなんです。

そのようにしまして、変更できたところはいいわけですけども、まだまだ望んでいても実施できないところもあるかというふうに思います。特に、町が示しました20区画の中の1区画の中に複数の町内会が関係するところというのは、大変調整が難しいんです。ですから、そのために事業がおくれることがあります、長年不利益をこうむる人たちもいることになってしまうこともあるんです。それは、当然考えられることですので、そういう不利益も発生しているかなというふうに思います。

それで、現在、このような状況ですけども、町としてはどのように認識しているのかということなんです、例えば、済んでしまったところはいいですけども、そうでなくて今申しあげましたように、一向にそうならないし、地域もなかなか町内もバラバラな感じの状態ですよ。そういうところで、不利益のある人もあるということなんですけれども、この進行も含めまして、町のほうはどのようにこのことを捉えているのか、まずお伺いをしたいとします。

○政策推進課長 北條寿文君

町界町名ということですが、まず、この設定事業につきましては、円滑に実施するためには、実際にお住いの皆さんが、事業の実施に同意していただくことが必要となります。決して町内会任せにすることなく、説明会等を実施するなど、しっかりと地域に寄り添って事業を実施しているところでございます。

また、区割りににつきましては、町内会別ではなく、幹線道路、河川、道路等の恒久的な変わることがないものによって20区画に分け、わかりやすい町界町名を目指すことが必要だという認識をしております。

また、今おっしゃられましたとおり、複数の区、町内会等が関係する場合につきましては調整が難しくなりますが、円滑な実施を目指して地道な説明を繰り返す等、その支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○9番 中村英子君

今も答弁ありましたが、町内がまとまるというか、町内の意見が必要だということでありましたので、その根拠というのもどういふものだろうかと思うんですけども、今ちょっとそれは取り上げないんですが、そうしますと、町の姿勢をお伺いするんですけども、町内会がまとまってやってくれればいいし、そうでないところは、永久に変えなくてもいいんだよと、このままでも構わないというような考え方に立っているという理解でよろしいでしょうか。

○政策推進課長 北條寿文君

町内会任せで、そこが同意が得られなければそのままいいというわけではなくて、秩序ある地番設定の実現に向けて取り組んでいくという姿勢は変わっておりませんので、ご指摘の認識ではございません。

引き続き、住民の方々の同意を、まずは区域内でとっていただくという方針のもとに取り組んでまいりたいというふうに捉えております。

○9番 中村英子君

事業の目的というのがあると思うんですけれども、今、ご答弁ありましたが、永久にしなくてもいいんだよということではなしに、その秩序ある便利性の高い今風な住所にしていく必要があるし、それを進めていくのが町の仕事だという理解であるはずだというふうに思うんですけれども、そこで、じゃ、町は、どういう働きかけ、どういう内容の仕事をこの事業について行っているんでしょうか、現在。

○政策推進課長 北條寿文君

議員のほうから冒頭、ご説明、導入ありましたとおり、この事業につきましては、おっしゃるとおり平成2年に、実は町が主導いたしまして、住居表示というのを当初推進しようとしておりました。実際にその当時発行されたリーフレットというものもございまして、これにつきましては、町内の5学区、小学校区です。この5学区を区割りの街区といたしまして、住居表示という方針に立っておりましたが、その後、恐らくたくさん複雑な地番があるということで、郵便物の配達が複雑だったというふうに捉えております。

そんな中で、平成6年に郵便局が事務局となりまして、住居表示の実施を推進しようという協議会が立ち上がっておりました。それを受けまして、町としましては、平成6年から7年にかけて、若手、中堅の職員でもってプロジェクトチームが立ち上がり、そこで初めて住居表示と、もう一つ違う町界町名ということです。この事業の検討が行われたわけでございます。

その流れを受けて、そこからずっと脈々と続いてきているわけですが、平成8年と申しますと、まだ私も役場に就職していない年です。非常に長年にわたりまして今に至っているわけですが、町のスタンスとしましては、あくまでも、やはり冒頭申し上げましたとおり、地域の同意、住民の皆様方の納得がなければ、いろんな利害関係が発生するような案件もございまして、ここはまず、地域の中で同意を、意見交換をして、まず、この制度に対する理解を深めて、急がずに、そして地道に皆さん方に理解を深めていきたいというのがまず前提でございます。

そんな中で、毎年開催しております嘱託員会議、これがいわゆる町内会長さんたちがお集まりになられる会議になります。その中で、こういう制度が町としてございましてということ、これを毎年説明しながら、そこで興味を持たれて、よし、ちょっとこれは取り組んでみようかという課題を認識してみえる地域から手が上がったときに、初めて我々もそこで一定の協

議をさせていただき、地域でまずは理解を広げていただくというところからスタートしております。

ですから、その中でなかなか地元の要職の方々だけでは説明が難しいというお声をいただいたときには、地域に足を運んで、直接役場のほうからご説明申し上げるということでやっておりますので、まずは、地域の中での同意を図る、そして、我々もしっかりそこに寄り添うというスタンスであるということをご理解いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○9番 中村英子君

私の質問は、地域がまとまってからやるということをおっしゃっているのですが、今もご答弁の中にありますけれども、手を挙げてもらったところからやると言っているのですが、町内会が手を挙げないときに、あなたがたはこの仕事についてどういうことをしていますかということをお伺いしていますけれども。

○政策推進課長 北條寿文君

順番といたしましては、もともと区画整理なんかが先に行われた地区もございます。ですから、先ほど申し上げたとおり、何も手が挙がらないときには、こういう制度があって、町が20区画という区割りのもとに地番整理をしておりますというインフォメーションを各地域の核となっている嘱託員の方々に情報提供をさせていただいているという状況でございます。

○9番 中村英子君

つまり、ただこういうことがあるよと言っているだけだという話ですよ。手を挙げてもらわないときは。つまり、町内会のやり方次第だけで、町はこの事業について、みずからこの部分はどうしてもやらなきゃいけないとか、あの部分はどうしてもどうよとか、町内を見据えて、自分たちがその必要性を感じて、自分たちからそれを変更しようとしているということはないということですよ。

そんなようなことで果たしていいのかというのが私の従来からの疑問ですけれども、これはこれでこのままちょっと今は置いておきまして、次ですけれども、ちょっと個別のご質問をさせていただきます。

藤丸団地に関する区域割りの中のことですが、藤丸団地にお住まいの方々というのは、かなり以前から変更してほしいという希望があったように思います。私のほうにもその話というのは随分届いてもおりましたので、この藤丸団地に関する人たちの願いとか思いというのはどのように捉えてきたのか、その経過がありましたらお伺いしたいと思います。

○政策推進課長 北條寿文君

ただいまおっしゃられた藤丸団地というところは、町の20区画の中で申し上げますと、第5、⑤の区域になります。第5区域とこの後申し上げますが、この区域におきましては、平成27年度から現在に至るまで、地元の区長、町内会長さんたちとの打ち合わせ、そしてまた

当該地域での説明会というものを開催してまいりました。

○9番 中村英子君

すみません、もうちょっと戻って言ってください。早いもんでわからなかった。

○政策推進課長 北條寿文君

すみません。ちょっとまとめて申し上げますと、平成27年度です。27年度に初めてこの地区から地番変更に取り組みたいというご要望をいただきまして、そこから対話が始まっております。

現在に至るまでに、町内会長さんたちとの打ち合わせが6回行われております。そして、地域に出向いて説明をさせていただいたのが3回、その間に当該地区の議員の方々、3名お見えになりますが、その方々への進捗報告というところで、現在に至るというところでございます。

○9番 中村英子君

平成27年に要望を今いただいたというようなお話なんですけれども、私、この質問をする前に、前町内会長さんにもお会いし、また、前々町内会長さんにもお会いし、このことについて町とのやりとりはどうだったかというお話を伺ってきました。それをいちいちここで言うのは時間がないものですから言えないんですけれども、27年に要望ということの捉え方というのは、すごく疑問なんです。というのは、もう既に、この議事録というのをちょっと紹介したいんですが、答弁が出ておりまして、平成15年の9月に、このことについて質疑応答がこの本会議でありまして、そのとき既に、これは前後の文章もあるんですけれども、なかなか町界町名というものに手を挙げるところはないけれども、今はどういう状況かというような質問に対しまして、前後の文章もありますけれども、舟入地区ですとか、あと藤丸団地ですが、その辺のところから相談は少し受けている程度ではありますというふうに書いてあるんです。答弁しているんです。ここでもう。平成15年の9月議会の答弁なんです。もう27年まで藤丸団地の要望がちゃんと届いていなかったなんていうことは、それはちょっと鈍感でないですか。前町内会長さんも説明にも来ていただいたし、それからまた、3町内会が一緒になって2回ほど陳情にも行っていますというふうにもおっしゃっていましたし、前々の町内会長さんは、何で80%もアンケートでとらなきゃいけないんだねと、そういうお話も町とはしていますよというやりとりがあったわけです。ですから、その話のキャッチというのか、それをどういうふうにとっているのかということを見ると、少し鈍感な話じゃないですか。町界町名は、町がきちんと地番整理をするという目的も持った事業を実施している主体者なんです。本来。その人たちが、藤丸団地という状況に対して、当然素人でもわかるんです。あそこ、新興住宅なんです。しかも、その中に幾つもの字があるんです。細かい字が7つぐらいありますし、大字2つあるんです。そこは要望が高いだらうというようなことぐらいは、もう担当者だったら、私はわかって当然だと思うんです。だから、もう平成15年

の9月には、このときはさわりぐらいだったかもしれませんが。そういう程度の相談ですというふうに書いてありますので、もう平成15年9月の本会議場でこういう答弁が出ているわけです。私は、非常にこの皆さんのこれに取り組む意欲というのか、姿勢というのか、一体どうなっているんだろうと、私ももう10年以上前から藤丸団地の方から、住所は何とかしてもらいたいと、私の住んでいる岐阜県の田舎だって、ずっと昔にもう大字、字もとって住所を短縮しているのに、蟹江町ってどうなんだなんていうことを私も聞いたりしているわけです。ですから、この藤丸団地がこれをしたという要望について、27年度にわかりましたなんていうことは、私はちょっと本当に鈍感というのか、もっとこのことに対してきちんと取り組もうという気があれば、こんな話にはならないというふうに思いますけれども、それを言っ
ていても、27年だというならそれはそれです。

それで、ここも3つの町内会が関連しているんですけども、いまだにこれもやっていないんですが、どういうふうな状況に現在なっておりますでしょうか。

○政策推進課長 北條寿文君

今おっしゃられた前段の部分の答弁はよろしいでしょうか。今、現時点での進まない理由というところに特化した答弁でよろしいでしょうか。

○9番 中村英子君

どこでもいいです。どれでもいいです。

○政策推進課長 北條寿文君

少しだけ触れさせていただきます。

少し申し上げましたが、平成8年からずっと続いてきている設定事業ということでございますので、私のこの政策推進課というのが平成23年からこの町界町名の設定の仕事を請け負っております。それまでは企画課という部署がございましたので、その課の廃合に伴って事業のほうを請け負いまして、その時点でどんな課題が今懸案としてあるのかということ、しっかり当時の担当と引き継ぎをいたしました。

その中で、藤丸さんから平成15年というのは、恐らく宝地区の実施をされたときに議決行為になってまいりますので、そのときの案件の中での恐らく先ほどのご答弁かなと思うんですが、その中では、藤丸からの確固たる要望というのは、引き継ぎの中にはございませんでした。その後、実際に申し上げたとおり、囑託員会議の中で制度を説明する中で、各区長さんのほうから少し疑問を持たれたりですとか、あるいはこれを実施するにはどういうステップが必要なのかという声をいただいたときに初めて対話が始まったのが、この平成27年ということだけご説明をさせていただきたいと思います。

名前は控えますが、当時の区長さんが非常に積極的で、ただ、この事業は、先ほどの質問に戻りますが、1つの町内会だけではなくて、藤丸町内会、須成区、そして今区という3つの町内会、区がかかわっております。ですから、藤丸さんの住民さんの気持ちだけで全て決

断ができるということでないことはご承知いただいていると思いますが、今、まさにその中で、2回調査、住民アンケートをとっていただいて、実際には、おおむねの達成率が8割に到達しているんですが、あまりにも藤丸町内会さんと他地区の同意率というものに開きがございます。これが一つの大きな課題となっていることがございます。

○9番 中村英子君

3つの新しいところと、従来からのところというものがあある町内会が絡んでいるところですから、非常にそれぞれの主張があると思います。

それで、ここは、藤丸団地を中心として、道路1本挟んで北側の須成地区もここに入ってくるかと思うんですけども、ここの須成の皆さんはどのようなことをおっしゃっているのでしょうか。

○政策推進課長 北條寿文君

個別訪問はもちろんしておりませんが、アンケートの今、同意率というのは約5割でございます。そんな中で、その新しい地名に関するご意見ですとか、あるいは中では、地域にお邪魔した中では、ややこしい手続があるんじゃないかということで二の足を踏まれるようなご意見もありましたので、そこを少しでもご理解いただくために、3回各地域のほうに役場のほうからお邪魔をさせていただき、説明してきたという状況でございます。

○9番 中村英子君

そうしますと、須成の方々に変更をお願いするというか、頼んでいるとか説得しているのかどうか知りませんが、そういうことをしているのでしょうか。

○政策推進課長 北條寿文君

役場のほうから説得というよりも、再三申し上げておりますとおり、まず地域の区長さんたちからの連盟での要望書というものが、まず町長宛てに提出される必要がございます。手続上です。ですから、まずその要望書を出していただくためには、3人の区長さんがそろって地域の方々のご意見も踏まえた上で、これならよし、踏み切ろうという決断をしていただかなければいけない状況ですので、そんな中で今、始めてから、事業の意思決定をしてからいرونなお声が届くということがないように、今丁寧に説明をしながら同意率を高めているという状況でございます。

○9番 中村英子君

須成の地区の皆さんというのは、本音を言えば変えたくないんじゃないでしょうか。須成というところは、非常に歴史的なところもあるし、自分たちの歴史的なところでもありますし、長いことその名前を使ってきておりますので、須成というところは、私は本音はやはり抵抗があるんじゃないかと思うし、あるのが普通だというふうに思うんです。

そこで、なぜ強硬に、この1つの区割りの中に須成さんを入れ、そして藤丸も入れ、今地区のことは今言っていないんですが、そういうことをしなくちゃいけないのかということについて

て質問するんですが、この事業を推進するに当たっては、その地域にある歴史的な地域だとか、由緒あるところだとか、何らかの流れをくんでいるところだとか、意味のあるところだとか、そういうことについては配慮をするべきというのが、住居表示変更の法律にもありますし、当然地番の町界町名を設定するときも、その町の歴史的なネーミング、名前については、考慮する、配慮するというのが当然なことだというふうに思いますけれども、このような配慮ということ、皆さんは考えていたことがあるんでしょうか。

○政策推進課長 北條寿文君

そこにつきましては、まさに住居表示と町界町名設定事業のデメリットとメリットの関係だと思えます。

おっしゃられたことをなし得ようと思えますと、これは住居表示という方法でしか達成できないと思えます。これは、住居表示にしますと、表に出る住所と実際の地番が相違、たがえてくるということになりますので、由緒ある、いわゆる大字、小字、愛着のあるそういった地域名というのは地番として残ってまいります。ですから、町界町名設定推進事業という決断を町はしておりますので、その意思決定に基づき、これをきちっと事業を継承しながらこれまで実施した8地区、そこに投資した費用も含めてしっかりと効果、メリットが継続、高めていけるように調整することが肝要だと捉えておりますので、十分勘案させていただいておりますが、設定事業で進める限りは、そういった地名は残念ながらなくなってしまう、あとは地域の中で歴史として継承していくというふうに捉えております。

○9番 中村英子君

なくなっているの。なくなってしまうの。

○政策推進課長 北條寿文君

地番変更すれば、もう住所は変わってしまいますので、表に出るものとしては、もう愛着ある字はなくなるということが結論になってしまいます。

○9番 中村英子君

それじゃあ身もふたもないじゃないですか。機械的に分類して、名前も変わってしまいますなんていったら、町の本来持っているこれは残さなきゃいけないという歴史的なことについて、何にも考えていないんだという感じがするんですけども、それでいいんですか。ものすごい不思議だ、そんな答弁は。蟹江町にとって須成なんて言葉はとても大切な言葉じゃないですか。須成祭やるとか、ユネスコやるとかいろいろやっていて、合併する前の須成村でありまして、大変この須成なんていうところは大切な名前だと思います。

そしてまた、この字ですけども、どういう字がついているかといったら、これは藤丸団地じゃないです。藤丸団地より北の道路のさらに北にあるんですけども、字名が須成にはあるんですけども、ここに私としても読めないようなのがあるんですけども、上神鳥目っていうんですか、上っていう字に神って書いて、鳥って書いて、目って書いてあるんで

す。この住所を見たときにどう思うかですけれども、私にしてみれば、あれ、何て変わった名前の珍しいところだろう。ここの歴史は何なんだろうとかというふうに思わないですか。ここ、みんな変えてもいいんだよ、機械的に。名前を変えるのが当然だなんて話に。これは例です。ただ私は例を言っているわけ。例ですけれども、そんなことに簡単になるんですか。私は須成のここの皆さんが、この住居表示の変更にもしかしたら抵抗があるかもしれないけれども、その抵抗があることは十分理解できるんです。そしてそのことを皆さん、大事にしなきゃいけないということを言いたい。何でこれを何でもかんでも機械的にエリアを何ヘクタール、ヘクタールで区切って、その中でみんな一致して、これを桜でも何でもいいよと、その人たちが一致すれば、桜でも梅でも松でも何でもいいよと。そんな話じゃないでしょう。あなた、地域に住んでいる人にしてみれば。あなたたち、自分の町のどこにどういう名前が、どんなふうに大事だということを把握していないんですか。須成なんて本当に大事な名前だと思いますし、ここに住んでいる人の抵抗はわかるんです。

そして、藤丸団地の話もしましたけれども、藤丸団地さんは新興住宅ですので、そこに住んでいる方々は変えたいというのはわかる。この人たちはあまりこだわりがないんです。自分たちの住んでいるところに。わかるんです。そうしたら、何でこれを無理やり一緒に1つの区画にして変えようとしなきゃいけないのか。私、それをものすごい疑問に思うんです。何でこれ、どっちにしても、何でもかんでもこれを1区切りにして、何の地名に対しても配慮しないというような変え方をするんですか。そんなこと、町を大事にしている人のやることじゃないというふうに私思います。それはちょっとあなた方、横暴じゃないですか。

それで、これ、全部アンケートをとれば、藤丸団地の人のほうが多いわけですから、じゃ、藤丸団地は80%とりました。須成の皆さんたちは数が少ないんで何ちゃらかんちゃらって言ったら、こんな数の横暴です。そういうことを押しつけるということは、それはやっちゃいけないことなんじゃないでしょうか、と私は思うんです。

それで、私としては提案するんですけれども、私は別に須成のその地域の方々と直接話したことはないんでわかりませんが、もしそういうことで、ここが町界町名して変更できていないとするなら、それは切って、須成の方々は須成で一緒にしていただいて、藤丸団地は新興ですので藤丸団地は私が勝手に名前を言っても悪いですけれども、別に藤丸1丁目でも2丁目でも、藤丸というところは、蟹江町の中では団地として認知されているところなんです。普通の人一般在に藤丸と言ったらわかるんです。すぐあそこって。ほかの人でも大体わかります。そうしたら、その人の名前を、私が勝手につけちゃいけないので、それは地元の人にお任せしますけれども、それならその人たちのその場所は認知された場所として、つくっていくということが大事じゃないんですか。桜というのをつくって、これは区画整理をやるときは、区画整理でふつうに名前をつけたので、区画整理はやりまして、それはそれでいいかもしれませんが、別に桜1丁目、2丁目、桜は桜で区画整理をやった

名前ですから、それはそれでいいんです。ですから、それは桜は桜でいいし、藤丸は藤丸でいいし、もし須成の皆さんが、今も言ったように直接話していないので、私勝手なことを言っていたら悪いですけども、もし抵抗があるんでしたら、何もこれは北の道路で区切らなくたって、南北の道路から東側は須成のほうで大事にさせていただくという、そういう対応をすることが大事なんじゃないですか。何でもかんでも町内を何ヘクタール、何ヘクタール、何ヘクタールで区切って、ここで何でもかんでもやって、どんな地名があろうとも、どんな名前をつけてもいいよなんて、そんなまちづくりのやり方なんて理解できないです。おかしくないですか、それは。それはそこに住んでいる人を大事にしないし、名前を大事にしないということにつながっていくじゃないですか。私、ちょっとそれは不思議でなりません。どう思うんですか、そのことは。

○政策推進課長 北條寿文君

はっきりとお答えさせていただきたいのは、今ご指摘いただいたような、簡単に歴史ある地名を消していいということは全く思っておりません。むしろその逆でして、だからこそ時間をかけて地域の方々、これは新しい地番変更は、全て名称は役場でつけたということは一度もございません。

平成2年から脈々と議論が重ねられてきたこの事業の経緯といったものも、私は全て過去の資料をひもとき、どういった流れの中でこれが未来につなげていくべきかということ、しっかりと課の中でも担当者とともに議論を深めてまいりました。

そんな中で、実際には、これは過去と未来をしっかりと整合性をとっていくということが肝要だというふうに捉えております。ですから、地域の方々が、須成という名前を消していかどうかというのは、我々が決めることではなく、地域の方々が、新しい地名もお互いに話し合っ、連帯感を持って未来につなげていくということでお決めいただきたいということをお願いしながら対話をしておりますので、だからこそ時間がかかっているということだけご理解いただきたいと思います。そこには、無理にその区割りを変えるだとか、そういうことをそのとき限りでやってしまうと、これはこれまで行ってきた流れも全くがらりと変えてしまうことになりますので、そういったところを含めて、なお引き続き丁寧な対話をしながら、しっかりと皆さんが納得いく形で着地していきたいというふうに取り組んでおりますので、そこだけどうぞご理解いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○9番 中村英子君

ちょっとこれ、いろんなことをお話したいんですけども、時間的な制約があるのでちょっとあまりできないんですけども、町、私間違っていると思う。今言っていることは、何が間違っているか。

名前について、役場は関係していないんですね。地元の人にやってもらう。地元の人にや

ってもらって、いかにもそれは地元で意見を聞くようでそれはいいです。いいですけども、今も言ったように、町内にどういう歴史があつて、この名前はどうかだというアドバイスをしなきゃ、そんなもの何でもいいですよ、過去は過去で何とかこうとか言っておいたらお話にならないじゃん、そりゃあ。それはあなた方、そういう役割を持っているんじゃないですか。持っていないんですか。いいですよ、私は別に須成を例にとったわけじゃないですけども、須成は須成の皆さんが自分たちで決めてくださいって、それはそれでいいかもしれませぬけれども、だけれども、そういった町が持っている歴史とか、そういうものをいちいち一般の住民が知っているわけじゃないんです。そういうことをちゃんとアドバイスした上で、きちんとしたネーミングをしていくし、そしてまた、今あなたが最後に言ったように、皆さんが納得していただくということを考えて町内会がやっていくというのであれば、そうしたら、抵抗のある須成さんは須成さんでそのままにしておく。藤丸は藤丸でやってもらう。そして、桜は桜でそのままでよければ、三者全部納得です。十分納得じゃないですか、それで。三者納得すればいいじゃないですか、それで。何がいけないんでしょうか。それをわざわざ何で3つそろえて、名前のことについても、本当にその人たちがそういう心情にいるということについての気持ちを添えるということが了承していく上であつてとても大切なことじゃないですか。その作業が町はやれていないし、できていないということを私は言いたいわけ。だからそれは、もう十分そのことを注意してやってって言っても、今のようなくちゃくし定規なことを言っていたら、本当によくないなと私は思います。答弁をもらっても一緒かなと思います。

それで、答申というのがありますけれども、ちょっと時間がなくて言えないんですが、あと1時間ぐらいないと物が言えない。

住居表示整備及び町界町名地番整理検討結果について、平成7年12月に議会に提出をされております。全協に提出されております。

ここの18ページのところに、「おわりに」という欄があるんですけども、皆さんご存じないかもしれないんですが、この中に、いろいろ道路だとか橋だとか鉄道だとか、そういうことで分けをするわけですよ、実際に。分けするんですけども、特に行政区について、地区の財産、歴史的な慣習の問題と難問に直面し、論議を重ねたが、解決策を見出すことができなかつたと、しかしこの問題は、事業施行に向け、具体的に話が進んだ時点で、現実問題として再編の可否を協議、調整することが必要であるがというふうに書いてある。今プロジェクトではできなかつたと書いてある。だから、この答申を受けて、何でもかんでもヘクターで分けしたことでやるということではなくて、1カ所1カ所について、そういった地域の財産だとか歴史的な慣習があつたり、いろんな名前があつたりするところについては、その地域地域の施行のときに考えていくべきであるよということが、答申して書いてあるじゃないですか。何でもかんでもあなた方は、その区割りの中で人が納得しないようなそう

いうことを強行しようとするんですか。それは全く私は理解ができません。

今私が言ったように、もし須成の皆さんがそのままここでいいという、今、現状どうなっているかわかりませんが、私は、前は、藤丸の5番は、来年度は予算に入るよというようなことも聞いたことがあるので、もうできるのかなと思っていましたけれども、よくよく考えてみれば、そこに住んでいる人の心情や事情というものがあり、しかもそこに大切な歴史的な名前などがあるということになった場合は、そのことを考慮して物事を決めなかったら、一部の人を犠牲にしちゃうような物事のやり方じゃないですか。

だから、今も言ったように、今課長が答弁したように、皆さんが納得してもらおうようにということであるなら、もし仮に須成の皆さんが、須成はこのままでいいよとおっしゃるなら、だって地元の人々の気持ちでって言うんだから、地元の人々がそれならそれでいいし、藤丸団地のように新興のところは、本当に大字も字が2つあり、それから、字が7つとか8つとかあるところなんです。複雑なんです。620戸ぐらいのところ。そうしたら、そこはわかりやすく、別に藤丸1丁目、2丁目、3丁目ってやれば、それはそれでみんな納得じゃないんですか。何でみんな納得するというやり方をしないで、時間をかけてわざわざ説得したり、そういうことをしなきゃいけないんですか。私は本当に理解に苦しみます。もう一回それについて再考してもらいたいと思いますが、再考の余地はないですか。

○政策推進課長 北條寿文君

先ほどお読みになられた「おわりに」という文章があるものは、平成7年というご進言でしたけれども、そのときの全員協議会の中に諮られた資料の中には、今申し上げられた中での20区画、これが区割りをこのように決めさせていただきましたということが含まれていたと思います。ですから、議員の皆様方にもしっかりと説明をして、そこで了承をいただき、その大もとには外部委員の方々を交えた町界町名設定推進委員会、ここで決めたという経緯がございますので、それを、今全く変えるつもりがないということはさすがに申し上げづらいところがありますけれども、先ほどからずっと再三申し上げますとおり、過去からずっと長い二十何年という年月が重ねられてきた中で、そのときの都合だけで簡単に曲げてしまうことはちょっとしたくないなということを思っております。

ただ、絶対にしないというわけではなくて、しっかりと調整がつくならば、これは住居表示にしても、町界町名設定事業にしても、小さなエリアで地番を整理するのではなくて、一定規模のヘクタールの中で整理をするというのが法の大もとの趣旨にもございますので、しっかりとそこは、我々が理屈と現場、現実をしっかりと調整しながら、終わってみれば皆さんがしっかりといい地番整理ができたねと言っただけのふうには引き続き取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○9番 中村英子君

うまくいかないよ。そういうことを言っていると。

この地番とか住居表示を実施するに当たっては、一定の基準とかいうものがあると思うんです。何丁目、何番地をつくるということの広さ、エリアというものは、住居表示のほうの法律でも大体基準というものが示されていますし、町界町名というのは、どちらかという土地区画整理事業について主に用いられている手法でありますので、その面積に関して、それほど厳しく基準があるというようには私は受けとっていないんです。それは、土地区画整理事業の大きさというのはそれぞれです。ですから、かえってこれが住居表示でなくてよかったと思うのは、狭い範囲でも町名を決めたりして新しくつくることができるという利点がやっぱりあると思うんです。ですから、この法律に違反することというのは、基準に反するということはいけないと思いますけれども、今も言ったように町界町名ですと、例えば何丁目というのは10ヘクタールだとか何ととかいう基準がありますけれども、十分今の範囲のエリアでも、新たに、藤丸ばかり言っちゃあいけませんけれども何丁目とかつけて、そこだけをそういうふうにしていくということについて、別に町が決めることですから、これは、町の権限の中で決める事業でありますので、町がそうやって決めていけば、大切なものは大切に残されていくであろうと、そういうふうで柔軟にこれを対応しなければ、とてもしゃくし定規にAでもBでもCでもDでもいいのではとか、そういうような物事のやり方は、断固反省をしていただきたいなど、ちょっとこれはきつく言い過ぎかもしれません。反省するところがないと思っているかもしれませんが、ちょっと考慮をいただきたいと、そして、できるところ、藤丸については早急に推進をしてもらいたい、そういうことを申し上げて終わります。

○議長 安藤洋一君

以上で中村英子さんの質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午後3時20分とします。

(午後2時59分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時20分)

○議長 安藤洋一君

質問7番 山岸美登利さんの「子育て支援について」を許可いたします。

山岸美登利さん、質問席へお着きください。

○1番 山岸美登利君

1番 公明党 山岸美登利でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、子育て支援について質問をさせていただきます。

総務省が、本年5月、子供の日に合わせて発表した15歳未満の子供の推計人口は、前年より18万人少ない1,533万人で、1982年から38年連続減少となり、過去最少を更新、平成元年、1989年の2,320万人から約30年間でおよそ3分の2に減ったことになり、14歳以下3歳ごとの区別では、年齢が低いほど減少傾向にあり、少子化の進行を改めて印象づけました。そこでお伺いいたします。

蟹江町の現在の子供の年少人口、ゼロ歳から14歳をお聞かせください。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、ご質問いただきましたゼロ歳から14歳の人口についてお答えさせていただきます。

今年度5月末現在のゼロ歳から14歳の人口は、外国人も含みまして4,695人です。年代別の内訳といたしまして、未就学児童の3歳未満児につきましては878人、3歳以上児892人、そして、就学児童につきまして、小学校低学年、1年生から3年生のところが938人、高学年が1,006人、そして中学生が981人となっております。

先ほど議員がおっしゃったように、蟹江町の5年前の15歳未満の人口は4,917人でありましたので、222名の減少となっております。今後につきましても、さらに減少することが見通されます。

以上です。

○1番 山岸美登利君

ご答弁ありがとうございます。

2018年10月1日現在の子供の人口を都道府県別に見ると、数字は省きますが、東京都が唯一プラスとなり、沖縄は前年度と同じ、残る道府県は全て減少したとありました。また、今月7日、厚労省より、出生率、また、出生数においても、ともに3年連続低下、過去最少を更新との公表がありました。

時代が令和になっても歯どめをかけるのは容易でなく、少子化が加速度を増し、子供の人口減少が如実にうかがい知ることができます。ますますの支援策が急務となります。

次にまいります。

国は、社会保障制度の安定と充実に向けて全世代型の給付を掲げ、特に子育て支援を最優先課題に位置づけ、施策を充実させる方針を明確にしました。「蟹江町キラッとかにえ 明るい未来が見える町」、第4次蟹江町総合計画の施策においても、1、子育て支援の充実、2、子どもがいきいきできる環境づくり、3、ひとり親家庭の自立支援の充実とあります。重点施策とした子育て支援センターについては、蟹江保育所内蟹江子育て支援センター、蟹江児童館内の蟹江南子育て支援センター、そして、昨年10月2日、多世代交流施設泉人と同時オープンの蟹江西子育て支援センターにこにこと、3つの施設が設置され、万全な整備となりました。そこでお伺いいたします。

今後、さらなる機能の充実を図るとともに、それぞれの地域における子育て支援に関する満足度を含めて、現在の支援センター稼働に当たり、見える課題はありますか。

また、地域全体、そして地域住民の協力による子育て家庭をサポートするファミリーサポートセンターの現在の会員登録数、依頼、援助両方と、利用件数をお聞かせください。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、まず、お一つ目のご質問、地域における子育て支援に関する満足度及び課題についてご答弁させていただきます。

子育て支援に関する満足度につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、昨年10月に新たに開設いたしました支援センター、にこにこの利用状況から推察をさせていただきます。

この支援センターは、週3日型の開設ではありますけれども、平均利用親子数は15組前後と、大変好評をいただいております。また、こちらの支援センターができたんですけれども、以前より開設しておりますあと2つの支援センターについても、利用者が減少しているという事は認められませんでした。加えて、にこにこにつきましては、町の西側エリアに開設されたこともあり、西地区の利用者も多く見られます。

利用者数の増加及び西側エリアにお住まいの支援センターの利用が可能となったことにつきまして鑑みますと、子育てに対する満足度につながっていると思います。

また、今後の課題といたしまして、従来の2つの支援センターについては、週に5日の開設をしているところなんですけれども、にこにこは週3日型の開設となっております。現状の利用者が引き続き見込まれるようであれば、開設日の増加が検討できればと思っております。

そして、2つ目のご質問、ファミリーサポートセンターについてお答えさせていただきます。

会員登録数でございます。会員登録数は、依頼会員が197名、援助会員が61名、両方会員が20名となっております。ただいま援助会員が少し少ない状況にありますので、周知方法を再検討させていただき、援助会員の増加につながるようにしてまいりたいと思っております。

あわせて、利用件数につきまして、毎月の実働件数といたしまして60件前後となっております。

以上です。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

積極的な、また、さらなるアプローチ、PRなど周知徹底と、多くの皆様に気軽に利用していただけますよう取り組みをよろしくお願いいたします。

次に、2014年から試行的に導入され、公明党前議員も一般質問されました妊娠期から子育て

て期の切れ目ない総合的な相談支援をワンストップで提供する子育て世代包括支援センター事業（日本版ネウボラ）を政府として2020年度までに全自治体で設置を促しており、全国的に広がっています。

当町の推進状況をお伺いいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

ご質問いただきました子育て世代包括支援センター事業の当町の推進状況についてご答弁申し上げます。

まず、保健センター内に専用相談室を新たに設置いたします。センターの正面玄関を入っていただいたところの突き当たりのところ、エレベーターと階段の間にすき間があるんですけども、このスペースを利用しまして、専用の相談室を設置したいと思います。今月中に入札を行いまして、工事に着手しまして、今年度末までの完成を目指します。決して広くはありませんが、落ちついた雰囲気でご婦人さん、また、親さんからのご相談をお受けできると思います。

また、現在、本町の保健センターで実施しております既存の母子保健事業の多くは、既に子育て包括支援サービスに当てはまりまして、今後、職員の研修の受講とか人的配置、支援センターの設置要綱等を整備いたしまして、関係部署との連携や住民周知を経て、令和2年度中の開始を目標といたします。

子育て世代包括支援センターは、関係機関の連携と支援のための連絡調整の中核ではありますが、あらゆる課題や相談事項に必ずしも単独で対応する場ではなく、母子保健の分野と子育て支援の分野の両面からの支援が一体的に提供されるようにするために、それぞれの機能ごとに複数の施設、場所で役割分担をしつつ、必要な情報を共有しながら一体的に支援を行うことができるようにしてまいります。

以上です。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

改めて、日本版ネウボラとは、フィンランドの母子支援制度のことで、助言の場という意味です。各家庭に専属の保健師がつき、妊娠期から就学前までの健康診断、相談支援を行う子育て支援拠点です。日本では、妊産婦や乳幼児らの支援機関や制度は多いものの、バラバラに対応しがちで、必要な支援が届いていない状況も見られました。このため、日本版ネウボラは、あらゆるサービスを一体的に提供する仕組みとして、2014年から試行的に導入され、現在では、既存の子育て施設などを生かし、地域の実情に合わせて整備が進められています。

主な業務は、1、妊産婦や乳幼児らの状況の継続的な把握。2、保健師らによる相談、情報提供、助言。3、課題やニーズに的確に対応する支援プランの作成。4、関係機関との連絡調整の4つ。これらを通じてきめ細かな支援を切れ目なく行うことが主眼となります。

厚生労働省によると、2016年度に虐待で死亡した子供のうち、ゼロ歳児が半数以上、4割から6割を占めます。加害者は実母が多く、親の孤立化から来る精神疾患など、さまざまな要因が考えられることから、児童虐待を防ぐ役割も期待されます。また、産後鬱においてもメンタルヘルスの充実はとても重要な社会的課題でもあります。

そこでお伺いいたします。

当町の産後鬱への対策、取り組みをお聞かせください。

○民生部長 寺西 孝君

ただいま山岸議員のほうから産後鬱に対しての対策についてご質問がございました。

産後鬱病につきましては、出産後10%から20%の方が発症される深刻な問題であるというふうに認識してございます。

当町におきましては、妊産婦の健康診査事業といたしまして、妊娠中に14回、出産後に1回の健康診査を受けていただいております。

特に、その1回の産後検診におきましては、産後鬱病の自己評価表をご記入していただいております、そんな取り組みを始めたところでございます。この調査表につきましては、出産後のお気持ちをお聞きする簡易なものではございますけれども、回答といたしまして、理由もなく不安になった、悲しくなった、自分を責めた、眠れないなどの回答をされた方につきまして、医療機関から当町の保健センターのほうに通報が入りまして、保健師が訪問、相談などのフォローに入る体制作りが今始まったところでございます。

この取り組みにつきましては、医師による診断結果ではございませんけれども、産後鬱病の早期発見や、新生児に対する虐待防止に向け、医療機関と保健分野が連携を図る新たな取り組みといたしまして、切れ目のない対応をさせていただいております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

産後鬱についてなんですが、産後鬱の原因はさまざまで、心理社会的要因として、出産や母になること、育児不安や母親感情の欠如などの関連が深いことがわかってきています。重症化することでボンディング障害、つまり、自分が生んだ子供を愛せない、世話をしたくないなどの状態になります。そうすると、母親と子供との間で愛着形成が定常に行われず、虐待やネグレクトにつながり、子供の成長や発達にも悪影響を与える場合があります、特に出産直後の母親への精神的、身体的なサポートは欠かせないものとなってきています。

国は、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする妊娠出産包括支援モデル事業を掲げ、少子化対策を進めるに当たって、産後ケア対策は喫緊の課題であり、早急に確立する必要があります。母親の産後ケアの重要性は大変注目されており、今、部長が言われましたそのような、特に医療機関との連携は大事な相談窓口であり、産後母親への

心身への健康状態を定期的に把握できます。同時に、早期予防と回復への対応が可能となり、本人、また、子育て家庭への負担軽減と、安心して子供を産み、育てることができる支援体制の環境整備は大きな期待につながります。

今、虐待による痛ましい事案が連日のようにテレビや新聞に報道されています。昨年1年間、児童虐待の疑いがある18歳未満の子供の数は8万104人と、過去最多を更新しました。このようなネガティブな事柄を防ぐための公的サポートとして、ネウボラ事業を政府は2020年度までの全国展開を目指し、2018年4月現在の設置状況は、全市区町村の約44%に当たる761団体で、計1,436カ所となり、中でも鳥取県は全市区町村で設置が完了されています。三重県名張市では、名張版ネウボラとして、独自の推進をしています。少し紹介させていただきます。

全国的にどこの自治体も高齢化が進み、人口減少傾向にあり、出生率も低下、今後ますます少子化が進む見通しとなる中、子育て世代を支え、さまざまな希望をかなえていくための施策として、従来から重視している地域のソーシャルキャピタルの醸成、地域や社会との信頼関係や結びつきを高めることと、既存の地域づくり、組織の自治力や地域福祉の仕組みを活用しながら支援を行う人と地域のつながりを実感できるような取り組みと、そして、シニア世代などの地域住民を育児協力者として育成し、民生委員、児童委員、自治会長、区長、ボランティアなど地域全体を巻き込んでサポート体制強化をしながら、さりげない声かけや、無理のない応援で子育てに不安や負担を感じている親に心のゆとりをもたらすなど、関係機関や関係者の支えだけでなく、寄り添い、そこに地域の温かい見守りがあり、人と人とのつながりの中で支え合う相談支援体制が整備、推進されています。

少子高齢化地域社会の互助機能の低下、虐待報告数増加がある中、早期支援により虐待の発生防止に努め、全ての子育て家庭が、身近な地域の中で健やかに育ち、シニア世代とともに社会に貢献できるような健康なまちづくりへの好循環を目指すことを目的としています。

具体的な取り組みは、まず身近なところで寄り添いの仕組みです。小学校区15の地域づくり組織、公民館などに身近な相談場所、人、チャイルドパートナー、看護師、介護福祉士などを設置しました。市保健師のコーディネートにより、従来の母子保健事業やチャイルドパートナー相談、地域の保育園や地域づくり組織による子育て広場、また、ハイリスク支援マネジメントを連動させました。

次に、産前産後ケアの体制です。

子育てプランの提案、生後2週間目前後電話相談、子育て支援員研修など、14の新たな事業をニーズ調査をもとにさまざまな主体と展開しています。個人、家族、近所、地域、提供者のエンパワーを高め、地域のソーシャルキャピタル醸成を図る仕組みでございます。成果として、チャイルドパートナーの個別面接数は、年間約700件、産後ケア事業は計235回の993組の利用があり、身近な相談場所と、コーディネートによる利用者が増加しています。

利用者からは、産後すぐに電話をもらい、相談して、助産師の声を聞いたら、涙が出るほど安心した。聞いてもらうことで、何に悩んでいたのか、どうしたいか整理できた。1人で子供に向き合う時間は長いですが、一緒に子供を見てくれるチャンスがたくさんある安心感は大きいなどの声が届いているそうです。医療機関や助産師会とのネットワーク強化による社会的ハイリスク妊産婦の発見と、要支援家庭の顕在化が可能になり、早期の相談支援体制がとれるようになりました。子育て家庭と決められた関係者だけでなく、地域住民、特にシニア世代など、皆で助け合い、支え合うシステムを構築し、重層的なネットワークと、高齢化対策にもつながっていると担当の方がおっしゃっていました。

公明党として、前議員からも2014年度より強く要望し、早期設置、実現を推進してまいりました。いよいよ明年、保健センターへ設置の運びとなり、大変喜ばしく思います。こうした自治体独自のネウボラ事業も参考に、当町の推進事業に生かしていただき、さらなるサポート強化をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次の質問でございます。

厚生労働省は、平成28年人口動態統計の年間推計出生率は、1899年に統計を開始して以来、2016年に初めて100万人を割り込む結果となり、晩婚化、晩産化、核家族化など、子育て環境は大きく変化しています。国では、子ども子育て支援制度をスタートさせ、家族や子供に寄り添った総合的な子育て支援を推進しており、経済的な負担や不安、孤立感を和らげる地域社会のあり方が重要視されています。

こうした社会背景を受け、子育てしやすいまちづくりの支援策としたICTを活用したアプリによる支援が期待されています。自治体が発信した情報が、住民の手元に届きやすくなり、地域の新たなコミュニケーションの機会をふやします。また、成長記録の共有が簡単なため、夫婦、家族の子育て参加を促すことができ、子育て世代が抱える孤独や不安を解消することで、出生率向上へ貢献します。ICTを活用した新たな子育て支援として、妊娠中から出産、子育てまで全てのライフステージに合わせ、切れ目のない自治体サポートの実現が可能になります。そこで、子育て支援アプリ配信についてでございます。

以前も取り上げていただいておりますが、子育てアプリとは、スマートフォンなどで子育てに役立つ情報が得られるアプリで、妊婦や子育て中の保護者が、情報をタイムリーに得ることができ、子供の年齢に合わせた健診や講座のお知らせが届くだけでなく、子供の成長記録や、予防接種の予定などが一括管理できる。また、離乳食の作り方や、沐浴の仕方などを動画で確認ができ、さらに、町内で行われるイベント情報も配信されるなど、アプリストアから無料でダウンロードができます。昨今、子育て家庭の家族形態や就労形態が多様化する中、保育だけでなく、さまざまな形の子育て支援が求められており、各自治体における支援事業も利用者のニーズに幅広く対応する必要性が増してきています。そのような中、子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用し、子育て家庭のニーズに沿った情報を提

供するためのツールの一つとして、多くの自治体での普及が急速にふえております。

現在、愛知県内54市町村のうち、19市町で展開し、大変好評だと伺っております。子育てアプリのほかに、自治体独自の開発子育てアプリ、母子手帳アプリ、無料アプリなどさまざままで、核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安や負担は決して軽くありません。

そこで、子育て世代の多くが利用しているスマートフォンで、時間や場所に捉われず、気軽に子育て支援に関する情報を取得できるようにすることで、子育て世代の不安感や負担の軽減などを図ることができるアプリが有効であると考えます。

ネウボラ設置に伴い、さらなる子育てサポートとして、スマートフォンを活用した子育て応援アプリの配信を提案します。見解をお聞かせください。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

ご質問いただきました子育て応援アプリの配信のご提案についてご答弁申し上げます。

既に子育て世代包括支援センターを立ち上げた自治体の幾つかが、子育て応援アプリを導入しておいでです。蟹江の近隣の自治体におかれましても、既にこのアプリを導入されていて、初期費用とか、毎月かかるランニングコスト、また、登録者の数のこととか、いろいろ教えていただきました。

スマートフォンで子育てを応援する情報を一元的、かつ手軽に得ることができるアプリは、子育て中のお忙しいお母さん、お父さんにとって利用する価値は大きいと存じます。現在も広報やホームページから情報を我々お伝えして発信させていただいているところですが、アプリを使えば、例えばお子さんの生年月日を登録するだけで、健康診査や予防接種の日時等が自動配信されるなど、必要な情報を必要なときにお届けできるという極めて便利で有用な効果があると存じます。

どんなニーズがあるのか、どんな機能が必要なのかなどもまた把握しまして、関連の課とも含め、調整して、今後導入を検討していけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

具体的にアプリを通じて提供される細やかなサービスには、妊娠後の手続やマタニティマークの配付、妊娠教室や健診、ママパパ教室のスケジュール、栄養知識講話や調理実習の日程などの発信があり、おむつがえ、授乳スペース、公園などの施設を検索できる施設マップ、子育て支援情報や申請手続などの情報を閲覧できる子育て支援ナビ、幼稚園、保育施設を条件に合わせて検索できる保育施設検索ナビ、登録した子供の生年月日や住所などに合わせた健診や予防接種のお知らせを通知するお知らせ配信機能、また、緊急時の休日急病診療所、土日祝日の救急医療施設、小児救急電話相談や中毒110番など、妊娠期から小学校就学前の子育て家庭を対象に支援情報を提供しています。

今後、ますます次代の流れに沿って同様のアプリを開発する自治体がふえると予想されます。近隣の自治体と連携したサービスの提供を検討することも可能となり、より多くの子育て世代のニーズにきめ細かく応えることができるようになることが期待されます。ぜひ子育て支援事業に生かしていただけますよう前向きなご検討をよろしくお願いいたします。

最後に、赤ちゃん駅についてでございます。

赤ちゃん駅は、乳幼児を連れた方が、外出中に誰でも無料で授乳やおむつがえなどができる施設スペースの愛称で、ほかに、ミルク用のお湯の提供や、おむつ、またはお尻拭きシーツの設置販売、電子レンジ設置、トイレ内のベビーキーパーの設置など、気軽に利用できるため、全国の自治体で広まっています。

また、移動式赤ちゃん駅は、移動が可能なテント式赤ちゃん駅、キャラバンテントや、折り畳み式おむつ交換台をイベント会場など貸し出しをしています。名古屋栄のナディアパーク内ロフトでは、ボールプールやパネルシアター、大型絵本などのおもちゃなども貸し出しをしています。

そこで、当町もさまざまなイベント、幼稚園や学校の運動会、商工会などの催しも多い中、乳幼児連れのご家族の負担を軽減し、安心して外出できる環境づくりを推進するため、導入するお考えはありませんか。お伺いいたします。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、ご質問いただきました赤ちゃん駅についてお答えさせていただきます。

乳幼児を連れた方について、イベント、学校行事等の催しの際には、役場であれば多目的トイレの使用、学校、保育所であれば空き教室をご案内して対応しているところですので、対応は十分できているのかなというふうに認識しております。

とはいうものの、近隣の市町の赤ちゃん駅の設置なんですけれども、県内に18の市が設置されているという事実もございますので、実際に蟹江町にお住まいの授乳やおむつ交換が必要な方たちの意見を、そんな方たちが集う支援センターなどを利用する際に調査をさせていただきながら、導入の検討が必要かどうかを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

ぜひ前向きな推進への取り組みをお願いいたします。

地域のつながりを密にし、また、各地域に設置されている施設や、共同事業等の活動などを利活用し、大切な未来の宝である子供を産み、育てやすい環境づくりを推進するとともに、当町のさらなる手厚い子育て支援の取り組みを希望いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で山岸美登利さんの質問を終わります。

質問8番 飯田雅広君の「成年後見制度利用促進への対策を急げ！！（2回目）」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田雅広です。

議長より許可をいただきましたので、成年後見制度を推進するための蟹江町の取り組みについて質問をいたします。

成年後見制度に関しましては、平成28年9月議会、平成29年12月議会におきまして一般質問をいたしました。特に、平成29年12月議会では、成年後見制度利用促進基本計画や、成年後見センターの設置に関して質問を行いました。

平成31年3月議会での町長の施政方針において、成年後見センターの開設に向けて、海部南部3町村で進めていくとありましたので、その進捗状況をお聞きしたく、今回質問をいたします。

なお、平成29年12月議会では、成年後見利用促進計画や、成年後見センターの設置に関する質問をしておりますので、その続き、その後どうなりましたかというような意味を含めて、その際の題目にある「成年後見制度利用促進への対策を急げ！！」の2回目というふうにしました。

さて、高齢化が進み、65歳以上の4人に1人が認知症、あるいはその予備軍と推計され、自分自身の財産や、身の回りのことの管理が難しくなる人がふえ続ける現状において、日本の福祉サービスは、保護を優先とした制度から、サービスの種類や量を自分で決め、提供者との契約によるものとなりました。そして、判断能力が不十分で、契約の内容が理解できない、また、契約どおりに履行されているかチェックができない、そういった方々の権利擁護が必要となっています。

成年後見制度とは、認知症等により、判断能力が不十分な方を成年後見人が支援するものです。そこで、蟹江町の現状をお聞きします。

ここで高齢者の人数をお聞きしようと思ったんですけれども、午前中、佐藤議員がお聞きになられましたので、そこは飛ばしまして、当町における成年後見制度に関する相談件数、町長申し立ての件数、この2点を教えてください。

○住民課長 中村和恵君

成年後見制度に関する相談件数と、町長申し立ての件数についてお答えいたします。

成年後見制度の町長申し立ては、平成24年度から30年度までで7人となっております。また、平成30年度の成年後見制度に関する相談は5件あり、30年度中に1件町長申し立てを行

いました。今、まだ現在、申し立て手続中が1件となっております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

相談件数は、今おっしゃっていただいたとおり数件ということですが、成年後見制度創設以来、その利用者はふえ続けています。裁判所の資料によりますと、平成27年は、約20万人弱でした。成年後見制度の先進国であるドイツでは、人口の1.5%が制度を利用しているというふうに聞いています。そのことから推計しますと、日本でも後見人を必要とする人が、約190万人程度はいるだろうと推定されます。また、全国で見れば、この10年ぐらいで市町村申し立ては、全体の3%から全体の今19%へと、約6倍の増加となっております。そこでお聞きします。

今後、成年後見制度を利用する方がふえていくことに関してどのようにお考えか、また、相談件数は数件程度であったとしても、埋もれて発見できない可能性があると考えられますが、そのことに関してどのように考えているかお聞かせください。

○住民課長 中村和恵君

質問にありました成年後見制度を利用する方がふえていくことについての考えと、埋もれて発見できない可能性はないかについてお答えいたします。

これからの高齢化社会に向けて、成年後見制度は必要不可欠な制度と思われれます。しかし、実際のところ、制度の利用が必要でありながら利用に至っていない方や、成年後見制度を必要としているにもかかわらず、申立人がいないなどの理由により、申し立てができていない方もいると思われれます。

そこで、成年後見制度の周知や、相談、申し立てから利用に向けた支援体制の整備が必要であると考えております。それには、地域の身近な相談相手である民生委員さんや、人権擁護委員さんたちのお力もお借りしたいと考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

成年後見制度、本当に必要だと思っているものですから、私もこう何回も質問をしているんですけども、本当に今答弁にあったとおり、本当に必要な制度だと思います。埋もれている方、権利擁護支援の必要な人の発見、支援、また、制度を利用したいけれどもどうすればいいかわからないという方、この2つの事柄について、やはり取り組みは必要だと思います。

周知というものが必要なんじゃないかなと思うんですけども、この周知を徹底させるということが非常に難しいんじゃないかなというふうに考えています。

この部分に関して、周知に関してもう少し具体的なやり方とか、もしあればお答えいただきたいんですけども、部長、どうですか。

○民生部長 寺西 孝君

周知についてお答えをさせていただきたいと思います。

ただいま、協働地域づくり支援事業におきまして、終活・相続ネットワークさんにご活動をいただいております。

現在、蟹江町のオリジナルのエンディングノートの作成等を検討されていると聞いてございます。引き続き、成年後見の分野におきましても、こういった方々のお力をいただきながら周知のほうにも進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

本当に周知させること、本当に難しいと思うんですけれども、やはり、権利擁護のニーズというものは見えにくいと思います。見ようとしなければ見えてこないものだと思いますので、そのような方が自治体内で連携がとれないことから、この成年後見制度の利用に結びつけることができない、地域で埋もれている可能性があるというのが、もしかして、今の現状かもしれません。

本当にそのニーズがあるのかということもあるのかもしれないんですけれども、地域における成年後見制度利用促進に向けた体制の手引きというものの66ページに、上伊那圏の地域後見センターをつくる際の資料があるんですけれども、2010年の資料なんですけれども、もう2010年からこの地域は動き始めているんですけれども、ここにどういうふうなやり方をして、ニーズを絞り込むのかというやり方も載っていますので、またこういうのを参考にしながら、ぜひともそういったニーズを掘り起こしていただきたいなというふうに思います。

じゃ、次の質問に移ります。

平成28年に成年後見制度利用促進法ができて、それに基づいて、平成29年3月に閣議決定された国の成年後見制度利用促進基本計画において、地域連携ネットワークを構築し、この中に中核機関を置くことが要請されています。

当町におきましては、成年後見センターが中核機関としての役割を多く担うものであるというふうに思います。

国の計画におきましては、この中核機関の設置は義務ではなくて、設置主体は市町村が設置することが望ましいとされております。

今後、後見センターの設置についてのお考えを伺います。

町長におきましては、3月議会の施政方針の中で、知的障害、精神障害、認知症など、判断能力が不十分になり、自分1人では財産管理や日常生活における適切な判断が難しくなっている方が、成年後見制度をスムーズに活用できるようにするため、権利擁護成年後見センターの開設に向け、海部南部地域3市町村で協議を進めてまいります。当事者の方々が、住

みなれた地域で安心して暮らすことができるよう支援体制の整備に取り組んでまいりますと述べられています。

そこで、まず、成年後見制度の取り組みについて、現在どのような進捗状況にあるかをお聞かせいただき、また、成年後見センターは、いつ、どこで、どのように運営していく予定かをお聞かせください。

○住民課長 中村和恵君

質問のありました成年後見制度の取り組みについての現在の進捗状況と、あと、成年後見センターは、いつ、どこで、どのように運営していく予定かについてお答えいたします。

今現在、海部南部の3市町村で令和2年12月をめどに成年後見センターの設立を目指しております。場所は、今のところ、十四山総合福祉センターで、実施主体は新しくNPO法人を設立して運営していく予定です。また、そのための基本合意書が、平成31年3月26日付で3市町村で交わされました。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

今、広域で、この3市町村でNPO法人を新設ということですが、NPO法人の設立におきましては、社員や役員の人員の要件があります。NPO法人として認証を受けるには、10人以上の社員が必要になります。また、役員条件として、3名以上の理事、1名以上の監事を置くことが要件となっております。

海部南部地域3市町村で、このあたり、どのように割り振っていくのか、今予定があれば教えてください。

○住民課長 中村和恵君

まだ具体的なところは決まっていないんですけれども、人選的には、そういう資格を持った方だとかというのを考えて選んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

多分、まだ具体的にこのあたりは進んでいないのかなというふうに思いますので、また順次進めていただきたいなと思います。

この成年後見センターの設置運営の主体に関しましては、直営か委託かとか、単独設置か広域での設置かによって、1つとしては単独で直営のケースだったり、単独で社協等への委託のケースであったり、広域で社協等への委託のケース、また、広域でNPO法人等の新たな組織の新設のケースなど、4つの組み合わせが想定されるんですけれども、今回としては、NPO法人等の新たな組織をつくってというケースに当たると思います。

この広域の場合というのは、構成の市町村の数が多ければ多いほど、やっぱり町が負担する運営費は少なくて済むと思います。愛知県内の広域でNPO法人等の新たな組織新設のケ

ースでは、知多地域成年後見センターが、知多半島の5市5町、尾張東部成年後見センターが、尾張東部の5市1町から委託を受けてNPO法人が運営をされています。町が負担する運営費を考えますと、海部南部3市町村だけではなくて、もっと広域的に取り組むことはできなかつたのかお聞きします。

○住民課長 中村和恵君

質問のありました県内の成年後見センターの状況から見ると、海部南部3市町村での運営は非効率ではないかという質問に対してお答えいたします。

当初は、海部医療圏在宅医療介護連携支援センターのように、4市2町1村で運営していくことが効率的と考えましたけれども、他の市町の動向を確認したところ、現時点では、海部南部の1市1町1村が、協働して成年後見センターを設置していくことが賢明と判断したものです。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

運営費の問題はあるとは思いますが、全国どこに住んでいても権利擁護の支援が行き届くような体制を整えていただくことが一番大事だと思っております。

とにかく、まずはこの海部地域全体で中核機関がそれぞれできて整備されることを願っています。そのことによって本当にここに住んでいる地域の皆さんが安心して暮らせることが一番だというふうに思います。

さて、では政府においては平成29年3月24日成年後見制度の利用促進に関する法律いわゆる促進法に基づいて成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました。促進法23条第1項において、市町村は基本計画を勘案して市町村における成年後見制度の利用の促進に関する政策について基本的な計画を定めるように努めるとされています。

海部南部では成年後見センターを設置するに当たり、成年後見利用促進基本計画は町としてどのように策定するのかお尋ねいたします。

○住民課長 中村和恵君

質問のありました成年後見利用促進基本計画はどのように策定していくのかについてお答えいたします。

現在、当町では、地域福祉の推進を図るための地域福祉計画の策定作業を行っております。

厚生労働省の地域福祉計画策定ガイドラインでは、地域福祉計画に成年後見制度利用促進基本計画を盛り込むことができる旨の記載があることから、成年後見制度の利用の促進に関する施策を盛り込み、総合的かつ計画的に推進していく必要があると考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

そうしますと、地域福祉計画の中に成年後見の基本計画を盛り込むということでよかつた

んですよ。

この計画策定自体は努力義務ということですが、策定していくということで非常に前向きな答弁いただきました。

では、国の工程表によれば平成33年までには策定を進めていくことになっておりますけれども、具体的な準備過程をお示しいただけますか。

○住民課長 中村和恵君

成年後見制度利用促進基本計画の具体的な準備過程・工程表についてお答えいたします。

まだ具体的な準備過程や工程について、はっきり申し上げることはできないんですけれども、3市町村で協議して決定することになります。

また、令和2年3月に策定する地域福祉計画の工程も考慮して成年後見制度の利用の促進に関する施策等についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

多少国の工程表とはずれるかもしれないということかもしれないですが、計画いただけるということですので、なるべく早目に準備していただければと思います。

続きまして、促進法の23条2項によれば、市町村は審議会等合議制機関の設置が努力義務となっています。蟹江町の対応はどのようにされるのでしょうか。また、審議会等、合議制機関の設置を行う場合は当然として、審議会等合議機関の設置を行わない場合でも、弁護士ですとか司法書士、行政書士、社会福祉士等、成年後見制度について法律的、福祉的視点を持つ専門家を参加させるもしくは意見を聞くなどを検討されているかお聞かせください。

○住民課長 中村和恵君

質問のありました審議会等合議制機関の設置と、あと専門家の意見を聞くことなどを検討しているのかについてお答えいたします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第2項の定めるところにより、町における成年後見制度の利用の促進に関して基本的な事項を調査、審議させるための審議会等合議制機関を3市町村で設置し、法律や福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、関係機関の連携体制を強化し協力体制を整えていくよう努めたいと思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

国のほうもそういった専門家を交えてネットワークを組むということの一つモデルというふうにしておりますので、ぜひともそういった専門的な方の意見もぜひ取り入れていただいて、少しでもいい制度にさせていただけたらなというふうに思います。

成年後見利用促進計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりが示されていて、後見人の支援等の機能を整備し、地域の専門職団体の協力体制やコーディネートを

う中核機関、すなわち後見センターの整備が必要であるとされております。

では、一方、障害者総合支援法第77条の2第2項に市町村は基幹相談支援センターを設置することができることとされ、第5期愛知県障害福祉計画においても、障害者の権利擁護、虐待防止の相談窓口として設置を促進していく必要があるとされています。

成年後見センターを共同で立ち上げるということですが、障害者の基幹相談支援センターとしての機能を持たせたらと考えますが、いかがでしょうか。

○保険医療課長 不破生美君

ご質問いただきました基幹相談支援センターを機能を持たせてはどうかというご質問でございましたけれども、まずご質問のございました基幹相談支援センターは、障害を持つ方とご家族の方が地域における生活を支援するためのセンターでございます。福祉サービスの利用や各種制度の活用に関すること、権利擁護に関することなど、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う相談窓口となります。

障害をお持ちの方にとって、成年後見に関する相談利用は、その方を取り巻くさまざまな悩み・問題の一部であると考えております。そのため、先ほど住民課長のほうが答弁で申し上げました中で、海部南部3市町村間で平成31年3月26日に取り交わしました基本合意書の中では、3市町村共通の思いといたしまして、基幹相談支援センターの機能をあわせ持つ、障害をお持ちの方の権利擁護の中核機能を担ったセンターとなるような合意内容とさせていただきます。

以上です。

○3番 飯田雅広君

それでは、障害者の方の権利擁護の視点からお聞きしたいと思います。

現在、当町において療育手帳と精神障害者保健福祉手帳を所持されている方はどのくらいいらっしゃるのか教えてください。

○保険医療課長 不破生美君

ご質問ございましたお持ちの方の人数でございますけれども、療育手帳が246名、精神障害者保健福祉手帳が307名、延べ人数は553名ですけれども、重複でお持ちの方がございますので、実人数といたしましては542名でございます。

以上です。

○3番 飯田雅広君

それでは、知的障害者や精神障害者の親亡き後問題についてお聞きします。

親亡き後問題とは、親である自分の死後、障害を持った子供をどうしたらいいのかという問題です。

子供が年を重ねれば親も同じだけ年を重ねます。障害の子を抱え、若いときは一生懸命働いて介護も仕事も両立してきた親も、子供が50代になれば親も老いていきます。自分たちが

亡くなった後、この子はどうすればいいのだろう、親の責任としてこの子を残しては死ねない、このような将来に対する不安から無理心中を図るなど悲しい事件も起こっています。

これまで成年後見制度や障害者総合支援法など法整備は進んできましたが、なかなか制度としての理解が進んでいないのが現状ではないでしょうか。

町としては、この親亡き後問題にどのように取り組んでいくのかお聞かせください。

○保険医療課長 不破生美君

親亡き後問題についてでございますけれども、先ほど議員がおっしゃられましたように障害をお持ちの方の親御さん、ご家族にとりまして、ご自身が高齢になられた後や、またお亡くなりになったときの生活について、大変ご憂慮されている状況であろうと私のほうも思います。

ですので、設置に向けて動いております成年後見センターがこのたび基幹相談支援センターの機能を併せ持つことにより、成年後見制度利用促進はもとより地域のさまざまなニーズの権利擁護に関する問題に対し専門的に対応できる相談支援業務の拠点となり、親亡き後を安心して託すことができる社会づくりの中核を担うことができるよう整備を進め、身近な地域全体で障害者の方の生活を支えることができるよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

今のご答弁を聞いていますと、本当にこの新しくできる成年後見センター、この地域の本当に福祉の中心になって担っていく、そういったセンターになっていくんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひとも本当にいいものにしていただきたいなというふうに思います。

では、この海部南部地域3市町村で立ち上げる、共同で立ち上げる成年後見センターですけれども、当町としての所管は何課になりますでしょうか。また、弥富市、飛島村はどこの課が担当される予定かお聞かせください。

○保険医療課長 不破生美君

所管事務をとり行うところですが、蟹江町といたしましては民生部保険医療課で成年後見センターの事務をとり行っていく予定でございます。

弥富市につきましては、現状、民生部介護高齢課・福祉課において、このセンター設立に向けて事務等を協議を行っております。

飛島村につきましては、民生部福祉課において、センター設立に向けて事務をとり行っておるところでございます。

以上です。

○3番 飯田雅広君

何回も質問しているんですけれども、平成30年度に機構改革が行われたところですが

も、当町の成年後見制度の所管は住民課であり、機構改革が行われても変わらず住民課でありました。

このセンターができたときには、蟹江町のこのセンター自体の所管は保険医療課ということですし、先ほどお聞きした自治体でも住民課が所管されているわけありません。皆さんよくおっしゃられていますけれども、他市町村の動向というお言葉をかりれば住民課なのかなという疑問がやはり湧いてきます。

成年後見制度については、知的や精神障害の方、認知症の高齢者の方が利用者として見込まれると思います。町長の施政方針においては、障害者福祉事業の部分で成年後見センターについて言及されていました。このことから考えても、所管を住民課から移すことを検討していただいてもいいのではないかと思いますけれども、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

○民生部長 寺西 孝君

成年後見センターの設置に当たりまして、将来的には障害者の方の権利擁護の相談窓口といたしまして成年後見センターの中に基幹相談支援センターの業務も加わっていく予定でございますので、今後は保険医療課を窓口として展開をさせていただきたいと考えております。

一方で、住民の皆様のお困り事の相談につきましては、住民課住民相談係のほうにご一報入るところでございます。その中で成年後見手続が必要な方に、例えば身寄りがいないときなどは町長がかわって申し立てを行うこと、町長申し立てを行うことになってございます。この場合、迅速な戸籍親族調査等も必要となってまいりますので、住民相談といたしまして引き続き住民課がその責を担ってまいる、そんな予定をしております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

ここに関しましては町長にも何回もお聞きしておりますので、かつては福祉課という課があったというふうにもお聞きしております。それがなくなったということもありますので、一度、副町長、そのあたりの過去のいろんなお話とか、そのあたりも含め、ちょっとお聞かせいただけますか。

○副町長 河瀬広幸君

今、飯田議員のほうから成年後見制度利用促進への対策ということでお尋ねいただきました。

特に中身につきましては、町の成年後見制度に関する現状、そして取り組みの進捗状況、それから成年後見センター運営方法、あとは基本計画等々について質問いただきました。

結論としては、今私どもは保険医療課でこの制度の基幹施策をやっていききたいというふうに考えております。

流れといたしましては、福祉関係がはしりのころには福祉課というのがございまして、そ

ちらのほうで例えばいろんな障害、それから老人、それから民生委員の関係もまかなっておりましたが、非常に社会の需要に応じて複雑多岐にわたり細分化をしてみいました。

現在は、高齢者に関しては介護支援課、そして障害に関しては保険医療課、そして申し立てにかかわる戸籍関係については住民課と細分化されておりますので、飯田議員おっしゃるように当然窓口の一本化の必要は十分認識しております。まずは成年後見センターの立ち上げに保険医療課を中心としてしっかりと連携をとり、立ち上げを行った後に課題を整理しつつ組織の改編を含めて検討していきたいというふうに考えております。

飯田議員におかれましては、2回にわたって質問をいただきました。特に行政書士をやっておられて、この件に関してはある意味専門家であります。いろいろな質問の中に我々もしっかりと勉強されてきましたので、今後それも含めて、また再度のご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○3番 飯田雅広君

正直何課がやってもいいんですけれども、本当に困っている人をしっかりとサポートできる、どこの課行っていいかわからないとか、そういうような感じにならないければ本当にいいです。本当にきちんと皆さん連携とってやっていただければいいので、そのようにぜひともしていただきたいなというふうに思います。

最後に町長に、通告書にありませんけれども、2点ほどちょっとお伺いしたいので、お聞きします。

まず1点目ですけれども、私も連合愛知の政策推進議員として、連合愛知は毎年、政策要望を県また地方自治団体にさせていただいております。

連合愛知は11の地域協議会に分かれております。この地域は尾張南地域協議会ですけれども、毎年、町長にもお時間つくっていただいて、南地協独自の施策要望をさせていただいております。その中に、ここ2年ぐらい、この地域の独自の要望ということで私のこの成年後見制度を進めてほしいという要望を載せてありますので、町長よくご存じだと思います。

また、弥富市に関しましては、同じく政策推進議員がおりましたので、担当課に連絡とっていただいてお話を聞きに行ったりもしました。その中での担当課としては、非常に前向きに、早くやりたいというお話で、当時の市長にもその思いを伝えて、当時の市長も非常にやる気進んでいたというふうに聞いております。

その後、弥富市に関しましては市長さん代わられましたので、いかがでしょうか、そのほかの弥富市さんだったり飛島村の首長さんというのはこの件に関してはどのような姿勢でいらっしゃるのか。センターつくることがゴールじゃありませんので、その後をしっかりと動かしていくことが本当のゴールだと思いますので、そのあたりをお聞きしたい。

あともう1点、埼玉県志木市で平成29年3月24日に首長の強いリーダーシップのもとに、全国に先駆けて志木市成年後見制度の利用を促進するための条例を制定したというふうにあ

ります。蟹江町でも成年後見制度に関してのこういった条例等々つくるような思いというのはございますか。お答えいただけますでしょうか。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

先般の代表質問のときにも質問をいただきました。きょうお答えをさせていただいたのが全てであります。

先ほどのその質問の1でありますけれども、そもそも海部南部の広域でいろんな事業を実はやってございます。もともと蟹江、弥富、飛島、十四山という2町2村のくくりでいろんなことも行っておりましたので、伝染病の関係だとか、歴史は大変深くございます。

そういう意味で、この成年後見人制度の実際、成年後見人制度が発令をしなきゃいけない、一日も早くセンターをつくらなきゃいけないという要望の中で、弥富市さんが一番トップを切ってやっておみえになったという事実で、前の市長さんともお話をしながら、どうせやるんだったらうちも一緒に、効率性から考えるとまだ僕も詳しいことはわかりませんが、ほかの市へ声をかけましたら単独でやられるということ、飯田さんも多分知ってみえると思いますけれども、ということでございましたので、もともといわゆる介護保険と、それから障害の認定を行っておりましたので、今の市長さんにも同じお気持ちをお伝えしたら、先般も介護保険の会議がございましたので、そのときにそれぞれの首長さんにお話をしました。

誰がやるかということではなくて、1市1町1村、海部南部がしっかりと連携をとりながらセンターをつくるのがよかろうということで、非常に前向きな答えをいただいておりますので、ただ、負担金の問題がどうなるかというのが若干心配でありますし、そのルールはこれから決めていけばいいというように思っております。

また、条例の話でありますけれども、何度も申し上げておりますが、まずはどういう状況でこのセンターができるのかなということをしっかり見極めてから、必要性があれば条例をつくり、それにのっとって進めていきたいなというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○3番 飯田雅広君

成年後見制度については、国でも法律ができて大きく一步前進しました。その中で、市町村、他関係団体においては、それぞれの取り組みが求められていると思います。

市町等に対して課されているものはあくまで努力義務であるものの、蟹江町では成年後見利用促進計画においては地域福祉計画に新たな章を盛り込んで利用促進に取り組みたいという前向きな姿勢も示していただいております。

国の工程表とはちょっとずれるかもしれないんですけれども、成年後見センターの設立を含めてしっかりと進めていただきたいと思います。

先ほど少し言いましたけれども、ネットワークづくりや中核機関等の体制づくりがゴール

ではありません。そのことによって判断能力が十分でない方の権利擁護がなされて、安心して
きる地域生活が送れるようにすることが最後の目的だと思います。そのことを含めまして、
成年後見利用制度が促進していくことをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長 安藤洋一君

以上で飯田雅広君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後4時27分)